

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条)

平成 28 年 6 月



《 目 次 》

1. 前経営強化計画の実績についての総括	1
(1) 資産・負債の状況	2
(2) 損益の状況（3年間累計）	3
(3) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」に対する実績	5
(4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標に対する実績	6
2. 経営強化計画の実施期間	7
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」	8
(1) 収益性を示す指標	8
(2) 業務の効率を示す指標	8
4. 当行の現状と課題	9
(1) 地域における現状と課題	9
(2) 当行における収益の現状と課題	10
5. 経営の改善の目標を達成するための方策	11
(1) 地域への徹底支援による地方創生への取り組み	11
(2) 営業力・収益力の強化	20
(3) 経営基盤の強化	24
6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	25
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	25
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	26
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	31
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	32
(5) 情報開示の充実のための方策	32
7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	34
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	34
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	34
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	36
8. 剰余金の処分の方針	39
(1) 配当に対する方針	39
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	39
(3) 財源確保のための方策	39
9. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	40
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	40
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	41

10. 協定銀行が現に保有する取得株式等に係る事項	 42
11. 機能強化のための計画の前提条件	 43

1. 前経営強化計画の実績についての総括

平成 26 年 3 月に当行は、地域において、これまで以上に積極的かつ持続的に金融仲介機能を発揮できる態勢を整えるため、旧金融機能強化法に基づく公的資金を全額償還し、平成 20 年 12 月に改正された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下、「金融機能強化法」といいます。）に基づく公的資金への入れ換えを行い、併せて資本基盤の強化を図りました。

これに伴い、前経営強化計画（以下、「前計画」といいます。）において、『地域密着型金融の徹底による地域経済の活性化、地域への貢献』を基本方針に据え、これを実現するための取組方針として、①「地域への徹底支援」、②「現場力の強化」、③「顧客基盤の拡充」、④「収益力及び経営基盤の強化」の 4 つを定め、円滑な資金供給と質の高いサービスの提供に努めることで、地元経済の活力向上と地域の発展の貢献に取り組んでまいりました。

特に、重要課題と位置付けた「地域への徹底支援」については、厳しい経営環境の中、地域で頑張る中小企業等のお客さまと真正面から向き合い、適切にリスクを管理しつつ、コンサルティング機能を発揮し、お客さまのライフステージ等に応じた最適なソリューションを提案するとともに、経営改善等や成長・発展に必要な資金供給を積極的に行ってまいりました。

具体的には、金融機能強化法の趣旨に則った「経営改善応援ファンド（経営改善を必要とする中小企業等を対象に、経営改善計画策定を行って資金供給する事業性融資）」については、同法での公的資金入れ換え以降、2 年間で計画の 100 億円を超える 125 億円の実行となっており、「経営改善応援ファンド」取組開始後、間もないながらも、経営改善計画の着実な実行により、前倒しでランクアップした先も出始めております。

〔経営改善応援ファンドの実績推移〕（図表 1）

（単位：百万円）

	26/9 期 実 績	27/3 期 実 績	27/9 期 実 績	28/3 期 実 績	合 計	計 画	計画比
件数（先数）	19	35	43	61	158	—	—
実行金額	2,619	2,796	3,173	3,908	12,497	10,000	+2,497

お客さまの事業再生に向けた取組みとして、さらに一步踏み込んだ抜本的な事業再生支援を行うことにより経営改善が見込める中小企業等のお客さまに対しては、より精度の高い抜本的な「経営改善計画」の策定のため、外部専門機関・専門家等と連携し、第三者的な視点や専門的な知見・機能の活用による計画策定支援を積極的に行い、お客さまの経営改善に繋がる取組みを行ってまいりました（債権放棄や D D S 等の活用に向けた抜本的な再生支援を前計画期間中に実施した先は、6 社・1 グループで 25 億円）。

また、当行は商流や雇用等、地域経済への影響等を第一に考え、事業再生計画に基づく債権放棄及び再生ファンド等を活用した金融支援も回避することなく、お客さまの事業再生を図る取組みを行ってまいりました（前計画期間内の債権放棄や再生ファンドの活用による抜本的支援による債権処理額は 6 社 14 億円）。

「現場力の強化」については、「資産運用渉外（上級マネーアドバイザー）」や、年金受取口座の獲得を専門とする「年金アドバイザー」により、お客さまとの接点である営業現場に対するサポート体制の強化や行員のスキルアップ等による営業力の強化に努めました。また、「ほうわホルトホールプラザ」では、個人のお客さまの利便性を高めるために年中無休（年末年始を除く）、平日は午後 7 時まで営業する体制を構築し、各種ローンや資産運用、相続、年金、保険等のご相談・お申込みに対応しております。

さらに、これらに基づく諸施策を確実かつ持続的に実施し、「顧客基盤の拡充」と「収益力の強化」に努めることで、「経営基盤の強化」を図ってまいりました。

しかしながら、前計画において「経営の改善の目標」として掲げた「コア業務純益」、「業務粗利益経費率」の2指標のうち、「業務粗利益経費率」は達成したものの、「コア業務純益」は達成できませんでした。

また、「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標」として掲げた「中小規模事業者等向け貸出残高」、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の3指標のうち、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の2指標は計画を達成したものの、「中小規模事業者等向け貸出残高」は計画を達成できませんでした。

前計画期間における実績は、以下のとおりです。

(1) 資産・負債の状況

(運用勘定)

貸出金は、事業性貸出等を中心に増加したことで、平成28年3月末残高は計画比6,013百万円増加の408,247百万円となりましたが、平成27年度の年間平残は402,367百万円となり、計画を629百万円下回る結果となりました。個人ローンについては、住宅ローンが減少したことから、平成28年3月末残高は計画比6,284百万円減少の112,518百万円となり、平成27年度の年間平残は114,147百万円となり、計画を4,255百万円下回る結果となりました。

有価証券は市場リスクを考慮し、国内債を中心に運用した結果、平成28年3月末の残高は計画比26,020百万円減少の93,980百万円となり、平成27年度の年間平残は計画を15,544百万円下回る104,456百万円となりました。

(調達勘定)

預金は、要求払預金を中心に増加したものの、平成28年3月末の残高は計画比14,416百万円減少の515,505百万円となり、平成27年度の年間平残は計画を19,141百万円下回る512,401百万円となりました。

(純資産)

純資産は、利益剰余金の増加等に伴って、平成28年3月末の残高は計画比434百万円増加の28,034百万円となりましたが、平成27年度の年間平残は計画を200百万円下回る28,738百万円となりました。

〔資産・負債の実績推移(残高)〕(図表2-1)

(単位:百万円)

	25/9 末 実績 (始期)	26/3期 実績	27/3期 実績	28年3月末			
				計画	実績	計画比	始期比
資 産	552,002	562,552	564,719	574,015	559,683	▲14,332	+ 7,681
貸出金	380,094	387,417	405,205	402,234	408,247	+ 6,013	+28,153
うち事業性貸出	247,759	254,730	264,362	265,072	270,474	+ 5,402	+22,715
うち個人ローン	113,703	116,126	115,852	118,802	112,518	▲ 6,284	▲ 1,185
有価証券	115,183	116,267	99,135	120,000	93,980	▲26,020	▲21,203
負 債	532,474	535,240	536,445	546,415	531,649	▲14,766	▲ 825
総預金	509,155	508,439	514,822	529,921	515,505	▲14,416	+ 6,350
うち要求払預金	167,469	183,998	187,789	187,470	193,075	+ 5,605	+25,606
純資産	19,528	27,311	28,274	27,600	28,034	+ 434	+ 8,506

〔資産・負債の実績推移（平残）〕（図表 2-2）

（単位：百万円）

	25/9 期 実 績 (始 期)	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28 年 3 月 期			
				計 画	実 績	計画比	始期比
資 産	541,813	546,322	561,973	580,267	559,734	▲ 20,533	+ 17,921
貸出金	381,158	380,341	390,466	402,996	402,367	▲ 629	+ 21,209
うち事業性貸出	247,413	247,045	253,488	261,272	261,646	+ 374	+ 14,233
うち個人ローン	112,990	113,788	115,566	118,402	114,147	▲ 4,255	+ 1,157
有価証券	111,961	116,060	117,563	120,000	104,456	▲ 15,544	▲ 7,505
負 債	521,237	525,491	533,618	551,329	530,996	▲ 20,333	+ 9,759
総預金	501,900	503,871	507,283	531,542	512,401	▲ 19,141	+ 10,501
うち要求払預金	163,260	165,449	175,858	193,220	179,789	▲ 13,431	+ 16,529
純資産	20,575	20,830	28,355	28,938	28,738	▲ 200	+ 8,163

（２）損益の状況（３年間累計）**（業務粗利益、コア業務粗利益）**

前計画期間中は、金融機関の競合激化や市場金利低下の影響を受け、貸出金利回りの低下に伴う資金運用収益の減少額が、預金利回りの低下に伴う資金調達費用の減少額を上回ったため、資金利益の前計画期間内の３期間累計実績は計画を 1,237 百万円下回りました。

また、役務取引等収益が計画を下回ったことから、役務取引等利益は計画を 239 百万円下回りました。

その結果、業務粗利益の３期間累計実績は計画を 572 百万円下回り、コア業務粗利益の３期間累計実績は計画を 1,479 百万円下回りました。

（業務純益、コア業務純益）

経費は、人員数が計画を下回ったことで人件費の３期間累計実績が計画を 262 百万円下回ったほか、預金保険料率の低下等で物件費の３期間累計実績が計画を 413 百万円下回った結果、経費全体の３期間累計実績は計画を 689 百万円下回りました。

その結果、業務純益の３期間累計実績は計画を 114 百万円上回ったものの、コア業務純益の３期間累計実績は計画を 791 百万円下回りました。

（臨時損益）

株式等損益が計画を 316 百万円上回ったものの、不良債権処理額が計画を 242 百万円上回る等により、臨時損益の３期間累計実績は計画を 3 百万円下回りました。

（信用コスト）

一般貸倒引当金繰入額と不良債権処理額を合算した信用コストの３期間累計実績は、計画を 245 百万円上回りました。

（経常利益）

上記の要因から、経常利益の３期間累計実績は、計画を 110 百万円下回りました。

（税引前当期純利益、当期純利益）

税引前当期純利益の３期間累計実績は計画を 86 百万円上回ったものの、税制改正等の影響で法人税等合計が増加したことから、当期純利益の３期間累計実績は計画を 447 百万円下回りました。

〔 損益の実績推移（単体） 〕（図表 3）

（単位：百万円）

	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28/3 期 実 績	3 期間累計（ 26/3 期、27/3 期、28/3 期 ）		
				計 画	実 績	計画比
業務粗利益	9,222	9,511	9,069	28,150	27,578	▲ 572
〔 コア業務粗利益 〕	〔 9,121 〕	〔 8,845 〕	〔 8,703 〕	〔 27,850 〕	〔 26,371 〕	〔 ▲ 1,479 〕
資金利益	8,283	8,455	8,322	26,298	25,061	▲ 1,237
（貸出金利息）	（ 8,194 ）	（ 8,041 ）	（ 7,913 ）	（ 26,057 ）	（ 24,149 ）	（ ▲ 1,908 ）
（有価証券利息配当金）	（ 996 ）	（ 1,191 ）	（ 898 ）	（ 2,735 ）	（ 3,086 ）	（ + 351 ）
（預金利息）	（ 661 ）	（ 593 ）	（ 518 ）	（ 1,882 ）	（ 1,773 ）	（ ▲ 109 ）
役務取引等利益	611	307	258	1,416	1,177	▲ 239
その他業務利益	328	524	488	436	1,340	+ 904
（国債等債券損益）	（ 100 ）	（ 741 ）	（ 365 ）	（ 300 ）	（ 1,207 ）	（ + 907 ）
経費	5,847	5,988	5,832	18,358	17,669	▲ 689
人件費	3,178	3,167	3,201	9,808	9,546	▲ 262
物件費	2,345	2,473	2,264	7,496	7,083	▲ 413
（機械化関連費用）	（ 1,008 ）	（ 1,060 ）	（ 1,023 ）	（ 3,182 ）	（ 3,092 ）	（ ▲ 90 ）
一般貸倒引当金繰入額	▲ 580	413	▲ 103	▲ 274	▲ 270	+ 4
業務純益	3,955	2,884	3,340	10,066	10,180	+ 114
〔 コア業務純益 〕	〔 3,273 〕	〔 2,557 〕	〔 2,870 〕	〔 9,492 〕	〔 8,701 〕	〔 ▲ 791 〕
臨時損益	▲ 2,429	▲ 1,715	▲ 2,124	▲ 6,266	▲ 6,269	▲ 3
不良債権処理額	2,604	1,850	2,461	6,674	6,916	+ 242
株式等損益	27	59	228	0	316	+ 316
経常利益	1,525	1,169	1,215	3,800	3,910	+ 110
特別損益	▲ 31	▲ 48	40	▲ 15	▲ 39	▲ 24
税引前当期純利益	1,494	1,121	1,256	3,785	3,871	+ 86
法人税等合計	472	244	331	515	1,048	+ 533
当期純利益	1,021	876	925	3,270	2,823	▲ 447
（参考）信用コスト	2,023	2,264	2,357	6,400	6,645	+ 245

※ 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上しております。

※ 信用コスト ＝ 一般貸倒引当金繰入額 ＋ 不良債権処理額

〔利回の実績推移 〕（図表 4）

（単位：％）

	計画始期	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28 年 3 月 期			
				計 画	実 績	計画比	始期比
貸出金利回	2.138	2.154	2.059	2.271	1.961	▲ 0.310	▲ 0.177
預金利回	0.132	0.131	0.117	0.109	0.100	▲ 0.009	▲ 0.032

〔金融再生法開示債権比率の実績推移〕(図表 5)

(単位:百万円、%)

	25/9 末 実 績 (始 期)	26/3 末 実 績	27/3 末 実 績	28/3 末 実 績	27/3 末比		始期比
					27/3 末比	始期比	
金融再生法開示債権	11,199	11,852	12,513	14,713	+ 2,200	+ 3,514	
破産更生等債権	3,482	2,801	2,545	2,360	▲ 185	▲ 1,122	
危険債権	7,635	8,971	9,899	12,068	+ 2,168	+ 4,433	
要管理債権	82	80	68	284	+ 216	+ 202	
総与信残高	389,704	396,485	413,177	417,126	+ 3,949	+ 27,422	
金融再生法開示債権比率	2.87	2.98	3.02	3.52	+ 0.50	+ 0.65	

※ 金融再生法開示債権比率 = 金融再生法開示債権残高 ÷ 総与信残高

※ 平成 28 年 3 月末の総与信残高には、銀行保証付私募債に係る保証債務 77 億 45 百万円を含みます。

〔自己資本比率の実績推移(単体)〕(図表 6)

(単位:百万円、%)

	25/9 末 実 績 (始 期)	26/3 末 実 績	27/3 末 実 績	28/3 末 実 績	27/3 末比		始期比
					27/3 末比	始期比	
自己資本比率	8.25	10.08	8.12	8.10	▲ 0.02	▲ 0.15	

※ 平成 25 年 9 月末実績及び平成 26 年 3 月末実績は劣後債 67 億円を含みます。

(3) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」に対する実績

前計画では、計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」として掲げた「コア業務純益」、「業務粗利益経費率」の 2 指標のうち、「業務粗利益経費率」は達成したものの、「コア業務純益」は達成できませんでした。

① コア業務純益（収益性を示す指標）

平成 28 年 3 月期の貸出金は、金融機関の競合激化等の影響を受け、利回りは計画を 0.310 ポイント下回ったことから、貸出金利息は計画を 1,242 百万円下回りました。

一方、預金は、平残が計画を 19,141 百万円下回ったほか、利回りが計画を 0.009 ポイント下回ったことから、預金利息は計画を 62 百万円下回りました。また、利率 4 % の劣後債 67 億円を平成 27 年 2 月までに買入消却したことから、その他の支払利息が計画を 129 百万円下回りました。

その結果、資金利益は計画を 986 百万円下回る 8,322 百万円となり、役務取引等利益も役務取引等収益が計画を 76 百万円下回ったことにより、計画を 92 百万円下回る 258 百万円となったことから、国債等債券損益を除くその他業務利益は計画を 85 百万円上回る 122 百万円となったものの、コア業務粗利益は計画を 992 百万円下回る 8,703 百万円となりました。

経費が計画を 478 百万円下回る 5,832 百万円となったものの、「コア業務純益」は計画を 515 百万円下回る 2,870 百万円（始期比▲356 百万円）となり、計画を達成できませんでした。

〔コア業務純益の実績推移〕(図表 7)

(単位:百万円、%)

	計画始期	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28 年 3 月 期			
				計 画	実 績	計画比	始期比
コア業務純益	3,226	3,273	2,557	3,385	2,870	▲ 515	▲ 356

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券損益

※ 計画始期 = 25/9 期実績 × 2 倍

② 業務粗利益経費率（業務の効率性を示す指標）

経費の節減に努める一方、人員数が想定よりも増加しなかったことや預金保険料率の低下等

の影響で、平成 28 年 3 月期は「機械化関連費用を除く経費」は計画を 403 百万円下回る 4,808 百万円となったことから、「業務粗利益」は計画を 726 百万円下回る 9,069 百万円となったものの、「業務粗利益経費率」は計画を 0.18 ポイント下回る 53.02%（始期比 ▲0.19 ポイント）となり、計画を達成しました。

〔業務粗利益経費率の実績推移〕（図表 8）

（単位：百万円、％）

	計画始期	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28 年 3 月 期			
				計 画	実 績	計画比	始期比
機械化関連費用を除く経費	4,978	4,839	4,928	5,211	4,808	▲ 403	▲ 170
業務粗利益	9,356	9,222	9,287	9,795	9,069	▲ 726	▲ 287
業務粗利益経費率	53.21	52.47	53.06	53.20	53.02	▲ 0.18	▲ 0.19

※ 業務粗利益経費率 = (経費－機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

※ 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上しております。

※ 計画始期 = 25/9 期実績 × 2 倍

（４）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標に対する実績

前計画では、「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標」として掲げた「中小規模事業者等向け貸出残高」、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の 3 指標のうち、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の 2 指標は計画を達成したものの、「中小規模事業者等向け貸出残高」は計画を達成できませんでした。

前計画は、人員増を前提とした中小規模事業者等向け貸出残高計画であり、内部人員の戦力化や渉外事務の BPR にも取組んだものの、中小規模事業者等向け貸出残高目標を達成するには及びませんでした。加えて、競合他行から中小規模事業者等に提示される貸出金利条件の厳しさから、あきらめざるを得ない貸出案件も少なからずありました。

① 中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合

地域の中小規模事業者等に対する信用供与に積極的に取組んだものの、平成 28 年 3 月末の「中小規模事業者等向け貸出残高」は計画を 16 億円下回る 2,294 億円（始期比 +187 億円）となりました。一方、「総資産残高」は計画を 208 億円下回る 5,596 億円（同比 +76 億円）となったことから、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」は計画を 1.20 ポイント上回る 40.99%（始期比 +2.82 ポイント）となり、計画を達成しました。

〔中小規模事業者等に対する信用供与の実績推移〕（図表 9）

（単位：億円、％）

	25/9 末 実 績 (始 期)	26/3 末 実 績	27/3 末 実 績	28 年 3 月 末			
				計 画	実 績	計画比	始期比
中小規模事業者等向け 貸出残高	2,107	2,192	2,261	2,310	2,294	▲ 16	+ 187
除く個人貸家業	1,823	1,914	1,993		2,031		+ 208
総資産残高	5,520	5,625	5,647	5,804	5,596	▲ 208	+ 76
総資産に対する比率	38.17	38.98	40.04	39.79	40.99	+ 1.20	+ 2.82

※ 中小企業向け融資比率 = 中小企業向け貸出残高 ÷ 総資産残高

② 経営改善支援等取組先企業の数取引先の企業の総数に占める割合

取引先企業の経営改善支援等に向けた取組みとして、「創業・新事業」、「経営相談」、「事業再生」、「担保・保証に過度に依存しない融資の促進」、「事業承継」の各項目に積極的に取組んでおり、平成 27 年度下期は全ての項目が計画と同じか上回った結果、「経営改善支援等取組先企業合計数」は計画を 124 先上回る 407 先（始期比 +182 先）となりました。

一方、「取引先企業総数」は計画を 75 先上回る 5,625 先（始期比 +569 先）となったことから、「経営改善支援等取組先企業の数取引先の企業の総数に占める割合」は計画を 2.14 ポイント上回る 7.23%（始期比 +2.78 ポイント）となり、計画を達成しました。

〔 経営改善支援等取組状況の実績推移 〕（図表 10）

（単位：先、％）

	25 年度 上 実 (始 期 績 期)	25 年度 下 期 実 績	26 年度 上 期 実 績	26 年度 下 期 実 績	27 年度 上 期 実 績	平成 27 年度下期			
						計 画	実 績	計画比	始期比
経営改善支援等 取組先企業合計	225	306	465	444	426	283	407	+ 124	+ 182
創業・新事業	53	57	97	108	102	72	83	+ 11	+ 30
経 営 相 談	63	75	83	86	88	68	74	+ 6	+ 11
事 業 再 生	7	13	12	13	12	13	13	± 0	+ 6
担 保 ・ 保 証	97	157	272	232	218	125	220	+ 95	+ 123
事 業 承 継	5	4	1	5	6	5	17	+ 12	+ 12
取 引 先 総 数	5,056	5,256	5,340	5,404	5,491	5,550	5,625	+ 75	+ 569
比 率	4.45	5.82	8.70	8.21	7.75	5.09	7.23	+ 2.14	+ 2.78

※「担保・保証」とは、担保・保証に過度に依存しない融資をいいます。

※ 比率 = 経営改善支援等取組先企業合計 ÷ 取引先総数

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化法第 12 条の規定に基づき、平成 28 年 4 月より平成 31 年 3 月までの「経営強化計画」を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」

(1) 収益性を示す指標

〔 コア業務純益の改善額 〕 (図表 11)

(単位：百万円)

	28/3 期 実 績 計画始期	28/9 期 計 画	29/3 期 計 画	29/9 期 計 画	30/3 期 計 画	30/9 期 計 画	31/3 期 計 画	改善額
コア業務純益	2,870	990	2,019	1,135	2,434	1,513	3,031	161

※コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

(2) 業務の効率を示す指標

〔 業務粗利益経費率の改善幅 〕 (図表 12)

(単位：百万円、%)

	28/3 期 実 績 計画始期	28/9 期 計 画	29/3 期 計 画	29/9 期 計 画	30/3 期 計 画	30/9 期 計 画	31/3 期 計 画	改善幅
機械化関連費用を除く経費	4,808	2,522	5,017	2,611	5,131	2,554	5,026	218
業務粗利益	9,069	4,127	8,167	4,280	8,529	4,608	9,480	411
業務粗利益経費率	53.02	61.10	61.43	61.00	60.15	55.42	53.01	▲0.01

※1 業務粗利益経費率 = 機械化関連費用を除く経費 ÷ 業務粗利益

※2 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上

4. 当行の現状と課題

(1) 地域における現状と課題

当行が営業基盤とする大分県の経済は、新産業都市指定などの政策により県外から誘致された企業を中心とする産業も多く、素材中心の産業集積型であることから、景気動向や原料価格の変動等による影響を強く受ける傾向にあります。したがって県内景気は振れ幅が大きく、地域の信用リスク管理の難易度が高いといえます。また、全国的に見ても赤字事業者の割合が大きな地域（九州では突出して多い）でもあります。

景気拡大時には過剰投資にならないようなコントロール、景気後退時にはトップラインの悪化抑制などが地域の事業者には必要となるため、提案営業などと称される安易な設備資金供給やコスト削減アドバイスなど地域金融機関で伝統的に行われてきた手法の有効性には限界がある地域と考えております。

しかしながら、景気拡大時の提案営業などによる資金供給は県内金融機関がやらなければ、県外金融機関が積極的に行いますが、景気後退時の本業支援については、県内金融機関が責任を持たなければならないと考えます。当行は二番手の地域銀行として、以前の苦しい時期にその存続を期待されて多くの取引先から資本支援を受けた経緯もあり、景気後退時の本業支援について地域事業者からの当行への期待は大きく、またそれに応える責務があると考えています。前計画から開始した「経営改善応援ファンド」は、経営改善計画に当行と債務者が合意して、計画に則した資金供給を行う事業性融資商品ですが、経営改善に向けた意欲のあるお客さまの多さに支えられて、計画以上の実績をあげることができました。

本計画において、経営環境にハンディを有するお客さまの経営改善意欲を裏切らないために、経営改善計画の着実な進捗を確保するための本業支援を「販路開拓コンサルティング」（詳細は、11 頁「地域への徹底支援による地方創生への取組み」等に記載しております）として取組む決断をいたしました。「経営改善応援ファンド」は全店で取り扱っておりますので、「販路開拓コンサルティング」も特定の先に偏ることなく、面的に展開していくことが可能です。また、お客さまに経営改善ニーズがある以上は継続して取組んでいく必要があります。

派手な大規模プロジェクトへの関与のような地方創生よりもむしろ、ミクロの地方創生を面で継続的に展開していくことを中心に据え、当行の身の丈に合った地方創生で「地益創生」を生み出すべく取組んでまいります。

〔大分県の法人数推移〕（図表 13）

（単位：社）



（出所：国税庁統計資料）

（２）当行における収益の現状と課題

平成 18 年から 3 年間で不良債権比率を半減させた後の平成 22 年度以降の 6 年間に於いて、破綻処理目的のバルクセール等の累計信用コスト発生は 40 億円、事業再生目的での累計信用コスト発生は 23 億円となり、地域銀行として一貫して地元経済への悪影響を極小化するための目配りをしつつ、信用コスト抑制と両立させてまいりました（新法での公的資金入れ換え後 2 年間で再生支援 25 億円、抜本的支援 14 億円）。

しかしながら、当期純利益が 10 億円に届かないことも多い当行において、優先株式の配当負担が重い（公的資金以外だけで年間 234 百万円）ことから、限界まで経費削減を行って、辛うじて配当可能利益が確保されるものの、利益剰余金の蓄積が思うように進まない状況にあります。

平成 26 年の金融機能強化法に基づく公的資金入れ換え以降は、金融機能強化法の趣旨に則った「経営改善応援ファンド」を導入し、2 年間で計画の 100 億円を超える 125 億円の実行となっております。

「経営改善応援ファンド」については、個社毎の経営改善計画の策定が実行の条件であることから、実際の信用コストの増加は 3 億円程度と小幅にとどまっており、配当可能利益（さらにはその先の公的資金返済原資）の確保に向けて、信用コストの抑制と地元への円滑な資金供給の両立が実現できていると考えております。

このような状況下、担保や保証に依存せず、事業性評価を重視した融資等で地域への資金供給を行うことで、いかに活路を見出していくかが課題と考えております。

今後はこれに加えて、お客さまの売上入金実績額を成果のベンチマークとする「販路開拓コンサルティング」に取り組むことで、資金供給と信用コスト抑制、さらには貸出の定価販売（金利競争の回避）をより確実にしていく方針であります。

〔 過去 10 年間の収益推移 〕（図表 14）

（単位：百万円）

	19/3 期 実 績	20/3 期 実 績	21/3 期 実 績	22/3 期 実 績	23/3 期 実 績	24/3 期 実 績	25/3 期 実 績	26/3 期 実 績	27/3 期 実 績	28/3 期 実 績
コア業務粗利益	10,260	10,002	9,178	8,963	8,951	9,725	8,786	9,121	8,545	8,703
資金利益	10,054	9,482	8,896	8,488	8,524	8,576	8,232	8,283	8,455	8,322
（預貸収支）	8,861	8,027	7,776	7,538	7,953	8,114	7,710	7,532	7,448	7,394
役員取引等利益	339	520	234	136	372	531	508	611	307	258
経費	6,701	6,034	5,832	5,928	5,992	5,854	5,792	5,847	5,988	5,832
人件費	3,254	3,086	3,078	3,103	3,188	3,138	3,103	3,178	3,167	3,201
物件費	3,046	2,600	2,440	2,500	2,487	2,383	2,370	2,345	2,473	2,264
コア業務純益	3,558	3,968	3,346	3,034	2,959	3,871	2,993	3,273	2,557	2,870
経常利益	▲6,766	1,377	▲892	▲78	993	1,534	875	1,525	1,169	1,215
当期純利益	▲7,729	1,206	98	372	986	1,564	787	1,021	876	925
信用コスト	10,262	1,953	3,307	2,320	1,604	2,268	2,241	2,023	2,264	2,357
貸出金残高（億円）	3,573	3,669	3,459	3,526	3,748	3,785	3,878	3,874	4,052	4,082
預金残高（億円）	4,746	4,532	4,393	4,420	4,617	4,808	5,014	5,084	5,148	5,155
貸出金利回（％）	2.63	2.61	2.67	2.59	2.46	2.34	2.22	2.15	2.05	1.96
預金利回（％）	0.12	0.29	0.34	0.27	0.18	0.13	0.12	0.13	0.11	0.10
単純預貸利鞘（％）	2.51	2.32	2.33	2.32	2.28	2.21	2.10	2.02	1.94	1.86

5. 経営の改善の目標を達成するための方策

これまで当行は、地域への徹底支援を目的に、お客さまの経営改善に必要な新規融資をプロパ一貸出で対応する「経営改善応援ファンド」により、資金供給を行ってまいりました。同ファンドの導入は金融機能強化法の趣旨である地域経済活性化や地方創生、事業性評価を重視した融資に対して道を開くものとして意義深く、当行のビジネスモデルの基本的な方向性を示すものであると考えております。

一方で、こうした積極的な地域への資金供給には、潤沢な資本が必要となることから、地域経済を支え続ける銀行としての経営の健全性確保のためには資本の毀損抑制に万全を期さなければなりません。「経営改善応援ファンド」は取扱開始以降、経営改善計画を策定することとしており、資本の毀損抑制に一定の効果をあげておりますが、本計画期間以降、通常は取引先任せになることが多い、経営改善計画の営業（事業活動＝オペレーション）に関する部分へ当行が積極的に関与することで、経営改善計画の着実な履行をサポートすることとし、盤石な資本の毀損抑制を確立する方針といたしました。

さらには、当行の資本が金融機能強化法の趣旨に基づき適切に活用されていることを継続的に確認できるよう、リスク関連の管理会計の整備をあわせて進めてまいります。

当行は活性化すべき地元を大分県と定め、地元金融機関として地方創生に責任を持って「地元取引先事業者のトップライン（売上高）改善に向けた本格的関与」「事業性評価を重視した貸出による地元需要者への資金供給」に取り組んでまいります。

その方策として、以下に掲げる「地域への徹底支援による地方創生への取組み」「営業力・収益力の強化」「経営基盤の強化」を大きな柱といたします。

（１）地域への徹底支援による地方創生への取組み

「経営改善応援ファンド」は、思い描いたような経営環境になく、苦境を脱却するための資金調達と経営改善を望まれるお客さまへの安定的な資金供給にあわせて、そのリスク管理として銀行が関与した経営改善計画の策定を行い、資金を供給するものであります。

今後は、顧客に提供する付加価値を向上し、同ファンドのプライシング強化に加え、ファンド利用が当面不要な先でも将来、不測の事態に陥った場合にもこうしたファンドを取り扱っている当行と取引を持つておくことのメリットを理解してもらい、営業推進全般に活用してまいります。

同時に、信用コストの増加を回避するために同ファンド利用先の確実な計画進捗（ランクアップ）にこれまで以上に真摯に関わる所存ではありますが、限られた資本を使っての地元への安定的な資金の提供という商品性から、伝統的に銀行が関わって作成する経営改善計画の弱点を克服する必要があると考えております。

すなわち、伝統的に銀行が関わって作成する経営改善計画は、ファイナンスに関わる計画については深く関与するものの、事業活動に関わる計画は基本的にお客さま任せ、関わったとしても試行錯誤の域を脱せないことが多いように思われます。策定当初は合実計画、実抜計画となることを期待しているものの、不測の経営環境悪化などに直面し、売上の予想外の減少といった事業活動に関わる計画部分に影響が生じ、事業再生を実現できなくなるケースもあります。

地域への徹底支援を掲げる当行としては、経営改善計画の事業活動に関わる計画にも深く関与し、経営改善計画の着実な履行を確保することを目的とし、そのために、限られた資本を使って安定的な資金を提供する新たな「経営改善応援ファンド」に取り組むことといたしました。

こうした取組みには取引先事業者の事業性評価能力などが必須となりますが、まだまだ力不足であることを鑑み、事業活動に関わる売上計画の安定化という取組みやすいことに当面は専念することを予定しております。

また、前向きな資金需要も盛り上がらない中、地元の取引先事業者でも「売上の改善」には強いニーズを持つこともふまえて、経営改善計画を策定することもない、「経営改善応援ファンド」

取組先以外での売上改善関与も前広に取組んでいきます。当行の事業性評価能力向上に資すると同時に、地元の事業者からなくてはならない銀行としての信頼を確保すべく、リレーションの改善も期してまいります。

具体的な取組みとしては、新たな販路開拓をサポートすることで、売上改善を確保するためのコンサルティング「販路開拓コンサルティング」を企画いたします。

①販路開拓コンサルティングについて

イ．取組みの概要

販路開拓コンサルティングは当行でも従来から取組んできたビジネスマッチングや商談会と類似の取組みのように捉えられがちですが、大きく異なった取組みとなります。

図表 15 のように従来型のビジネスマッチング・商談会が自行の能力を考慮し、委託元と販売先の商取引に一定の距離をおきながら、高いクオリティの商談を少ない稼働負担で成約させることに主眼が置かれていることに対し、当行の販路開拓コンサルティングは委託元と販売先の商取引に、銀行としてのコンプライアンスや地元経済の構成員としてのコンプライアンスに配慮しながら、大きくコミットするところに特徴があります。

限られた資本同様、限られた経営資源の中、こうした取組みには多大な負担があると懸念されますが、金融機能強化法の趣旨に則った取組みと信用コスト抑制による健全経営を両立するために最もマッチする取組みであるとの判断に至りました。

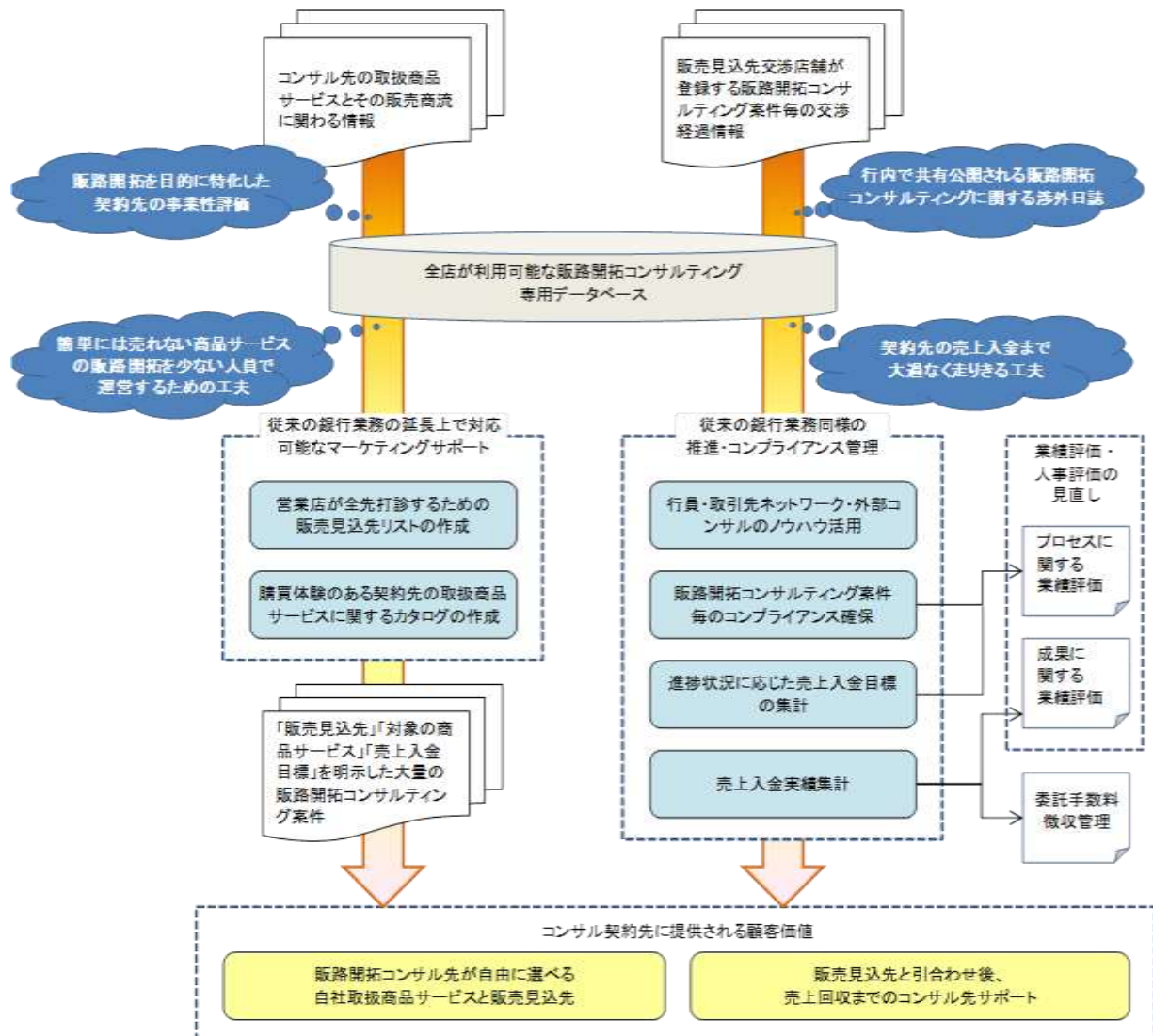
売れる商品サービスを持つ事業者ばかりではないこと、地元小規模事業者には大企業や中堅企業のような営業専担部署を有していることも少なく、引き合わせ後の交渉等に課題が大きいこと、委託手数料が成果報酬型であることなどから、販路開拓コンサルティングを当行に期待する取引先事業者の満足も確保できるものと考えております。

〔 従来型のビジネスマッチング・商談会と販路開拓コンサルティングの違い 〕（図表 15）

	従来型のビジネスマッチング・商談会	販路開拓コンサルティング
委託元に提供される顧客価値	委託先（取引先）と新たな販売先の引き合わせ	委託元（取引先）と新たな販売先の引き合わせ
		委託元（取引先）の新たな販売先との交渉・契約サポート
		委託元（取引先）の売上代金入金までのトレース
提供する顧客価値の対価	多くは無料、販売先を取引先と予め想定している場合は有料	売上代金入金実績の累計額が契約額を超えてはじめて発生する成果報酬
一般的に期待される委託元像	本来なら飛ぶように売れるはずの隠れた商品や技術を有する一部の事業者取引先	売上増強や安定に不安を抱えるすべての事業者取引先
一般的に期待される販売先像	マッチング業者や親密他行から紹介される移輸出を前提とした県外大企業、海外企業	県外企業から仕入・購買を行っている当行取引先の地元企業や個人団体
	県内の取引先大企業・中堅企業	当行県外店舗や親密他行から紹介された取引先企業や個人団体
蓄積する情報	マッチングを意図した売りたい情報・買いたい情報（取引先の販売・購買ニーズ）	委託元の売りたい商品サービスの過去の販売実績に関する詳細情報
	バイヤー情報	委託元に承認された販路開拓コンサルティングの案件情報（案件とは対象商品サービス・販売見込先・売上入金見込額の3点を具備したもの）

コンプライアンス等	引き合わせにとどめ、取引に深く関与しないことから管理負担は軽微	引き合わせから売上入金まで、取引に深く関わるため管理負担大
-----------	---------------------------------	-------------------------------

〔販路開拓コンサルティングの概要〕（図表 16）



ロ. 取組み上工夫する点

a. 面的展開による事業性評価レベルの底上げ

販路開拓コンサルティングは、「経営改善応援ファンド」利用先が希望すれば必ず提供されるという関連づけがなされていることから、販路開拓コンサルティング契約先を選別するようなことはできません。全店で通常の融資商品として「経営改善応援ファンド」を取り扱っている以上、全店で継続的に行われる必要のあるコンサルティングとなります。面で地域経済を支援できることを企図しており、当然ながら本格的な事業性評価は必須となります。

契約先の取扱商品サービスの購買を期待する販売見込先については、銀行取引であり縁の無い遠方のバイヤーやその紹介者に依存することなく、まずは全店の身近な取引先が県外業者からの商品サービスの仕入に際し、その県外業者など当行取引先以外に支払われている仕入代金を、地元で同様の商品サービスを取り扱っている事業者へ新しい売上として環流させる「ローカル商流化」から着手していきます。こうすることで全店の行員の、取引先それ

それぞれのバイヤー的なノウハウが強化され、契約先取引店でなくても事業性評価能力を高めることができるものと思われ、県外への移輸出による売上付与にも道を開くことを企図しております。

また、契約先のなかで希望する先には、自社製品・サービス等のPRや販路開拓に当たっての要望等を当行行員向けに説明会として依頼する予定であります。

b. データベースの活用と業績評価への展開

販路開拓コンサルティングは、従来型のビジネスマッチング・商談会より大きく難易度があがるため、業務負担の軽減を意図して、販路開拓コンサルティング専用のデータベースシステムを活用してまいります。目視でしか管理できないテキストデータ以外のハンドリングしやすい各種データも活用し、蓄積される契約先からの各種情報を元に営業店の効率的な販路開拓マーケティング活動を可能とし、案件の進捗や交渉経過のデータ等の情報を一元管理し、従来の銀行業務同様の業績評価を活用することで契約先の売上改善へのインセンティブを全店全行員で共有化してまいります。

販路開拓コンサルティングに係る業績評価にはバランススコアカードを用い、当行財務面の管理指標として「経営改善計画での売上計画進捗の安定化によるE L（管理会計上の信用コスト）の削減」を設定する一方、顧客満足に係る管理指標として「契約先の売上入金実績額」を設定します。「契約先の売上入金実績額」を管理指標にすることで、「経営改善応援ファンド」利用先以外の契約先では、売上の増加によるリレーションの改善、ひいては既往の銀行取引の改善が期待できます。また、増加運転資金や設備資金の需要の喚起にもつながるものとして大いに期待できます。

さらに、従来の預金、融資等の本来業務と同列的な本業としての販路開拓コンサルティングを行内に定着させていくために、営業店総合表彰等の業績評価制度を見直すとともに行員個人の評価としても採用してまいります。

c. 地域経済活性化に真摯に対応した組織風土の醸成

当行は行員の絶対数が不足と考えており、そのような中で販路開拓コンサルティングに対して、十分な対応ができる行員を捻出する必要があります。システムで業務フローをサポートし、業績評価で現場を動かす態勢ができたとしても、行員に対する販路開拓コンサルティングへの取組意欲を喚起することも課題と考えております。

過去をふり返れば、新規業務で取組意欲を喚起した、預かり資産業務があげられます。銀行業務と親和性が高い投資信託や生命保険の取扱資格取得で、いち早く本業として定着した感があります。預かり資産業務を販路開拓コンサルティングに置き換えると、生命保険会社や投信委託会社という契約先が扱う生命保険や投資信託の新たな販路を当行取引先とした販路開拓コンサルティングと見なすことができます。

しかし、生命保険会社や投信委託会社は地元の取引先であることはなく、地域経済活性化に対する貢献度は大きくありません。ところが、販路開拓コンサルティングは当行と取引のある地元の取引先の取扱う商品サービスの販売先を当行の手で開拓することで、地域経済活性化が期待でき、それが売上改善実績として可視化されることになります。

地元の繁栄と地域住民の幸せ、それを底支えする地域経済活性化を願わない当行行員はおりません。その希望を叶えることに関与することで取組意欲を必ず喚起できるものと考えております。若手行員や渉外を経験することなく内部事務に長年携わる行員の従業員満足にも等しく訴え、地域に貢献することが最大の使命であり喜びであるという組織風土の醸成の効果も期待できます。経営陣や本部からも積極的に販路開拓コンサルティング取組意義を発信していく所存であります。

② 経営改善が必要なお客さまへの取組み

イ. 「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給

経営改善を必要とする中小企業等のお客さまの資金ニーズに対応するため、足許の財務状況は必ずしも芳しくないものの、お客さまの事業内容や成長可能性等を適正に評価（事業性評価）し、合理的で実現可能性の高い「経営改善計画」を策定するなど、経営改善が見込めるお客さまに対し、同計画に基づき、お客さまの経営改善に必要な新規融資を過度に担保・保証に依存せずにプロパー貸出で対応する「経営改善応援ファンド」の実行により、これまで以上に積極的な資金供給を行ってまいります。

当ファンドは、経営改善計画の策定支援、経営アドバイス、ファンドによる資金調達支援を行うものであり、平成 26 年 4 月の創設から、平成 28 年 3 月末現在で、累計 158 先に対し 12,497 百万円の融資を実行しております。

通常の商品は実行限度額を設定することで、収益管理や信用リスク管理を行うことが一般的ですが、「経営改善応援ファンド」は実行限度額を設定せずに、その時々での経営改善を必要とする中小企業等のお客さまの資金ニーズに対応してまいります。

そのためにも当ファンド実行により、野放図に信用コストが膨らんでいくためのベストプラクティスとして、一旦は増加する管理会計上の E L を、経営改善を実現していくことで、確実に減らしてまいります。

ロ. 経営改善計画の策定・推進に向けた積極的な支援

中小企業等のお客さまには、様々な事情により、自力で経営改善計画を策定することが困難なケースも多くみられます。

そうした状況も踏まえ、お客さまとの協働を基本方針としつつ、合理的で実現可能性の高い「経営改善計画」の策定に向け、営業店と融資部企業支援室が連携して、お客さまの事業内容や成長可能性・事業継続性を十分に把握・分析し、積極的に支援を行ってまいります。

また、同計画の策定にあたっては、お客さまを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、早い段階で経営改善支援に着手し、短期継続融資の対応や必要に応じて貸出条件の変更を含めた柔軟な対応を行うことなどで、お客さまの資金繰りや財務状況の改善を促進する方針としております。

同計画の推進に向けた支援としては、営業店と融資部企業支援室が連携して、計画の進捗状況をモニタリングし、お客さまの実態把握・課題分析と今後の進捗見通しを十分に検討するとともに、必要に応じて外部専門機関・専門家等とも連携し、経営改善に対するアドバイスを行ってまいります。

さらに、計画の達成が困難となり、より精度の高い計画への見直しが必要と判断される場合は、外部専門機関・専門家等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を活用し、計画策定を積極的に支援するとともに、抜本的な事業再生支援も行ってまいります。

また、今般開始する販路開拓コンサルティングは契約先に単年度での当行の努力による売上付与を実額でコミットすることから、従来手薄であった事業活動（オペレーション）に関わる計画部分へも関与を深め、策定する経営改善計画の質が向上することも企図しております。

ハ. トップラインの改善に向けた経営改善支援

経営改善支援としての本業支援には様々な手法が存在しますが、当行ではお客さまの売上（トップライン）の改善に注力して取り組むこととします。地方創生や地域経済活性化が進まないのは、「地域の事業者の売上が伸びない」ことに起因すると考えております。売上が伸び

ないと、その事業者は雇用も賃金も増やせず、地域の人口減少の一因となりますし、賃金以外のコスト削減も行われ、その事業者から売上を得ている他の地元事業者の売上減少として商流を通じて連鎖していきます。この商流には当行のような地域銀行も例外ではなく、健全な運転資金需要はいつまでも盛り上がり、金利引下げ要請ばかりがなされることになるわけです。しかし、これらの悪循環は事業者の売上が改善することにより、すべて好循環に変わるものと考えております。

これらの悪循環は売上が改善すると、すべて好循環に変わると同時に、コンサルティング機能に資する人材が多いとは言えない当行のような小規模な地域銀行の行員にとっても、お客さまの売上（トップライン）を改善するということは取組みやすい本業支援であると判断いたしました。

販路開拓コンサルティングでは、お客さまの決算期毎に当行の関与で増加する売上入金額の目標を協議のうえで定めて、売上実績がその目標を超過した場合に、はじめて委託手数料が発生するという対等な業務委託契約をお客さまと締結します。

このようなコンサルティングを成果報酬制にすることによって、契約先にとっては、自社の事業には不慣れな銀行員に本業支援を委託する不安感を緩和し、当行にとっては、顧客満足に満たない本業支援を繰り返しては、重い稼働負担が水の泡となることから一定の規律付けとして機能するものと考えております。

もちろん銀行が取組むコンサルティング業務であり、銀行法等の関連業法のみならず、それぞれのお客さまに関連する業法、健全な商取引を確保するための独占禁止法などを十分に検討したうえでコンプライアンス上のルールを設定しております。特に銀行の付随業務として認められるための重要な条件である優越的地位の濫用防止については、慎重なルール設定を行い、すべての銀行業務の根幹に関わる重要なルールとして改めて行内への周知も行っております。

コンプライアンスが重ければ重いほど、楽な販路開拓、楽な売上入金実績は少なくなります。これを補完するために、契約先の取扱商品サービスのマーケティングにも注力してまいります。

さらに、契約先の取扱商品サービス毎に見込リストをデータベースで営業店に還元し、交渉結果を再度データベースにフィードバックすることで、見込リストの精度（ヒット率）を高めていくような伝統的なデータベース・マーケティング手法を用います。

また、銀行員には、なかなか売れない商品サービスでも交渉すべきとされた見込リストを渡されると、全先を交渉する、しなければならないと考える律儀な習性があり、この習性を伝統的なデータベース・マーケティング手法に活用して、厳しいコンプライアンス前提での売上入金実績向上を企図しております。

二．外部専門機関・専門家・他金融機関等による連携支援

当行では、お客さまの経営改善支援における問題解決策の提案・実行支援を行うため、外部専門機関・専門家等の第三者的な視点や専門的な知見・機能の活用を行ってまいります。

特に、事業再生においては地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業再生支援協議会等の外部専門機関及び税理士・公認会計士・弁護士等の外部専門家等との連携強化に努め、販路開拓コンサルティングにおいては、小規模事業者が頼りにしている税理士・公認会計士との連携を強めてまいります。これらのコンサルティング機能や情報提供機能を積極的に発揮することで、中小企業等のお客さまに対する経営改善等支援を徹底してまいります。

③ 創業・新事業を目指すお客さまへの取組み

イ．創業・新事業支援に向けた取組み

当行では、これまで創業や新事業を目指すお客さまに対して、事業計画等の作成支援及び大分県や各市町（以下、「自治体」といいます。）の各種支援制度等に関する情報提供を通じた支援に取り組んできたほか、併せて技術評価や製品化のニーズもあるお客さまに対しては、大分大学や日本文理大学との業務連携による「産学連携支援サービス」の提供や「技術相談会」の開催などを通じた支援に取り組んでおります。

また、当行独自の取組みとして、平成 27 年 6 月より大分県金融機関提案型資金「ほうわ地方創生支援資金（創業・新事業）」の取扱いを開始し、創業支援融資の取組みを強化しております。

県内 18 自治体（1 村を除く県・全市町）とは地方創生に係る連携協定を締結しており、その強化を図っております。特に大分市については創業に関わる相談支援を実施する「創業支援事業計画」の連携機関（創業支援事業者）として当行は参画しております。

平成 26 年 6 月には日本政策金融公庫大分支店及び別府支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しており、共催による「創業セミナー」を定期的に開催するほか、創業融資ノウハウを有する同公庫との連携による事業計画書作成支援や協調融資等、ワンストップでの支援を積極的に行ってまいります。また、外部専門機関とも連携し、コンサルティング機能や情報提供機能の積極的な発揮に努めてまいります。

販路開拓コンサルティングは、販路が限られている創業・新事業支援先ほど効果を発揮することはいうまでもありませんし、当行は一番手間のかかる創業事業者の販路開拓を避けるようなこともいたしません。地域経済活性化に向けて全力支援してまいります。

ロ. お客さまをサポートするためのサービスの拡充

当行は平成 24 年 11 月に、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「認定支援機関」の認定を受けており、中小企業等の経営改善支援を徹底しております。

具体的には、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」の策定や、国及び地方公共団体が実施する各種補助金（創業補助金、ものづくり補助金等）の案内から申請書作成まで、一貫した支援を行っております。

今後は、経営課題に関する相談については各自治体と連携して積極的に行ってまいります。国や大分県の中小企業支援施策についても、お客さまのライフステージに応じて、タイムリーな情報提供を行ってまいります。

販路開拓コンサルティングとは異なる、従来から取組んできたビジネスマッチング・商談会の支援としては、第二地方銀行協会加盟行との共同開催による商談会や西日本シティ銀行を中心とした九州地区の地域金融機関との合同商談会、行政機関と連携した商談会を積極的に活用しております。今後もお客さまの販路開拓や地域の産業振興に向けたサポートを積極的に行ってまいります。

また、平成 20 年 6 月に開始した「HOWA ビジネスマッチング情報交換制度」※を活用し、お客さまのニーズに対応するとともに、地場産業の振興寄与、ならびに関連する信用供与ニーズの確保に取り組んでまいります。

このような取組みは過去実績もあることから販路開拓コンサルティングと並行して、継続的に取り組んでまいります。地域経済活性化や事業性評価能力の底上げなどに対するシナジーを企画いたします。

※「HOWA ビジネスマッチング情報交換制度」とは、取引先のビジネスマッチング情報ニーズを全店で共有化し、本支店間及び業務提携先と情報交換を行うことで、取引先へ仕入先、販売先、技術提携先、業務提携先などのビジネスパートナーとの出会いの場の提供や、紹介を行うものです。

④ 成長段階にあるお客さまへの取組み

イ. 地域住民としてのコモンボンド構築に向けた取組み

成長段階にあるお客さまの中には当行の販路開拓コンサルティングを必要としないほどの安定的な商品サービスの販路をすでに確保されている場合も多いと思われます。このようなお客さまに対しては、別な付加価値提供を行ってまいります、「経営改善応援ファンド」や販路開拓コンサルティングに関する当行の思いに賛同いただくことに力を入れていきたいと考えております。

当行同様、地域住民として地域経済活性化に異論を唱えるような地元のお客さまはいらっしゃらず、地元大分というコモンボンド（共通の絆）で繋がっているといえます。また、身近なところに創業・新事業のステージにあるお客さまや事業再生が必要なお客さまもいらっしゃいます。過去の自らの姿に重ね、将来なるかもしれない姿と心配される成長段階のお客さまもいらっしゃるかもしれません。

そうしたお客さまが当行の「経営改善応援ファンド」や「販路開拓コンサルティング」の取組みにも賛同し、時には販路開拓コンサルティングの販売見込先として地域経済活性化という共通の目的に向けてご協力いただけるよう、しっかりと取組んでまいります。

さらに、「経営改善応援ファンド」が存続し続けることによるメリットや安心を感じていただけることは、お取引先にとって極めて有効であると考えています。すなわち、融資予約などは不可能ですが、万が一成長が停滞し、衰退していくような状況になったときに「経営改善応援ファンド」や「販路開拓コンサルティング」での当行の応援により、必ず立ち直れるという希望をもっていただけるからです。つまり、当行への将来的な地域経済活性化の維持機能への期待といえます。

そうした機能を有した地域銀行と良好なリレーションを維持していくことに価値を見いだしていただき、従来の銀行業務全体での取引振りを改善してまいります。

ロ. 地域に特色がある産業への取組み

大分県経済の特徴として、進出大手企業の多くが素材中心の産業集積型であることから、景気動向や原料価格の変動等による影響を強く受ける傾向にあり、このことから成長段階にあるお客さまでも急速に成長が鈍化したり、衰退する可能性が高いということが危惧されます。環境変化により経営改善等が特に必要になりやすい中小規模事業者等のお客さまに対して経営改善支援を行ってまいります。

また、コンサルティング機能や情報提供機能を発揮し、販路開拓コンサルティングによる販路拡大や、仕入先、業者紹介等に向けた支援を徹底するとともに、資金ニーズの掘り起こしに努めてまいります。

また、成長性が高い業種ながら、不本意な成長となっているようなお客さまは、成長業種であっても他行から支援をされないことも多く、そのようなお客さまに対しても積極的に支援の手を差し伸べてまいります。成長力を持った業種・企業で、銀行のサポートが無くとも自力での成長が十分に可能なお客さまに相乗りしたような安易な戦略とは、当行は決別していく所存であります。

⑤ 事業再生が必要なお客さまへの取組み

当行では、中小企業等のお客さまに対する事業再生支援を徹底するため、融資部企業支援室に、プロパー行員に加え専担者として、整理回収機構出身者3名及び西日本シティ銀行からの出向者2名を配置し、事業再生支援態勢の強化を図っております。

本計画においては、さらに一歩踏み込んだ事業再生を行うことにより、経営改善を見込むことのできるお客さまに対して、抜本的な経営改善計画の策定を支援するとともに、販路開

拓コンサルティングも提供して計画の安定性を高め、同計画に基づき、D D Sや債権放棄、事業再生ファンドの活用等の金融支援を行うことで、地域内の雇用や商流など、地域経済への影響にも十分に配慮し、中長期的な視点に立ち、お客さまの事業再生支援を徹底してまいります。

また、当行、宮崎太陽銀行、南日本銀行の3行では、平成25年3月、地域のお客さまに対する事業再生支援のさらなる強化を通じ、それぞれの地域の経済活性化と各行の貸出資産の健全化を図るため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立いたしました。

同委員会では、定期的にあおぞら銀行グループも交えて協議会を開催し、3行の事業再生支援に関する手法・知見を共有するとともに、「地域経済活性化支援機構（REVIC）」との連携強化に取り組んでおります。

今後とも、同委員会を定期的に開催、活用し、中小企業等のお客さまに対する事業再生支援態勢の強化を図ってまいります。

イ. 抜本的な経営改善計画の策定・推進に向けた積極的な支援

お客さまの事業内容や事業継続性等を適正に評価（事業性評価）し、さらに一步踏み込んだ事業再生支援を行うことにより、経営改善が見込める中小企業等のお客さまに対しては、より精度の高い抜本的な「経営改善計画」の策定に向け、営業店と融資部企業支援室が連携して計画策定支援を行うとともに、必要に応じて外部専門機関・専門家等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を活用し、計画策定を積極的に支援してまいります。

さらに、同計画の進捗状況の把握と深度のある関係構築のため定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて外部専門機関・専門家等とも連携しながら、お客さまの早期再生に向けたフォローアップを徹底してまいります。

ロ. D D Sや債権放棄などによる再生支援

当行では、前述のとおり、抜本的な事業再生を必要とするお客さまの早期再生に向け、真に実効性のある事業再生支援のため、外部専門機関・専門家等とも連携し、再生計画に基づくD D Sや債権放棄等による金融支援に積極的に取り組んでまいります。

ハ. 事業再生ファンド等の活用による再生支援

当行では、大分ベンチャーキャピタル株式会社が運営する事業再生ファンド「おおいたPORTAファンド」（平成25年4月組成）へ出資しているほか、平成25年3月にあおぞら銀行グループと業務提携し、事業再生ファンド「九州地域活性化ファンド」を活用できる仕組みを整備しております。

今後とも、抜本的な事業再生や事業転換を必要とする中小企業等のお客さまに対しては、事業再生ファンドが有する再生機能を活用することで、お客さまの早期再生を促進してまいります。

また、事業再生ファンドを活用等する際は、これまでと同様に、地域の雇用や商流など地域経済への影響にも十分に配慮して取り組んでまいります。

二. 事業承継、M & A支援に向けた取組み

大分県においても、企業経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保が困難になってきていることから、事業承継に関する相談が増加してきております。

当行では、事業承継ニーズのある経営者の意向を踏まえたうえで、相続対策支援、M & Aのマッチング支援、事業承継時の資金需要対応等を通して、事業承継に関わる課題解決支援を行っております。

具体的には、親族内承継においては、提携先の税理士及び公認会計士等との連携による相続対策等の相談支援、親族外への事業承継については、従業員や第三者へのM&Aをお客さま支援部ソリューション支援室内の「M&Aシニアエキスパート認定制度」※による有資格取得者による仲介業務を行っております。

引き続き、お客さまの事業承継問題の解決を通し、リレーション向上・事業の理解を図ることを目的として、事業承継対策支援の取組みを行ってまいります。

※「M&Aシニアエキスパート認定制度」とは、中小・零細企業の適切・円滑な事業承継・ビジネスマッチングを支援する人材、とりわけ事業承継対策の重要な選択肢の一つであるM&Aに精通した人材の養成を図ることにより、中小・零細企業の経営の安定・持続的成長、経営者・従業員の生活基盤の安定等に資することを目的とし、一般社団法人金融財政事情研究会が創設した制度です。

⑥ 自治体との連携による地方創生への取組み

地域金融機関として「まち・ひと・しごと総合戦略」に関係する各自治体の関係部署に対して地方創生推進責任者（自治体担当支店長）及び地方創生推進室担当者が積極的に営業活動を行い情報を収集するなど、本支店が一体となって地方創生の実現に寄与することを目指します。協定締結先の各自治体とは、子育て支援や地域の産業・観光振興、中小企業等の支援等に関する個別取組テーマを協議し、地域の活性化に努めてまいります。

また、大分県の重点施策であり、特に地域経済の活性化や地域振興への期待ができる関連事業（観光関連産業、医療・介護関連産業、環境・エネルギー関連産業、食品製造・加工関連産業等）に対して、その発展に向けた支援を徹底してまいります。

さらに、日本銀行の「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度に基づいた「ほうわ成長基盤強化ファンド」及び、平成27年6月に創設した大分県提案型融資制度である「ほうわ成長産業支援資金」を活用し、地域の産業を支える事業者に対し積極的な資金支援を行ってまいります。

（２）営業力・収益力の強化

当行は少ない人員の中で営業力・収益力の強化に努めてまいりましたが、前計画ではコア業務純益や中小規模事業者等向け貸出残高が未達に終わりました。その要因の一つとして、渉外行員が法人向けの取引だけでなく、法人向け取引より取組みやすい個人ローンや金融商品の窓口販売にも注力せざるを得なかったことが挙げられます。この状況を改善し、さらに新たな取組みである販路開拓コンサルティングに取組んでいくため、「渉外行員が販路開拓コンサルティングや法人向けの取引に注力できるにはどうすればよいか」というコンセプトのもと、以下の取組みを行ってまいります。

① 現場力の強化

前計画において未達であった中小規模事業者等向け貸出残高の目標を本計画で達成するためには、いかに販路開拓コンサルティングに集中、特化していくかが重要になると考えております。販路開拓コンサルティングは、これまであまり必要とされなかった取引先の事業活動（オペレーション）部分についての情報を収集する必要に迫られることから、財務情報の収集とは比べものにならないほどの実のある取引先コンタクトを必要とします。渉外行員の相当な法人業務への注力がなければ、売上を契約先にもたらすこともできずに、経営改善計画の進捗（＝信用コスト）も安定化させることができません。

渉外行員が販路開拓コンサルティングや法人向けの取引に注力するためには、まず、渉外行員がこれまで担ってきた個人ローンや金融商品の窓口販売を新たな担い手に任せる必要があります。

ます。その新たな担い手として、現在、窓口業務を行っている行員を渉外行員に担当替えすることを考えており、その担当替えを行うため、パート・嘱託の採用を増加させ窓口業務を担当させる計画であります。

上記人員計画を踏まえ、渉外行員の負担軽減策として以下の取組みを行ってまいります。

イ. 顧客の資産運用ニーズ等への対応

これまで内勤女性に任命していたマネーアドバイザー（以下、「MA」といいます。）については、上記により新たに担当替えした渉外行員を任命するなどにより顧客の資産運用ニーズに真摯に対応してまいります。

MAを早期に戦力化するため、本部営業統括部内に配置している、証券会社等の出身者を中心とした「資産運用渉外（上級マネーアドバイザー）」はMAをサポートすることに注力することとします。また、年金受取口座の獲得を専門とする「年金アドバイザー」が入手した高齢者以外の情報をMAに展開したり、MAが入手した高齢者の情報を年金アドバイザーに展開する等の協力関係を構築してまいります。

ロ. 営業店事務の本部集中化の推進

パート・嘱託に窓口業務を担当させることからその業務負担を軽減するため、また、貸付担当の渉外行員への担当替えを促進するため、さらなる営業店事務の本部集中化・効率化を引き続き進めてまいります。

また、新たなシステム化によって営業店事務の省力化を図るうえでは、事業組合システムバンキング九州共同センター（以下、「SBK」といいます。）及びSBK加盟行との連携を密にし、共同構築、共同利用、共同調達などSBKのメリットを最大限発揮し、ローコストで品質の高い仕組みを実現することに努めてまいります。

なお、本計画では、以下の項目について業務改善委員会で具体的に検討してまいります。

- a. 預金利子諸税納付事務に係る集中化拡大
- b. 疑わしい取引の報告に係る営業店事務の本部集約
- c. 文書統合管理システム（On Base）を活用したペーパーレス化の取組み
 - ・ 捜査関係事項照会はじめ公的機関からの預金調査依頼対応業務
 - ・ 営業店から本部各部あての各種報告・申請事務
 - ・ 金融商品契約締結に際しての事前検証事務
- d. ATMジャーナル電子化
- e. 住宅ローン年末残高証明書のSBK一括発送
- f. 融資オペレーション代行範囲の拡大
- g. 債権書類の本部集中化

ハ. ソリューション支援室による営業力サポート強化

当行では、営業店だけでは対応できない中小企業等のお客さまが抱える様々な経営課題等に関するご相談・ニーズに適切に対応するため、お客さま支援部ソリューション支援室を設置し、専門的知識を有する職員を配置し、最適なソリューションの提案やファイナンス支援等に取り組んでおります。

今後、渉外行員の負担を軽減するため、同ソリューション支援室の人員の増強を図り、渉外行員からの要請に臨機応変に対応できるよう努めてまいります。

二. 販路開拓コンサルティング専担部署の設置

販路開拓コンサルティングを当行の本業とし、「経営改善応援ファンドの豊和銀行」という

ブランディングを定着化させ、地域への徹底支援を実現するために、平成 28 年 6 月にお客さま支援部ならびに同部内に販路開拓支援室を創設し、ソリューション支援室、融資部企業支援室と連携し、営業店の統括、渉外行員のサポート、マーケティングサポートに取り組んでまいります。

小規模地域銀行ではこのような機能を有するとされる部署を設置しても、実質的には従来業務との兼業となりがちですが、当行の販路開拓コンサルティングが兼業で対応できるようなものではないことから、単一業務のみを専門に担当するという定義通りの専担者を配置することで本業としての定着を早期に確保する狙いもあります。

ホ. スピード感のある融資に向けた取り組み

融資決裁に係る渉外行員の負担を軽減し、お客さまの資金ニーズにすばやく対応するため、金額、条件等を規定して下位役職や営業店長に決裁権限を委譲することで、よりスピード感のある与信審査とすることを検討してまいります。

ヘ. 営業店業績評価項目の見直し

現状の業績評価は法人業務以外も多く含まれ、歴史とともにその項目も増加していきました。一方で増えた管理指標の安易な削減には不安がともなうことも事実です。また、法人業務についても当然販路開拓コンサルティングに対応したものになっておりません。

販路開拓コンサルティングを従来の銀行業務並みの本業とし、少ない営業人員を最大限に動かしトップラインを安定させるために相関の高い業績評価項目をまとめて項目数を少なくするとともに販路開拓コンサルティングに係る項目の配点を高めるよう検討してまいります。

ト. 人事評価の見直し

本計画の重要な施策となる販路開拓コンサルティングの成否は、行員一人ひとりの意識の改革、理解度の徹底にあり、営業店の業績評価のみならず、同コンサルティングへの取り組みに関する個人の人事評価はきわめて重要であると考えます。

地域密着型金融はコスト負担やリスク負担を覚悟の上で取り組むマーケットイン（顧客のニーズに忠実に対応することで顧客満足度を高める）のサービスにより顧客満足に密接な成果指標で評価されるべきものであるため、個人の人事評価については、商品やサービスの残高や件数といった成果で評価するだけではなく、お客さまの視点に立った管理指標を用いた人事評価やプロセス評価を行うなど、フィデューシャリー・デューティー（顧客のために働く者が負う責任）を考慮した目標設定や評価、能力開発を行ってまいります。

これらを実現するために、あらゆる機会を捉えて、全行員が預貸業務と同等に本業として販路開拓コンサルティングに取り組んでいくよう浸透させるほか、行内の諸制度や環境構築に注力してまいります。

②従来業務負担の軽量化

渉外行員がこれまで担ってきた個人ローンの獲得等の従来業務について、渉外行員の負担軽減策として、以下の取り組みを行ってまいります。

イ. 効果的な宣伝活動の強化

当行の宣伝活動については、これまで新聞、テレビCMへの広告が中心でしたが、その効果について十分検証するとともに、より効果的に当行の商品やサービスがお客さまに十分認知されるよう宣伝活動を行ってまいります。

さらに、今後はこれまでの伝統的な新聞、テレビ広告に加え、若年層との取引開始も狙い、

スマートフォンやインターネットを利用したメディアミックスも展開してまいります。

ロ. コールセンターを活用した営業力の強化

コールセンターの体制整備（融資稟議決裁者、プロパー行員1名を配置）を行い、同センターでのローン代行実行に着手します。これにより個人ローンの申込受付事務の本部集中化を図り、さらなる営業店の営業力の向上を図ってまいります。

ハ. チャネルの多様化

個人ローン推進の強化に伴い、これまでのインターネット・FAX・郵送による仮審査申込に加え、お客さまの利便性向上の観点から来店不要型（非対面型）ローンを導入し、インターネットによる申込受付の拡大を図ります。

本計画では、これまでインターネット等でお申込みを受付けた顧客層を分析し、インターネット広告やDM発送によるローン商品の認知度向上を図り、インターネット等による申込受付件数の拡大を図ります。

さらに、以下について実現に向けた検討をしてまいります。

- a. 消費者ローンWEB受付の開始
- b. 全銀為替24時間・365日対応
- c. バーチャルブランチ機能（本格的インターネット支店）提供

ニ. ほうわホルトホールプラザの強化

当行では、平成25年7月、JR大分駅南に「ほうわホルトホールプラザ」をオープンしました。お客さまの利便性を高め、年中無休（年末年始を除く）、平日は午後7時まで営業し、各種ローンや資産運用、相続、年金、保険等のご相談・お申込みに対応しております。

同プラザでは、個人のお客さまに対するライフプランニングによるコンサルティング体制を構築しており、それにより、お客さまにご満足いただける、より質の高いサービスの提供が可能です。同プラザの活用を一段と促進することで、各種ローンや金融商品販売の推進に係る営業店の業務負担を軽減させてまいります。

また、同プラザにおける普通預金通帳即日発行（平成31年1月以降は休日対応も可能）についても検討してまいります。

ホ. 先行他行等のノウハウを活用した競争力の高い商品の開発

当行の営業基盤である地元大分が、今後少子高齢化の進展が進み人口減少が見込まれている中で、当行が地元のお客さまから選択されるには、西日本シティ銀行をはじめ、SBK加盟行などの新商品やサービスなどのノウハウを徹底的に分析、活用することで地元大分での顧客目線に立った商品をタイムリーに提供する必要があります。そのため、営業統括部営業企画グループは、他行商品との差別化を図り、お客さまから喜ばれ支持される商品やサービスを開発してまいります。

③お客さま満足度向上に向けた取組み

イ. 人間力向上に向けた取組み

当行のキャッチフレーズである「いちばんに、あなたのこと。」を実践するために、まずは、窓口対応や渉外活動において、お客さまに対して“おもてなしの心”をもって接するよう、接遇力を向上させる取組みを行います。具体的には、外部講師を活用したCSに関する集合研修等の実施のほか、「マナー・CSブック」を改訂し、同冊子を活用した教育を実施いたします。

また、障害者差別解消法への対応、高齢者対応等についても、顧客満足度を高めるよう取組みを行ってまいります。

ロ. お客さま目線に立った店舗作りに向けた取組み

当行は、平成 27 年 11 月に佐伯支店を改築移転し、平成 28 年 6 月に本店空調設備の更新工事を行うなど、老朽化した店舗・設備への対応を進めておりますが、築 50 年を超えた店舗が 5 か店あり、該当店舗の建替えを検討するとともに、店舗の外観や内装、空調等の設備についても計画的に改修を行う必要があると判断しております。なお、その際には、必ず地元業者へ発注することで、地元経済への波及効果を高めることに努めております。

(3) 経営基盤の強化

①人材の確保、人材の活用、人材育成の強化

イ. 行員数の増加による経営基盤の強化

人員が他行のように増えない、増やしていくことなど、当行が過去に信用不安に至った経緯とも関係の深いハンディがあるなか、本計画における主要施策を成し得るためには、これまで以上に経営基盤の強化を図る必要があり、そのための人材の確保・活用が求められます。

特に、絶対的に不足している行員（おもに渉外人員）の増強に向け、基準人員制度を見直すとともに、女子渉外や若手渉外がリレーションシップ担当者として、新しいビジネスモデルである販路開拓コンサルティング推進の役割を担えるような教育体系や業績評価の見直しを行ってまいります。

また、初任給の引き上げをすでに行ったほか、大分県内外の大学等との連携強化を深めることで、採用の強化を図ってまいります。

さらに、働きやすい職場環境づくりに向けた取組みを強化し、離職者の防止に努めてまいります。

〔 年度末人員 〕 (図表 17)

(単位: 人)

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
年度末人員	正行員	655	563	507	489	499	518	519	510	502	494	497
	うち男性	432	370	336	319	318	327	329	319	320	312	307
	うち女性	223	193	171	170	181	191	190	191	182	182	190
	非正規行員	80	103	130	140	139	95	107	114	122	136	141
	合 計	735	666	637	629	638	613	626	624	624	630	638
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
新入行員		34	14	34	38	47	26	23	32	35	48	38
うち男性		18	7	11	12	16	12	7	13	11	16	14
うち女性		16	7	23	26	31	14	16	19	24	32	24
年度初合計		769	680	671	667	685	639	649	656	659	678	676
年度内増減		▲ 103	▲ 43	▲ 42	▲ 29	▲ 72	▲ 13	▲ 25	▲ 32	▲ 29	▲ 40	—

ロ. シニア層の活用、女性の活躍推進

当行の人員構成上、シニア層・女性行員の活躍は欠かすことが出来ず、一層の取組強化を図ってまいります。

具体的には、本計画期間内に、定年後再雇用のルール見直し検討、満 55 歳超行員の処遇見直し検討、地域限定勤務職制度の見直しや女性活躍推進法に基づく一般行動計画の達成に向けた取組みを強化してまいります。

ハ. 研修における積極的な外部の活用

「地域密着型金融の推進、地域経済の活性化、地域への徹底支援」を実践できる人材を育成するため、以下の施策を実践してまいります。

- a. 管理職層のマネジメント力、部下の育成力の向上を図るとともに、専門能力（特に、中小企業等への支援のための融資スキル、事業性評価・目利き能力）向上の取組みを強化いたします。
- b. 若手行員の早期戦力化のために、モチベーションの維持・向上の取組みを行うとともに、実践力強化のための集合研修等を実施するほか、各種行内トレーニー制度（留学先：融資部、お客さま支援部ソリューション支援室、証券国際部金融商品監理室、他の部店）を導入します。また、進級要件の資格・検定試験の受検管理を強化するため受検対策セミナー等を開催いたします。
- c. 専門能力向上や実践力強化のため、行外研修（第二地銀協、業者等主催）へ積極的に派遣します。多様な顧客ニーズに対応するための多様な人材を育成するため、他金融機関、他業態へのトレーニーについても実施を検討いたします。
また、地域貢献実践のための資格者（中小企業診断士、M&Aシニアエキスパート、医療経営士、農業経営アドバイザー、事業再生アドバイザー等）を輩出する取組みを強化いたします。
- d. コンプライアンス専門研修を開催するほか、各種集合研修における役員・部長講話及びカリキュラムに、コンプライアンス関連事項を織り込み、道徳・倫理観の向上を図る取組みを強化してまいります。

二. 行内勉強会の強化

行内集合研修や行外派遣研修の受講者が自部店内において情報・知識・スキルを共有するための勉強会の実施、また、本部から統一テーマを提供し実施する月次の勉強会については、従来以上に実効性の高いものとするよう取組みを強化してまいります。

さらに、行内LANやDVDを使った教材配信などの実施についても検討してまいります。

②行員のモチベーション向上に向けた取組み

当行では、本計画の基本方針及び取組方針を確実に持続的に実施していくためには、個々の行員が高い意欲を持ち、日々の業務推進に意欲的に邁進することが重要であると考えております。

本計画では、ESの向上や働きがいのある職場環境づくりに向け、人事協議会等の場を活用し、行員のワークライフバランスを守るほか、業績貢献に応じたメリハリのある賞与支給など、様々な課題の解決に向け協議してまいります。

6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

業務執行に対する監査又は監督の体制を強化するため、平成19年6月以降、独立性の高い社外取締役1名（弁護士）を招聘し、平成28年6月からはさらに1名（民間企業経営者）を追加招聘することで取締役会への監督・牽制機能の強化を図っております。

加えて、社外の常勤監査役1名及び非常勤監査役1名の就任、監査役会付行員の配置等により監査役会機能の強化も図っております。

今後とも現体制を維持し、経営管理体制の強化に努めてまいります。

（２）リスク管理の体制の強化のための方策

①統合的リスク管理体制強化のための方策

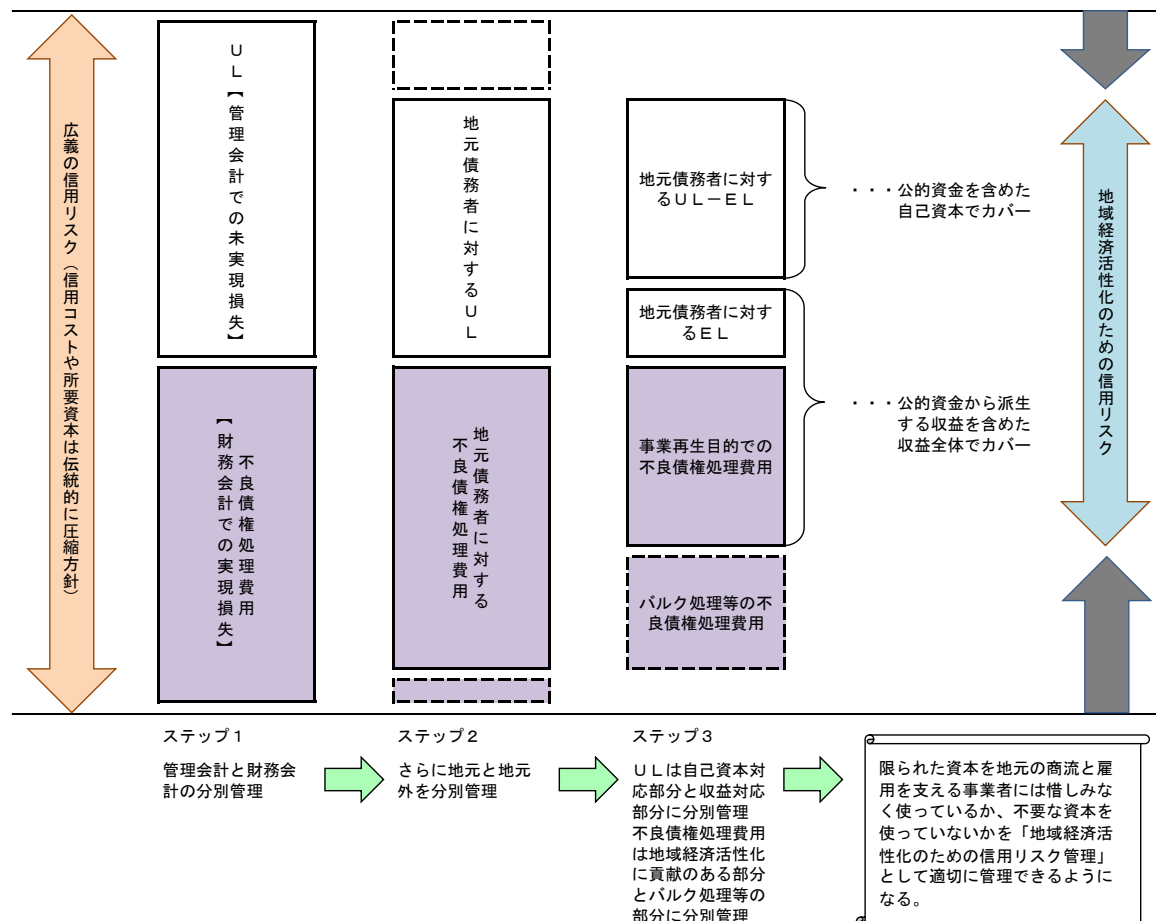
当行では、従前より経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー・各業務部門にリスク資本を配賦し、その範囲内でリスクテイクを行うことにより健全性の確保を図るとともに、限られた経営資源を効率的に活用し、収益性の向上を目指しております。

しかしながら、前計画を通して、当行には地元の商流や雇用を支える地元事業者へのリスクテイク貢献が求められていることを認識するに至りました。同時に、従来型の統合的リスク管理では限界があり、統合的リスク管理の模範としてきた大手行等の対応とは異なる、地元経済への適切な対応が求められていることを理解いたしました。

当行では、リスク資産・負債毎にリスク指標であるE L（期待損失）のほか、VaRやU L（非期待損失）を計測し、配賦したリスク資本と対比することにより、リスク量をコントロールしておりました。

市場リスクやオペレーショナルリスクについては、地域経済活性化との関連性は薄いことから、従前通りの対応が許容されますが、信用リスクについては地域経済活性化のために、地元分については一定のリスクテイクが避けられず、そのリスク資本原資を確保する観点から地元以外の分についてはリスク抑制が求められると理解いたしました。そこで、地元と地元以外について分別した信用リスク管理の重要性を認識するに至りました。前計画期間中に地元と地元以外の信用リスクの分別管理を開始しましたが、地元の雇用や商流への正味の貢献など事業者の業種や規模によってもばらつきがあり、地元部分についてもさらなる深掘りした分別が必要と考えられ、行内で議論を重ねながら本計画期間中は経営の根幹への定着を目指す方針といたします。

〔新しい信用リスク管理の概要〕（図表 18）



配賦原資については、直近期末（3月末、9月末）時点の自己資本（コア資本）とし、その配賦は半期毎にALM／リスク管理協議会での協議を経て、取締役会で決定しております。今後とも、月次で信用リスク、市場リスク等のリスク量を計測し、ALM／リスク管理協議会において、配賦されたリスク資本と対比して適切に管理してまいります。

また、平成27年度より、複数シナリオによる統合ストレステストを導入し、各シナリオにおいて、金利、株価、為替、信用リスク等のリスクファクターが当行の資産負債ポートフォリオにどのような影響を及ぼすのかを計測し、損益への影響や自己資本比率への影響を計測してALM／リスク管理協議会に半期毎に報告しております。

②信用リスク管理体制強化のための方策

イ. 基本方針とリスク管理方法

限られた資本を地元の商流と雇用を支える事業者には惜しみなく使うために、資本を消費するその他のリスクは抑制してまいります。そのうえで行う信用リスク管理は、当行の健全性及び収益性の観点から、極めて重要であると認識しております。

そのため、与信業務運営に関する基本的な考え方や行動の基準等を「クレジットポリシー」に定めて厳正に運用するとともに、中長期的な金融・経済環境の変化等を踏まえた的確な信用リスクの把握・管理に努めております。

今後とも、リスクに見合った収益を追求するべく、最適な与信ポートフォリオの構築を目指してまいります。

また、適時適切に信用格付・自己査定を実施することで、個別与信先のリスクを客観的かつ計量的に把握し、与信ポートフォリオ管理へ定性・定量の両面から反映させ、本支店一体となって管理してまいります。

ロ. 与信ポートフォリオ管理

信用供与にあたっては、特定の業種及び債務者への与信が偏ることのないように、管理基準や個社別の与信限度額を定めて定期的にモニタリングを実施し、実態の把握及び分析・検証を通して適切な与信ポートフォリオの構築に努めております。

特に、与信集中リスク管理の重要性については十分に認識しており、大口与信先への与信判断、大口与信の集中リスクに対する管理として、債務者審査及び個別案件審査の強化、信用の最高限度額超過先に対するチェック及びポートフォリオ管理の強化を図っております。

また、平成25年1月より、新たに「大口与信先チェック表」を制定し、大口与信先に対するチェックを強化しております。

ハ. 債務者の実態把握

債務者の財務状況、資金繰り、経営環境等について、モニタリングの実施等により十分な実態把握に努めることにより、与信審査及び期中管理を適切に行ってまいります。販路開拓コンサルティングを通じて入手する事業活動（オペレーション）関連の情報もこのような方向性をサポートできるものと考えております。

また、貸出後、業況が悪化している債務者については改善に向けての指導を行うほか、必要に応じて貸出条件の変更や事業再生への取組みを行ってまいります。

さらに、融資部主催の集合研修に加え、監査法人や中小企業再生支援協議会等の外部専門機関等と連携した集合研修等を行い、営業店の実態把握力の向上に向けた取組みを行ってまいります。

特に、大口与信先については、上記に加え、営業店において決済口座の一元化及び入出金

状況の把握などにより、審査・管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

二. 正確な自己査定の実施

債務者の実態把握を通じて、債務者の信用状況が格付や債務者区分に適時適切に反映されるよう、引き続き正確な自己査定を行ってまいります。

さらに、格付・自己査定時における融資部による二次査定で営業店別に返却件数、返却理由を把握し、その要因分析を行い、分析結果を営業店へフィードバックすることで、自己査定の精度向上を図ってまいります。

ホ. 償却・引当実施

正確な自己査定の実施による分類結果に基づき、十分性・妥当性について検討を行い、適切な償却・引当を実施しております。

また、平成 25 年度より要管理先及び破綻懸念先のグループ総与信 10 億円以上の大口先については、原則として、DCF 法等を適用することとしております。

大口先については、将来キャッシュフローの見積り等による回収可能性を反映した貸倒引当金を算定するなど、引き続き適切な償却・引当を実施してまいります。

ヘ. ストレステストの実施

①親会社への名寄せによるグループ合算、②地価下落による保全率低下、③景気後退による建設・不動産業の格付悪化に加え、貸出金が増加傾向にある「個人による貸家業」や「医療・福祉業」の格付悪化による影響も定期的に計測し、影響の度合いを検証しております。

また、平成 27 年度より、シナリオ毎に明細単位でEL理論値を算出し、その構成比から店別のULを計測しており、店別・地域・業種別に算出したデータを蓄積し、ポートフォリオの適正管理や信用リスク管理に活用しております。こういった取組みのなかで地元ULを可視化し、地域経済の活性化に資する地元の事業者への適切なリスクテイクに努めてまいります。

ト. 不良債権の適切な管理のための方策

お客さまの業績悪化や延滞発生時には、本支店一体となった対応により、経営改善の実現可能性を早期に判断し、新規融資を含む適切な改善支援により、経営改善が見込めるお客さまに対しては、経営改善計画の策定・推進に向けた積極的な経営改善支援を行うことで、不良債権発生の未然防止やランクアップの実現に努めてまいります。

加えて、さらに一歩踏み込んだ事業再生を行うことにより、事業継続が見込めるお客さまに対しては、外部専門機関・専門家等と連携し、抜本的な経営改善計画を策定したうえで、DDSの活用や債権放棄の実施、事業再生ファンドの活用などの金融支援も実施してまいります。

また、事業の存続を徒に長引かせることが、却って、経営者の生活再建に悪影響が見込まれる場合は、債務整理等を念頭に置いたうえで、お客さまの再起に向けた助言等、お客さまやお取引先にとって真に望ましいソリューションの提供に努めてまいります。

その際は、お取引先や保証人の実態を十分に把握したうえで、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用による債務整理を図り、適切かつ計画的に回収を行うとともに、貸出金の償却や債権売却によるオフバランス化を進めてまいります。

③市場リスク管理体制強化のための方策

イ. 基本方針

市場リスク管理については、V a Rによるリスク管理手法を補完する目的で、市場環境やイールドカーブの変化等を考慮したシナリオに基づいたストレステストを定期的の実施し、その結果を市場リスク部会、A L M／リスク管理協議会に月次（市場環境急変時には随時）で報告しております。

市場取引については、取締役会にて承認された運用施策に基づいて行っており、取引におけるポジション枠については、経営会議にて承認された運用基準に基づいて管理・運営しております。

今後の市場リスク管理態勢について、市場部門（証券国際部）は、会議体で承認された運用施策や運用基準に則った有価証券運用に努めるとともに、各種マーケットの動向や金融政策の動向を十分見極めることで、市場リスク管理に努めてまいります。また、市場リスク管理部門（総合企画部リスク管理グループ）は、市場部門の有価証券のリスク量、評価損益、運用状況等を検証することにより牽制を図り、市場リスク管理態勢の充実を図ってまいります。

ロ．リスク管理方針

市場リスク管理については、自己資本等の経営体力を勘案したうえで、市場部門全体のポジション枠・リスクリミット・アラームポイント等を設定し、市場リスク量の把握及びコントロールを行っています。市場リスク量については、預貸金、債券、株式、投資信託を対象にV a R、100 B P V、アウトライヤー比率、評価損益等を計測しており、その結果を市場リスク部会、A L M／リスク管理協議会に月次（市場環境急変時には随時）で報告しております。

V a R計測モデルについては、モデルの有効性検証のために定期的にバックテストを実施し、市場リスク部会、A L M／リスク管理協議会に月次で報告しております。また、V a Rによるリスク管理手法を補完する目的で、市場環境やイールドカーブの変化等を考慮したシナリオに基づいたストレステストを定期的の実施し、その結果を市場リスク部会、A L M／リスク管理協議会に月次で報告しております。

ハ．アウトライヤー基準への対応方針

アウトライヤー基準（金利リスク量が自己資本の20%以下）に適切に対応するため、有価証券のみならず、預金・貸出金も含めた当行のバランスシート全体の金利リスク量を算出、分析したうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールに努めてまいります。

④流動性リスク管理

資金繰りリスクの顕在化は、時に経営に重大な影響を与えるおそれがあることから、流動性リスクの管理部門は、現時点の資産・負債構造を踏まえ、適切な資金繰り管理態勢を構築するとともに、流動性に係るリスク評価、モニタリング、コントロール等により安定的な資金繰り確保に向け注力しております。

具体的には、資金繰りの逼迫度（平常時・懸念時・緊急時・危機時）に応じた管理態勢を定めています。

また、日々の運用においては、流動性準備量の水準目標の設定や即時現金化可能資産や流動化可能資産の把握に努めるほか、各種経営戦略目標の策定にあたっては資金繰りリスクを考慮に入れる等、流動性リスクの顕在化防止に努めております。

また、資金運用においても、市場流動性を損なう商品等への投資は極力回避し、流動性リスクを十分に意識するよう努めております。

⑤オペレーショナルリスク管理

イ. 事務リスク管理

当行においては、出現率が高い事務リスクをいかにコントロールするかが重要な課題であると認識しており、この共通認識のもとで全行一体となった取組みを進めてまいります。

ａ. 事務リスクに関する経営陣への適時報告の実施

当行では、ALM／リスク管理協議会の配下に事務統括部を事務局とするオペレーショナルリスク部会を設け、顕在化した事務リスクの原因分析、再発防止策の検討ならびに評価等を毎月開催する同部会で定期的に協議しております。

加えて、全店で発生した事務事故に関しては、半期毎にその概要を取りまとめて経営会議に報告しており、引き続き適切な統制機能が発揮される態勢を維持してまいります。

ｂ. 本部所管部署による効果的な事務指導の実施

平成 27 年度半ばより、融資部による融資事務に特化した事務指導が加わり、コンプライアンス統括部、証券国際部金融商品監理室、融資部、事務統括部の 4 部署が、それぞれの所管業務について営業店を臨店し各種事務取扱の検証と指導を行う態勢となっております。

本計画の履行期間においても、引き続き計画的な臨店に取組み、営業現場の実態把握と事務事故・事務ミスの未然防止を図ってまいります。

ｃ. 各種研修の実施

法改正・制度変更対応や新たな事務取扱の追加等に関する周知、ならびに営業店で発生した事務事故・事務ミスに係る情報を水平展開して再発防止・未然防止を図ること等を目的として、本部の各業務所管部署主催あるいは共催により、効果的な集合研修を実施してまいります。

ｄ. 規程・マニュアル類の整備及び検索機能の改善

本部各部署において、それぞれが所管する業務に関する最新の事務取扱を文書化する取組みを励行してまいります。

加えて、平成 27 年 11 月に S B K 加盟行共同で導入した「文書統合管理システム（O n B a s e）」の機能を活用し、現状ではキーワード検索機能がない環境下に格納された本部各部の要領・マニュアル類について、同システム内への移行を進め、営業店等が容易に検索・閲覧できる環境を整備してまいります。

ロ. システムリスク管理

当行が加盟する S B K では、システム担当者、システム担当部長、システム担当取締役など、構成員の職階別に定例的な会議体が設けられ、システムリスクに関する認識の共有化や、システムベンダーを交えた情報交換が行われる仕組みを有しております。

今後も引き続きこの共同体のメリットを活用したシステムリスク管理に取り組むとともに、当行内におけるシステムリスクに対しても、適切に対策を講じてまいります。

ａ. システムリスクに関する S B K 加盟行共同の取組み

定期開催される S B K 専門部会、運営部会、幹事会、理事会において、システムリスク面の課題を継続的に協議するとともに、加盟行が主体となって実施する S B K への共同監査により、リスクの洗い出しと改善に向けた提言にも取り組んでまいります。

ｂ. 当行内におけるサイバーセキュリティ対策の強化

当行内においては、外部からのサイバーテロ攻撃等に備えた C S I R T の組織化及び関

連規定の整備や、内部関係者による不正を防止するための物理的・論理的アクセス制限対策等を適時に検討するとともに、標的型メール攻撃を模した訓練の実施、情報セキュリティ関連研修の充実等により、サイバーテロに対する行内の認知度や対応能力の向上を図ってまいります。

c. S B K次期システムへの安全な移行の実現

現在、S B K加盟6行では、24時間365日のフルバンキングサービス提供による顧客利便性の向上や、万一の大規模災害に備えたバックアップ機能拡充をはじめとするリスク対策の強化等を目的として、平成31年1月の基幹システム更改に向けた対応を進めております。

本計画と重なるその準備期間においては、十分な信頼性・安全性を確保したうえで円滑な次期システムへの移行を実現できるよう、現行加盟6行と協力して万全の対策を講じてまいります。

d. システム障害対応訓練の充実

万一のシステム機能不全が重大な影響を招くことのないよう、出現可能性の高いシナリオに沿った障害対応訓練を反復するとともに、特に、勘定系基幹システムに関しては、24時間フルタイムのバックアップ機能を平成31年1月に実現すべく、S B K加盟行との協力のもとで準備を進めてまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

①法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

地域社会からの信頼と理解を確固たるものとするため、引き続き、法令等遵守が経営の最重要課題の一つであることを全役職員が再認識したうえで、コンプライアンス態勢のさらなる強化・確立に取組み、法令等遵守に係る経営姿勢を一段と明確にした企業風土を醸成し、不祥事件等の未然防止・早期発見ならびに反社会的勢力の排除に努めてまいります。

経営陣自ら、あらゆる機会を捉え、法令等遵守に関する断固たる経営姿勢・方針を明確に表明し、その周知徹底を図ってまいります。

また、法令遵守の体制の強化を図るため、平成18年10月に弁護士を含む有識者で構成する「法令監査委員会」を設置しております。同委員会では、コンプライアンス協議会の付議事項を中心に審議し、コンプライアンスの徹底に関する様々な意見・助言を頂いております。同委員会による意見・助言につきましては、取締役会やコンプライアンス協議会への報告を通じ、コンプライアンスの諸施策に反映させており、今後とも四半期毎に開催してまいります。

さらに、法令等違反やそのおそれがある行為に対しては、懲戒運用基準を厳正に運用し、責任の明確化を図るとともに、信賞必罰を徹底させることで遵守マインドの向上と規律ある行動の浸透・定着を図ってまいります。

②コンプライアンス協議会のさらなる機能強化

取締役会に直轄したコンプライアンスに関する審議機関である「コンプライアンス協議会」において、各部署からの報告、監査及び事務指導の結果等に基づき、コンプライアンス・プログラムの改善状況や不祥事件等の再発防止措置に関する定着状況ならびに反社会的勢力排除の取組み状況等の分析・評価・検証に努め、その役割・機能をさらに強化してまいります。

また、審議内容の深度を向上させるため、下部機関である「コンプライアンス部会」において、事前に問題点の把握・洗出し等を十分に行ったうえで、同協議会に付議してまいりま

す。

③コンプライアンス統括機能の充実・強化

統括部署であるコンプライアンス統括部において、コンプライアンス・プログラムの改善状況の管理や再発防止措置に関する進捗管理を行い、フォローアップを徹底してまいります。

また、各部店に法令等違反やそのおそれがある行為が発生した場合の報告を徹底させるとともに、職員の債務状況等を含む身上把握状況の確認や、コンプライアンス関連情報の一元的な収集・管理・分析及び通報制度の活用を徹底し、法令等遵守状況の実態把握と不祥事件等の未然防止・早期発見に努めてまいります。

④コンプライアンス研修等の充実・強化

経営陣が率先垂範し、役員クラスを対象とするコンプライアンス関連外部セミナー等へ積極的に参加する一方、引き続き、全役職員に対するコンプライアンス研修等を実施し、過去に発生した不祥事件等の事例を用いて未然防止策の徹底を図るなどして、役職員の法令等遵守に関する認識・知識を向上させてまいります。

⑤反社会的勢力に対する態勢強化

反社会的勢力との関係遮断につきましては、銀行全体として組織的に対応しております。

当行では、反社会的勢力情報をスクリーニングシステムにて管理し、個々の取引にあたっては、同システムを活用して未然防止ならびに排除を徹底しております。

また、警察や暴力追放大分県民会議ならびに顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力の排除を行っており、今後もデータベースの整備拡充に努め、反社会的勢力との関係遮断に向けた更なる管理態勢の強化を図ってまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

経営に対する評価の客観性の確保のために、平成 18 年 10 月に外部の有識者にて構成する「経営評価委員会」を設置しております。

当委員会での経営方針や施策に関する助言・意見については、取締役会等への報告を通じて経営に活かされ、経営に対する評価の客観性確保に寄与しております。

今後とも、四半期毎に継続開催することで、経営に対する評価の客観性確保に努めていくとともに、平成 28 年度中には、経営戦略等の策定段階でも意見等を取り入れられるような機能を充実させていくことを検討してまいります。

さらに、個人株主やお客さまからの意見を吸い上げ、経営に反映させる仕組みについて検討してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

①四半期毎の情報開示の充実

当行では、お客さま、株主をはじめとする投資家の皆さま、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な四半期の財務・業績情報の提供に努めております。

今後とも、プレスリリースやホームページ掲載等を通じ、迅速かつ充実した開示に取り組んでまいります。

②会社情報の適時開示

当行では、迅速かつ充実した情報開示に取り組むため、大口不良債権の新規発生、不祥事件の発生等、本部・営業店等からの各種情報は、総合企画部において、一元管理する態勢とし

ております。

総合企画部では、各種情報が適時開示情報に該当するか否かを判断し、原則として、取締役会等の承認のもとに適時適切に開示しております。

さらに、お取引先との交流会である「本店豊和会」においても適時適切に情報を開示するなどのIR活動にも努めております。

今後とも、銀行法、金融商品取引法その他の法令及び証券取引所の定める適時開示規則に基づき求められる情報に加え、経営の透明性を確保するため、リスク情報や部門別損益情報などの情報開示にも努めてまいります。

③主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行は、地元経済の活力向上と地域の発展に貢献するため、お客さまの経営改善等や成長・発展に向けた経営支援、創業・新事業を目指すお客さまへの支援等の積極的に取り組むほか、環境、金融に関する教育、文化、防犯協力、ボランティア活動への貢献など、地域・社会貢献、CSR活動を幅広く展開しております。さらに、今後開始する販路開拓コンサルティングでは、成果のベンチマークとして売上高入金実績を使用します。定量的な地域への貢献実績開示手段として活用していく所存であります。

こうした取り組みや活動については、ディスクロージャー誌や決算短信等を開示しており、今後とも開示内容を充実させ、積極的に開示してまいります。

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

当行は、地域の中小規模の事業者等のお客さまを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、中小規模の事業者等のお客さまと真正面から向き合い、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善等及び成長・発展に向け、経営改善支援活動と積極的な資金供給を徹底することで、地域経済の活力向上と地域の発展に貢献していくことこそが、地域金融機関としての責務であると考えております。

本計画においては、前述の取組方針「地域への徹底支援による地方創生への取組み」に基づく諸施策を確実に持続的に実施することで、中小規模の事業者等や個人のお客さまに対して、円滑な資金供給に努めてまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備については、前述「現場力の強化」のとおり、営業サポート体制の強化・充実に取組み、渉外担当者が中小企業等向けのコンサルティングに向けた営業活動に専念できる時間を確保することで、中小企業等のお客さまへの訪問活動を徹底してまいります。

また、BANK-R融資業務支援システムによる電子稟議システムの導入により、融資決裁スピードの向上に繋がっており、今後は融資決裁権限の見直し等を行うなど、さらなるお客さまへのスピーディな対応可能な体制整備を行い、地域金融機関としてより一層の金融円滑化推進に努めてまいります。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

事業性評価に基づいたお客さまの多様な資金ニーズに柔軟に対応するため、無担保融資や、売掛債権や在庫、動産、知的財産等を担保とした融資、債権譲渡契約に担保設定した融資等を積極的に推進してまいります。

イ. ほうわビタミンローンの推進

中小企業等のお客さまに対し、これまで以上に小口の新規融資を積極的に推進し、お客さまの資金のニーズに円滑かつ迅速な資金供給を行うことを目的として、平成26年3月から、大分県信用保証協会とタイアップした新商品「ほうわビタミンローン」を導入しております。

本商品は、大分県内で1年以上同一事業を営む法人及び個人事業主のお客さまを対象とし、原則無担保で事業資金（金額 6 千万円以内：銀行 50%・保証協会 50%とし、中間チェック等についても銀行が保証協会と共同で実施していく）をご融資するというもので、支店長専決権限の拡充等を通じ、お客さまの小口資金ニーズに迅速に審査対応し、お客さまの資金需要に応えるよう努めてまいります。

ロ. ABLの推進

ABLについては、売電収入（キャッシュフロー）を担保とした売掛債権担保融資のスキームを確立しておりますが、担保となる在庫や商流のモニタリングを通じ、お客さまの実態把握・課題分析等の向上にも有効であると考えております。

今後は、業務提携した外部専門会社のノウハウを活用し、ABLの推進態勢を整備し、お

お客様の経営改善に繋がる資金供給を積極的に行うとともに、お客様の実態把握・課題分析等の向上に取り組んでまいります。

ハ. ほうわTKCローンの推進

中小企業等のお客様に対し、きめ細かな資金供給を行うべく、平成24年7月に「ほうわTKCローン」*を創設し、中小企業等向け貸出に取り組んでおります。今後も、引き続き、TKC会員の関与先である中小企業等のお客様に対しては、外部専門家であるTKC会員による定期的なモニタリング報告を重視する同ローンを推進し、与信管理の中で、財務面に関する助言・提案等のコンサルティング機能を継続して発揮してまいります。

加えて、小規模事業者等への事業活動関与において、税理士・会計士が大きな存在感をもっていることから、本ローンを通じてリレーションを強め、販路開拓コンサルティングの外部提携先として、協業してまいります。

※「ほうわTKCローン」とは、TKC会員の税理士・会計士等が関与する中小企業等のお客様を対象とする原則担保不要のローン商品で、TKC会員による定期的なモニタリング報告を重視する仕組みとなっております。

ニ. 私募債（がんばろう九州私募債）の受託推進

平成28年4月の震災に見舞われたお客様に対する支援の一環として、「がんばろう九州私募債」を継続的に取り扱い、地域経済の活性化に努めております。

お客様の柔軟な資金調達ニーズへの対応として、対外信用力の向上にも繋がる「銀行保証付私募債」の受託業務の重要性に鑑み、引き続き、積極的に推進してまいります。

ホ. 知的財産融資の推進

当行は、優れた技術力を有する地域のお客様が持つ特許権・商標権・実用新案権・意匠権・著作権等の知的財産権の価値を評価し、その事業価値に応じて必要資金を供給する「知的財産担保融資」について取り組んでおり、平成27年度は当行推薦企業より3件が特許庁において採択となるなどの実績を残しております。

知的財産担保融資は、業務提携先の評価機関が技術内容及びビジネスモデルを評価し、一定の条件で資金支援を行うものであります。

知財評価においては、価値（価格）の定量評価だけでなく、評価書で得られるビジネスの強みや弱みを定性評価することを通じ、お客様とのコミュニケーション強化と行員のお客様さま事業理解を高め、事業性評価に繋がる取り組みであります。また、お客様からは、知的財産の市場価値・技術の客観的評価の確認ができ、今後の経営戦略への活用や対外的信用力の向上に繋がるなどの評価を得ております。

今後も地元企業の成長を支援するために、知的財産評価を活用し、事業性評価に基づく融資とコンサルティング業務の推進を行ってまいります。

③中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行は、コンサルティング機能を発揮し、お客様のライフステージ等に応じた最適なソリューションを提案するとともに、お客様の経営改善等や成長・発展に向け、積極的な資金供給を行うことは、地域経済に対し責任を持って支える地域金融機関としての責務であると考えております。

本計画においては、前述の取組方針に基づく諸施策の実施に加え、後述の施策を実施することで、中小規模事業者等向けの信用供与の円滑化に取り組んでまいります。

〔 中小規模事業者等に対する貸出残高、総資産に対する比率 〕 (図表 19)

(単位: 億円、%)

	28/3 末 実 績	28/9 末 計 画	29/3 末 計 画	29/9 末 計 画	30/3 末 計 画	30/9 末 計 画	31/3 末 計 画
中小規模事業者等向け貸出残高	2, 294	2, 310	2, 376	2, 428	2, 489	2, 540	2, 600
総資産残高	5, 596	5, 587	5, 608	5, 671	5, 737	5, 813	5, 860
総資産に対する比率	40. 99	41. 35	42. 36	42. 82	43. 39	43. 70	44. 37

※ 「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。

- ・ 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出
- ・ 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出
- ・ 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る S P C 向け貸出
- ・ 当行の子会社向け貸出、及び当行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む）向け貸出
- ・ 子会社に大会社を有する親会社向け貸出
- ・ 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

①創業又は新事業の開拓に関する支援に係る機能の充実の強化のための方策

創業や新事業を目指すお客さまに対し、大分県の行政施策である「おおいたスタートアップ支援事業」の支援機関として当行は参画しており、大分県主催の創業セミナーへの協力や、創業や新事業に関する事業相談について積極的な対応を行っていくとともに、金融仲介機能の強化に努めてまいります。具体的には、資金調達や経営コンサルなどの知識、経験を有する当行行員を各営業店の相談窓口として配置し、ほうわホルトホールプラザ及びお客さま支援部ソリューション支援室には、ものづくりや農業等の個別分野もアドバイスできる専門スタッフを配置し、創業や新事業に関する様々な相談ニーズに対応してまいります。

②経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

お客さまからの経営に関する相談に対しては、お客さまのライフステージ等に応じ、お客さまの立場に立った最適なソリューションを提案し、お客さまと協働して実行することを基本方針としております。また、お客さまへのソリューションの提案等にあたっては、必要に応じて外部専門機関・専門家等とも連携し、お客さまの経営改善等や成長・発展を支援してまいります（詳細は、11 頁「地域への徹底支援による地方創生への取組み」等に記載しております）。

- ・ 企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った先
- ・ 経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、認定支援機関等）に経営相談等を行っている先
- ・ 当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

③早期の事業再生に資する方策

当行では、さらに一歩踏み込んだ事業再生を行うことで事業継続が見込めるお客さまに対しては、抜本的な経営改善計画の策定を支援するとともに、同計画に基づき、D D S や債権放棄、事業再生ファンドの活用等の金融支援を行うことで、地域の雇用や商流など、地域経済への影響にも十分に配慮し、中長期的な視点に立ち、お客さまの事業再生支援を徹底して

まいります。

④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

大分県においても、企業経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保が困難になってきていることから、事業承継に関する相談が増加してきております。

当行では、事業承継ニーズのある経営者の意向を踏まえたうえで、相続対策支援、M&Aのマッチング支援、事業承継時の資金需要対応等を通して、事業承継に関わる課題解決支援を行っております。

〔経営改善支援等取組企業数、取引先企業総数に占める比率〕（図表 20）

（単位：先、％）

	28/3 末 実 績	28/9 末 計 画	29/3 末 計 画	29/9 末 計 画	30/3 末 計 画	30/9 末 計 画	31/3 末 計 画
経営改善支援等 取組先数	407	409	420	431	445	448	450
創業・新事業	83	85	85	85	86	86	86
経営相談	74	81	91	101	113	113	113
うち販路開拓コン サルティング	—	0	10	20	31	31	31
事業再生	13	12	13	12	13	13	15
担保・保証	220	225	225	227	227	230	230
事業承継	17	6	6	6	6	6	6
取引先企業総数	5,625	5,645	5,665	5,685	5,705	5,725	5,745
比 率	7.23	7.24	7.41	7.58	7.80	7.82	7.83

※1 「取引先企業」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC、当行の関連会社、及び子会社に大会社を有する親会社を含んでおります。

※2 「経営改善支援等取組先」とは、次の5項目への取組み先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- (1) 政府系金融機関と協調して投融資等を行った先
- (2) 創業・新事業開拓支援として、次の事業資金融資を行った先
 - ・ 大分県・各市町村の創業・新事業支援制度融資
 - ・ 大分県信用保証協会の創業・新規事業関連保証等による融資
 - ・ 中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ融資を行った先
 - ・ 創業・設立から3年未満のお客さま又は新事業を開始したお客さまへの初めての事業資金融資
- (3) 企業育成ファンドの組成・出資等を行った先

2. 経営相談支援先

- (1) 企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った先
- (2) 経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）に経営相談等を行った先
- (3) 当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

3. 早期事業再生支援先

- (1) 当行の人材を派遣し、再建計画策定、その他の支援等を行った先
- (2) プリパッケージ型事業再生又は私的整理ガイドライン手続等で関与した先
- (3) 企業再生ファンド組成により現物出資した先
- (4) DES、DDS、DIPファイナンスを活用した先
- (5) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先
- (6) 地域経済活性化支援機構を活用して再生計画の策定に関与した先
- (7) 中小企業再生支援協議会と連携し、再生計画の策定に関与した先
- (8) 当行が紹介した外部専門家等（弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等）を活用して再生計画の策定に関与した先

4. 担保・保証に過度に依存しない融資促進先

- (1) シンジケート・ローン、コミットメントラインの契約先、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品、担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先
 - (2) 当行における担保・保証に過度に依存しない融資商品（スーパービジネスローン、スーパービジネスローン・プラス、ほうわ成長基盤強化ファンド2、ほうわ動産担保ローン、ほうわTKCローン、ほうわビタミンローン）で融資を行った先
 - (3) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与を行った先
 - (4) 再生可能エネルギーの固定買取制度に係る売電収入に債権譲渡担保契約を締結して融資を行った先
 - (5) 上記以外でABL手法の活用、動産・債権担保融資を行った先
- 5. 事業承継支援先**
- (1) 事業承継ニーズを有するお客さまに対し、当行が必要な外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し、連携して問題解決支援等を行った先
 - (2) M&Aの取組みを成立させた先

8. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

優先株式及び普通株式の配当については、平成 21 年度から継続して実施しております（平成 27 年度配当実績：優先株式 431 百万円、普通株式 59 百万円）。

今後、前述の取組方針 ①「地域への徹底支援による地方創生への取組み」、②「営業力・収益力の強化」、③「経営基盤の強化」に基づく諸施策を確実に持続的に実施し、収益力を強化することで、安定した収益を確保し、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていく方針としております。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、平成 15 年度から役員賞与の支給を見送っており、平成 17 年度からは退職慰労金の支給も凍結しております。

今後も、業績を踏まえた報酬及び賞与としていく方針であります。

(3) 財源確保のための方策

経営強化計画を確実に持続的に実行し、安定した収益を確保することで、利益剰余金は平成 29 年 3 月期から平成 41 年 3 月期にかけて 129 億円増加させ、同年 3 月末には 184 億円まで積み上げ、公的資金 160 億円の返済財源が確保できる計画としております。

〔長期予想〕（図表 21）

（単位：億円）

	28/3 期 実 績	29/3 期 見 込	30/3 期 計 画	31/3 期 計 画	32/3 期 計 画	33/3 期 計 画	34/3 期 計 画	35/3 期 計 画	36/3 期 計 画
当期純利益	9	7	7	15	11	13	15	16	16
利益剰余金	53	55	58	69	76	86	97	110	122

	37/3 期 計 画	38/3 期 計 画	39/3 期 計 画	40/3 期 計 画	41/3 期 計 画
当期純利益	16	16	16	16	16
利益剰余金	133	145	157	168	184

※ 「利益剰余金」は、普通株式及び配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

9. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

①経営強化計画運営協議会による進捗管理

経営強化計画の履行状況に関する進捗管理を行うため、平成 18 年 10 月に設置した「経営強化計画運営協議会」（議長：頭取）を週次で開催しております。

同協議会では、毎月の損益状況等を把握し、諸施策の実施状況や半期毎の目標に対する進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じ、乖離要因を分析のうえ、対策を立案・検討し、営業統括部より支店長をはじめ全行員へ、中小規模事業者等向け貸出及び消費者ローンの増強、ならびに役務取引等収益の増強等、具体的な指示を速やかに行っております。

②内部監査態勢

監査部は、取締役会の直轄機関とし、独立性・客観性を維持するため、全ての被監査部門から組織上独立しております。内部監査は、年次毎に取締役会で承認された「監査基本計画」に基づき、「内部監査方針」、「内部監査規程」、「監査実施要領」等に則って実施しております。

現状、内部監査の高度化に向けた課題は「営業店監査の効率化」と「本部監査の高度化」の二点と認識しております。

営業店監査においては、事務の堅確さ（事務手続への準拠性）や人事管理に対する検証に加え、不正対応など、リスク・ベースに基づいた監査を中心に効率化に取り組むほか、業務プロセスの有効性や効率性について評価を行ってまいります。

また、本部監査の高度化に資するため、統合的リスクやシステムリスクなどの専門的能力を有する人材の育成・配置に努めるとともに、内部監査部門としての責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を部門全体として確保するための継続的な専門的能力の開発・取得に取り組んでまいります。

そのうえで、各部署への監査周期を早め、営業店監査において発見された問題点を当該部署が認識し、適切にコントロールする態勢を整備しているかを点検・評価するとともに、リスクに応じた組織横断的な監査を行い、有効な施策の提案を行ってまいります。

さらに、組織体のベスト・プラクティスの追求に向けた実効性のある監査を行うなど、内部監査態勢の強化を図ってまいります。

イ. 監査計画・実施

監査計画の策定においては、監査対象領域や監査可能性のあるトピックスについてリスクに応じて優先順位づけした年次計画を立案し、個別の監査業務に関しては、監査結果の分析やリスクアセスメント等を十分に行い、監査の目標・範囲・実施時期・資源の配分等を勘案し効率的かつ実効性ある監査計画を策定しております。

その際、他部署が行ったリスク・マネジメント・プロセス、コントロール手段及び品質改善のプロセスについても考慮いたします。

また、監査の実施にあたっては、リスク・フォーカス・アプローチにより重点項目を定め、被監査部門のリスク・マネジメント及びコントロール・プロセスの有効性を評価するほか、個々の事象や取引の適切性のみならず、PDCAサイクルを踏まえたリスク・ベース監査の実施により、内部統制やプロセスの重要性を意識した監査を行ってまいります。

特に、信用リスク、市場リスクに次ぐ大きなリスクとしてオペレーショナルリスクを認識し、事務の堅確さはもとより、内部・外部の不正行為などのリスクについて、引き続き、より深度のある監査を行ってまいります。

ロ. 分析・評価

監査における指摘や問題点等については、被監査部門に対して改善計画の提出及び改善状況の定期的な報告を求め、改善活動の進捗管理を行います。本部の対応を要する事項については、関係部署へ改善要請を行うなど、監査結果を踏まえた改善が遅滞なく行われるようフォローアップに取り組んでおります。

内部監査の実効性を確保するため、各種監査結果等（監査役監査、内部監査、外部監査、内部統制有効性評価等）に基づき、内部監査の状況及び実効性を分析・評価し、問題点の確認・原因の検証を行ってまいります。

また、内部監査の品質評価を定期的に行い、改善（レベルアップ）を図ってまいります。

併せて、監査結果については取締役会等に速やかに報告するほか、被監査部門の責任者へフィードバックするとともに主要な不備情報は各リスクを所管する本部各部に対しても定期的に還元し、効果的な改善活動に取り組んでまいります。

ハ. 監査役会・外部監査人との連携

内部監査部門は、業務執行状況の監視という共通の役割を担っている監査役会と連携を強化するため、監査役との連携監査の実施や監査役の業務監査への帯同及び監査役会への出席等を定例化し、当行の健全な発展と持続的な成長に貢献してまいります。

監査役会による指摘・改善事項については、監査部がフォローアップや事後検証を行い、改善状況の把握に努めるなど、連携を強化してまいります。

また、監査部は、外部監査人による着目事項・指摘事項についても本部所管部署に対して改善を要請し、フォローアップを行うとともに対応状況を検証していくほか、定期的に協議会を実施し、意見交換するなど外部監査人との連携強化に努めてまいります。

（２）各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

主要なリスクカテゴリーである信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク（事務リスク・システムリスク）について、リスク毎に管理の基本方針を制定し、適切なリスク管理態勢の整備・確立に努めております。

また、各種リスクに応じて、管理の所管部署及び部会を設置し、その識別、評価、監視、コントロール等について協議しております。各種リスクの全体把握及び管理の統括部署として、総合企画部は「ALM／リスク管理協議会」を運営しております。

各種リスクの管理については、各リスク所管部署において、PDCAサイクルを確立し、「リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール・削減」の一連のプロセスにおける各業務の妥当性を検証し、また適時見直すことにより、管理態勢の拡充・強化に努めてまいります。

10. 協定銀行が現に保有する取得株式等にかかる事項

株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件は以下のとおりです。

1	種類	株式会社豊和銀行D種優先株式
2	申込期日（払込日）	平成26年3月31日
3	発行価額	1株あたり1,000円
	非資本組入れ額	1株あたり500円
4	発行総額	16,000百万円
5	発行株式数	16百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	日本円TIBOR12か月物+0.95% （平成26年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成26年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭とする。） ただし、8%を上限とする。
	優先中間配当	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち、本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成26年4月1日
	取得請求期間の終了日	平成41年3月31日
	当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。（※15連続取引日は、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く）
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	90.5円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成36年3月31日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときは、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過本優先株式配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	90.5円

1 1. 機能強化のための計画の前提条件

(前提となる景気環境)

日本経済は成長力が弱く、「力強く持続的なけん引役が不在」という弱点を抱えている不安定な状態にあります。実質GDPは低成長で一進一退。景気動向指数は一致が2年ほど足踏み状態のままで先行きは下向きといえます。円高が先行き一段と進行すれば、景気後退局面に陥ることが避けられないと見ております。

また、当行の主要な営業基盤である大分県経済についても、国内経済とほぼ同様のリスク要因が存在しており、個人消費、雇用動向等が持ち直しくいいうえ、平成28年4月の熊本地震の影響により観光業を中心に景気の上昇は厳しいものとなっております。

(金利)

マイナス金利の物価・景気への効果は限定的と見られるなか、熊本地震の影響も懸念され、国内経済には減速感が強まっています。物価目標の達成が見通せないなか円高圧力も根強く、追加緩和の思惑がくすぶった状態が続くと見ております。マイナス金利のもと、日銀による国債の大量買入れが続けられイールドカーブ全体に金利低下圧力が加わり続けられると思われま

す。これらを踏まえ、本計画期間内においても、政策誘導金利及び市場金利は、引き続き、低位安定が続くものと予想しております。

(為替)

米国経済はドル安政策により短期的には景気の減速懸念が後退しております。早期の利上げに踏み切れば再び米国経済の減速感が強まる可能性が高いと思われま

す。本計画期間内においても、円高圧力が強まる局面では、日銀はマイナス金利のさらなる引下げを行うことでドルを下支えすると予想されるものの円安を一段と進行させる材料にはなりにくく、現在の水準を中心としたレンジ内での推移に終始するものと予想しております。

(株価)

株式市場は、目先は米国FOMC、英国のEU離脱、参院選、米大統領選などの政治イベントの動向を見ながらの動きとなる見通しであります。国内では、製造業を中心に、中国経済の先行き警戒感や熊本地震で抑えられた生産がどの程度盛り返すかも注目されます。

現在の株式市場は、円安以外に買い材料は少なく、1部上場企業のROEも悪化傾向にあるなど日本株が長期的には魅力ある投資対象とはいえない状況にあると考えられます。

本計画期間内においても、株式市場はボックス圏内での動きとなり、下値不安は限定的と予想しております。

【前提条件】

指 標	28/3 末 (実 績)	28/5 末 (実 績)	29/3 末 (前 提)	30/3 末 (前 提)	31/3 末 (前 提)
無担保コール翌日物 (%)	▲ 0.002	▲ 0.054	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050
TIBOR 3ヵ月 (%)	0.099	0.062	0.060	0.060	0.060
新発10年国債利回 (%)	▲ 0.050	▲ 0.120	▲ 0.150	▲ 0.150	▲ 0.150
ドル/円レート (円)	112.68	110.94	107.00	107.00	107.00
日経平均株価 (円)	16,758	17,234	17,000	17,000	17,000

※ 本表の28/3月末及び28/5月の各実績値は、以下によります。

1. 無担保コール翌日物・・・短資協会が公表する加重平均レート

2. T I B O R 3 ヲ月 . . . 全国銀行協会が公表する全銀協 T I B O R
3. 新発10年国債利回 . . . 日本相互証券(株)が公表する最終取引レート
4. ドル／円レート . . . 三菱東京 U F J 銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 . . . 終値

内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

● 貸借対照表等

第98期（平成28年3月31日現在）貸借対照表 . . . 1

第98期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）損益計算書 . . . 6

● 自己資本比率を記載した書面

単体自己資本比率（国内基準）（平成28年3月31日現在） . . . 9

● 株主資本等変動計算書

第98期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）
株主資本等変動計算書 . . . 12

● 最近の日計表

末残日計表（平成28年5月末現在） . . . 14

月中平残日計表（平成28年5月） . . . 15

● その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

有価証券報告書（第98期） . . . 16

第98期末（平成28年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	52,271	預金	515,505
現金	8,634	当座預金	5,633
預け金	43,636	普通預金	182,735
有価証券	93,980	貯蓄預金	944
国債	33,001	通知預金	685
地方債	13,917	定期預金	316,998
社債	28,240	定期積金	5,218
株式	3,490	その他の預金	3,289
その他の証券	15,330	借入金	11,970
貸出金	408,247	借入金	11,970
割引手形	3,290	その他の負債	2,222
手形貸付	18,625	未決済為替借	122
証書貸付	363,886	未払法人税等	63
当座貸越	22,444	未払費用	963
外国為替	286	前受収益	349
外国他店預け	286	給付補てん備金	1
その他の資産	1,522	金融派生商品	1
未決済為替貸	60	リース債務	288
前払費用	21	資産除去債務	219
未収収益	492	その他の負債	212
金融派生商品	1	賞与引当金	145
株式交付費	17	睡眠預金払戻損失引当金	151
その他の資産	928	再評価に係る繰延税金負債	861
有形固定資産	8,171	支払承諾	792
建物	1,493	負債の部合計	531,649
土地	6,161	（純資産の部）	
リース資産	270	資本金	12,495
建設仮勘定	48	資本剰余金	8,350
その他の有形固定資産	197	資本準備金	8,350
無形固定資産	155	利益剰余金	5,303
ソフトウェア	155	利益準備金	515
その他の無形固定資産	0	その他利益剰余金	4,787
前払年金費用	624	繰越利益剰余金	4,787
繰延税金資産	691	自己株式	△ 87
支払承諾見返	792	株主資本合計	26,061
貸倒引当金	△ 7,061	その他有価証券評価差額金	182
資産の部合計	559,683	土地再評価差額金	1,790
		評価・換算差額等合計	1,972
		純資産の部合計	28,034
		負債及び純資産の部合計	559,683

手形貸付のうち金融機関貸付金 — 百万円

借入金のうち金融機関借入金 — 百万円

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 34 年～50 年

その他： 4 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、その他資産に計上し、3 年で定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,756百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（未適用の会計基準等）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 505 百万円、延滞債権額は 13,856 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 284 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,646 百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,290 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	20,138百万円
担保資産に対応する債務	預金	648百万円
	借入金	11,500百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、有価証券10,421百万円、預け金59百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金481百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,899 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが20,569 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,930百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,286 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 520 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,745 百万円であります。
12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9 百万円
13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
- 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
- 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、99 百万円であります。

科 目	金 額	
経 常 収 益		11,469
資 金 運 用 収 益	8,856	
貸 出 金 利 息	7,913	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	898	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	
預 け 金 利 息	43	
そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役 務 取 引 等 収 益	1,381	
受 入 為 替 手 数 料	412	
そ の 他 の 役 務 収 益	969	
そ の 他 業 務 収 益	519	
外 国 為 替 売 買 益	3	
国 債 等 債 券 売 却 益	378	
金 融 派 生 商 品 収 益	2	
そ の 他 の 業 務 収 益	135	
そ の 他 経 常 収 益	711	
償 却 債 権 取 立 益	111	
株 式 等 売 却 益	228	
そ の 他 の 経 常 収 益	371	
経 常 費 用		10,254
資 金 調 達 費 用	533	
預 金 利 息	514	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
借 用 金 利 息	15	
役 務 取 引 等 費 用	1,123	
支 払 為 替 手 数 料	83	
そ の 他 の 役 務 費 用	1,040	
そ の 他 業 務 費 用	31	
商 品 有 価 証 券 売 却 損	0	
国 債 等 債 券 売 却 損	13	
株 式 交 付 費 償 却	18	
営 業 経 費	5,801	
そ の 他 経 常 費 用	2,763	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,147	
貸 出 金 償 却	1,384	
そ の 他 の 経 常 費 用	231	
経 常 利 益		1,215

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		104
固 定 資 産 処 分 益	0	
受 取 和 解 金	104	
特 別 損 失		63
固 定 資 産 処 分 損	8	
減 損 損 失	54	
そ の 他 の 特 別 損 失	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73	
法 人 税 等 調 整 額	257	
法 人 税 等 合 計		331
当 期 純 利 益		925

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金利息過徴収返還額等 124 百万円

単体自己資本比率（国内基準）（平成28年3月31日現在）

		信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	
(単位：百万円)					
項 目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		19, 571		19, 107	
うち、資本金及び資本剰余金の額		14, 846		14, 846	
うち、利益剰余金の額		5, 303		4, 843	
うち、自己株式の額（△）		87		86	
うち、社外流出予定額（△）		490		496	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2, 444		2, 548	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		2, 444		2, 548	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		6, 000		6, 000	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		954		1, 092	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		28, 970		28, 747	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		62	93	36	146
うち、のれんに係るものの額		—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		62	93	36	146
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		15	23	14	56
適格引当金不足額		—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		201	—	262	—

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—	—
前払年金費用の額		173	260	46	185
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		468	702	258	1,035
特定項目に係る10%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもののうち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもののうち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		921		618	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	010	28,049		28,129	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		327,693		328,047	
資産（オン・バランス）項目		326,616		326,836	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 7,644		△ 9,713	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額		93		146	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		23		56	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額		260		185	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		△ 8,022		△ 10,102	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
オフ・バランス項目		1,021		1,035	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		54		174	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		1		1	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—		—	

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		18,452		18,343	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	0 2 0	346,145		346,390	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（二））		8.10%		8.12%	

第 98 期〔 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
					繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	12,495	8,350	8,350	416	4,426	4,843	△ 86	25,603	895	1,775	2,670	28,274
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当				99	△ 595	△ 496		△ 496				△ 496
当 期 純 利 益					925	925		925				925
自己株式の取得							△ 1	△ 1				△ 1
自己株式の処分					△0	△0	0	0				0
土地再評価差額金 の 取 崩					30	30		30				30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 713	14	△ 698	△ 698
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	99	360	459	△ 1	458	△ 713	14	△ 698	△ 240
当 期 末 残 高	12,495	8,350	8,350	515	4,787	5,303	△ 87	26,061	182	1,790	1,972	28,034

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	59,444	—	—	59,444	
A種優先株式	6,000	—	—	6,000	
B種優先株式	3,000	—	—	3,000	
D種優先株式	16,000	—	—	16,000	
合 計	84,444	—	—	84,444	
自己株式					
普通株式	405	16	0	421	(注)1、2
合 計	405	16	0	421	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加 16 千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 26 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	59 百万円	その他利益 剰余金	1 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日
	A種優先株式	210 百万円	その他利益 剰余金	35 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日
	B種優先株式	24 百万円	その他利益 剰余金	8 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日
	D種優先株式	203 百万円	その他利益 剰余金	12 円 70 銭	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 29 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	59 百万円	その他利益 剰余金	1 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日
	A種優先株式	210 百万円	その他利益 剰余金	35 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日
	B種優先株式	24 百万円	その他利益 剰余金	8 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日
	D種優先株式	197 百万円	その他利益 剰余金	12 円 34 銭	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日

(注) 平成 28 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

計表ID	FN001	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-1の1

未 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)
(平成28年5月末現在)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現 金 預 け 金	16058014	49,357	預 金	16059824	510,041
現 (うち切手手形)	16058024	6,774	当 座 預 金	16059844	5,841
外 国 金 通 貨	16058034	(230)	普 通 預 金	16059854	176,790
	16058044	4	貯 蓄 預 金	16109974	934
預 け 金	16058054		通 知 預 金	16059864	268
(うち日銀預け金)	16058074	42,578	定 期 預 金	16059904	316,508
(うち譲渡性預け金)	16058094	(42,404)	定 期 積 金	16059944	4,882
コ ー ル ロ ー ン	16058104		別 段 預 金	16059874	4,611
買 入 現 先 勘 定	16058124	3,000	納 税 準 備 預 金	16059884	10
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	16151044		非 居 住 者 円 預 金	16059974	20
買 入 金 手 形	16178174		外 貨 預 金	16059984	173
買 入 金 手 形	16058134		(金 融 機 関 預 金)	16060004	(2,014)
商 品 有 価 証 券	16058184		譲 渡 性 預 金	16060054	4,423
商 品 有 価 証 券	16058224		コ ー ル マ ネ	16060064	
商 品 地 方 債	16058234		売 現 先 勘 定	16151074	
商 品 政 府 保 証 債	16058244		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	16178194	
商 品 政 府 保 証 債	16058254		売 渡 手 形	16060074	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	16140994		コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	16141004	
金 銭 の 信 託	16058114		借 用 金	16060094	11,890
有 価 証 券	16058264	99,880	再 割 引 手 形	16060104	
国 債	16058274	32,593	(うち日銀再割引手形)	16060114	()
(うち手元現在高)	16058284	(11,067)	借 入 金	16060124	11,890
地 方 債	16058294	16,787	(うち日銀借入金)	16060134	(11,500)
短 期 社 債	16178184		当 座 借 越	16060144	
社 債	16058304	30,983	外 国 他 為 替	16060164	3
(公 社 公 団 債)	16058314	()	外 国 他 店 預 り	16060174	
(金 融 債)	16058324	()	外 国 他 店 借	16060184	
(事 業 債)	16058334	(30,983)	売 渡 外 国 為 替	16060194	3
株 式	16058344	3,749	未 払 外 国 為 替	16060204	
外 国 証 券	16058354	13,499	短 期 社 債	16178204	
そ の 他 の 証 券	16058404	2,266	社 債	16139294	
貸 出 金	16058444	402,023	新 株 予 約 権 付 社 債	16060024	
割 引 手 形	16058494	2,908	信 託 勘 定 借	16060214	
(うち商業手形)	16058504	(2,908)	そ の 他 負 債	16060224	1,766
貸 付 金	16058514	399,114	未 決 済 為 替 借	16060234	117
(手 形 貸 付 金)	16058534	(16,521)	未 決 法 人 税 等	16060304	4
(証 書 貸 付 金)	16058554	(361,605)	未 払 費 用	16060314	77
(当 座 貸 越)	16058564	(20,988)	前 受 収 益	16060324	
外 国 他 店 為 替	16058574	331	従 業 員 預 り 金	16060334	
外 国 他 店 預 け	16058584	331	給 付 補 填 備 金	16060344	1
外 国 他 店 貸 付	16058594		先 物 取 引 受 入 証 拠	16097964	
買 入 外 国 為 替	16058604		先 物 取 引 差 金 勘 定	16097974	
取 立 外 国 為 替	16058614		借 入 商 品 債 券	16097984	
そ の 他 の 資 産	16058624	870	借 入 有 価 証 券	16060354	
未 決 済 為 替	16058634	54	売 付 商 品 債 券	16109854	
前 払 費 用	16058644	20	売 付 付 債 券	16109864	
未 収 収 益	16058654	16	金 融 派 生 商 品	16151084	
先 物 取 引 差 入 証 拠	16097924		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	16321864	
先 物 取 引 差 金 勘 定	16097934		リ ー ス 入 債 務	16312794	287
保 管 有 価 証 券 等	16097944		資 産 除 去 債 務	16318594	219
金 融 派 生 商 品	16151054		代 理 店 借	16060364	3
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	16321854		未 払 配 金	16060384	8
社 債 発 行 費	16149934		未 払 送 金 為 替	16060244	0
リ ー ス 投 資 資 産	16321724		預 金 利 子 税 等 預 り 金	16060394	19
代 理 店 貸 付	16058724		仮 受 金	16060404	17
仮 払 金	16058714	179	そ の 他 の 負 債	16060414	1,009
そ の 他 の 資 産	16058734	599	本 支 店 未 達	16060254	
本 支 店 未 達	16058674		賞 与 引 当 金	16162594	145
有 形 支 店 定 未 資 産	16192024	8,227	役 員 賞 与 引 当 金	16188634	
建 物	16192034	1,493	退 職 給 付 引 当 金	16060524	
土 地	16192044	6,158	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16311584	
リ ー ス 資 産	16312774	277	そ の 他 の 引 当 金	16060534	151
建 設 仮 勘 定	16058834	91	特 別 法 上 の 引 当 金	16060544	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16192054	206	繰 延 税 金 負 債	16146184	
無 形 固 定 資 産	16192064	161	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16147214	851
ソ フ ト ウ ェ ア	16192074	161	支 払 承 諾	16060574	681
の れ っ ぽ	16192084		純 資 本	16060594	27,851
リ ー ス 資 産	16312784		資 本	16060604	12,495
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16192094	0	新 株 式 申 込 証 拠	16192114	
前 払 年 金 費 用	16327664	624	資 本 剰 余 金	16178214	8,350
繰 延 税 金 資 産	16146174	1,014	資 本 準 備 金	16060634	8,350
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	16147204		そ の 他 資 本 剰 余 金	16165514	
支 払 承 諾 見 返	16058884	681	利 益 剰 余 金	16178254	5,325
貸 倒 引 当 金	16060504	△ 7,061	利 益 準 備 金	16060644	515
投 資 損 失 引 当 金	16149944		そ の 他 利 益 剰 余 金	16192124	4,809
			積 立	16060664	
			繰 越 利 益 剰 余 金	16192134	4,809
			自 己 株 式	16162604	△ 87
			自 己 株 式 申 込 証 拠	16192144	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16151104	
			繰 越 損 益	16192154	
			土 地 再 評 価 差 額 金	16147224	1,767
			新 株 予 約 権	16192164	
			期 中 損 益	16060744	1,305
合 計	16058894	559,111	合 計	16060754	559,111

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分

コールローンのうち外貨建分

割引手形のうち手形割引市場関係分

貸付金のうち金融機関貸付金

貸付金のうち現地貸付

16065974

18,054

コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分

コールマネーのうち外貨建分

再割引手形のうち手形割引市場関係分

借入金のうち金融機関借入金

定期預金のうち円デポ取引

16066004

計表ID	FN003	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-2の1

月 中 平 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)
(平成28年5月中平残)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現 金 預 け 金	16058934	55,205	預 当 座 預 金	16060764	509,437
(うち切手手形)	16058944	7,145	普 通 預 金	16060794	5,744
外 国 通 貨	16058954	(83)	貯 蓄 預 金	16060804	178,093
金	16058964	4	通 知 預 金	16109984	949
預 け 金	16058974		定 期 預 金	16060814	282
(うち日銀預け金)	16058994	48,055	定 期 積 金	16060854	316,704
(うち譲渡性預け金)	16059014	(47,552)	別 段 預 金	16060894	5,118
コ ー ル ロ ー ン	16059024	()	納 税 準 備 預 金	16060824	2,326
買 現 先 勘 定	16059044	96	非 居 住 者 円 預 金	16060834	22
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	16151114		外 借	16060924	21
買 入 金 銭 債 権	16178264		(金 融 機 関 預 金)	16060934	172
買 入 金 銭 債 権	16059054		譲 渡 性 預 金	16060954	(863)
商 品 有 価 証 券	16059104		コ ー ル マ ー ケ ー ティング	16061004	4,423
商 品 地 方 債	16059144		売 現 先 勘 定	16061014	
商 品 政 府 保 証 債	16059154		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	16151144	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	16059164		売 渡 手 形	16178284	
金 銭 の 信 託	16059174		コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	16061024	
有 価 証 券	16141014		借 用 金	16141024	
国 方 債	16059034		再 割 引 手 形	16061044	11,890
地 方 債	16059184	98,820	(うち日銀再割引手形)	16061054	
短 期 社 債	16059194	32,593	借 入 金	16061064	()
社 債	16059214	16,400	(うち日銀借入金)	16061074	11,890
(公 社 公 団 債)	16178274		外 当 座 借 越	16061084	(11,500)
(金 融 債)	16059224	30,713	外 国 他 店 預 替	16061094	
(事 業 債)	16059234	()	外 国 他 店 借	16061114	0
株 式	16059244	()	売 渡 外 国 為 替	16061124	
外 国 証 券	16059254	(30,713)	未 払 外 国 為 替	16061134	
そ の 他 の 証 券	16059264	3,749	短 期 社 債	16061144	0
貸 出 手 形	16059274	13,112	新 株 予 約 権 付 社 債	16061154	0
(うち商業手形)	16059324	2,251	信 託 勘 定 借 債	16178294	
貸 付 金	16059364	399,263	そ の 他 の 負 債	16139314	
(手形貸付)	16059414	2,857	未 決 済 為 替 借	16060974	
(証書貸付)	16059424	(2,857)	未 払 法 人 税 等	16061164	1,697
(当 座 貸 越)	16059434	396,405	未 払 費 用	16061184	132
外 国 為 替	16059454	(16,565)	前 受 取 益	16061254	61
外 国 他 店 預 け	16059474	(359,377)	従 業 員 預 り 金	16061264	101
外 国 他 店 貸	16059484	(20,463)	給 付 補 填 備 金	16061274	
買 入 外 国 為 替	16059494	343	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	16061284	
取 立 外 国 為 替	16059504	343	先 物 取 引 差 金 勘 定	16061294	1
そ の 他 の 資 産	16059514		借 入 商 品 債 券	16098064	
未 決 済 為 替 貸	16059524	944	借 入 有 価 証 券	16098074	
前 払 費 用	16059544	63	売 付 商 品 債 券	16098084	
未 収 取 益	16059554	20	金 融 派 生 商 品	16061304	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	16059564	16	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	16109874	
先 物 取 引 差 金 勘 定	16098024		リ ー ス 債 務	16109884	
保 管 有 価 証 券 等	16098034		資 産 除 去 債 務	16151154	
金 融 派 生 商 品	16098044		代 理 店 当 金	16321884	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	16151124		未 払 送 金 為 替	16312824	289
社 債 発 行 費	16321874		預 金 利 子 税 等 預 り 金	16318624	219
リ ー ス 投 資 資 産	16150374		そ の 他 の 負 債	16061314	17
代 理 店 貸 金	16321734		本 支 店 未 達 金	16061334	8
仮 払 金	16059634		未 払 送 金 為 替	16061194	0
そ の 他 の 資 産	16059624	244	預 金 利 子 税 等 預 り 金	16061344	14
本 形 支 店 未 達 金	16059644	599	仮 受 金	16061354	41
有 形 固 定 資 産	16084614		そ の 他 の 負 債	16061364	800
建 物	16192174	8,196	賞 与 引 当 金	16061204	
土 地	16192184	1,492	役 員 賞 与 引 当 金	16162614	145
リ ー ス 資 産	16192194	6,177	退 職 給 付 引 当 金	16188664	
建 設 仮 勘 定	16312804	277	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16061474	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16312804	277	そ の 他 の 引 当 金	16311594	
無 形 固 定 資 産	16059744	49	特 別 法 上 の 引 当 金	16061484	151
ソ フ ト ウ ェ ア	16192204	198	繰 上 引 当 金	16061494	
の れ ば 入 ん	16192214	155	繰 延 税 金 負 債	16146204	
リ ー ス 資 産	16192224	155	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16147244	856
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16192234		支 払 承 諾 産 権	16147244	743
前 払 年 金 費 用	16312814	0	純 資 本	16061524	27,851
繰 延 税 金 資 産	16192244		資 本 剰 余 金	16061544	12,495
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	16327674	624	新 株 式 申 込 証 拠 金	16178304	8,350
支 払 承 諾 見 返	16146194	1,014	資 本 剰 余 金	16178304	8,350
貸 倒 引 当 金	16147234		そ の 他 資 本 剰 余 金	16165524	
投 資 損 失 引 当 金	16059794	743	利 益 剰 余 金	16178344	5,314
	16061454	△ 7,061	利 益 準 備 金	16061594	515
	16150384		そ の 他 利 益 剰 余 金	16192274	4,798
			積 立 金	16192274	
			繰 越 利 益 剰 余 金	16061614	
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金	16192284	4,798
			自 己 株 式 申 込 証 拠 金	16162624	△ 87
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16192294	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16151174	
			土 地 再 評 価 差 額 金	16192304	
			新 株 予 約 権	16147254	1,778
			期 中 予 損 益	16192314	
合 計	16061694	1,159	期 中 予 損 益	16061704	558,346
貸付金のうち金融機関貸付金	16066084	18,079	定期預金のうち円デポ取引		

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成27年4月1日
(第98期)	至	平成28年3月31日

株式会社 豊 和 銀 行

大分市王子中町4番10号

(E03673)

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	3
	4. 関係会社の状況	3
	5. 従業員の状況	4
第2	事業の状況	5
	1. 業績等の概要	5
	2. 生産、受注及び販売の状況	10
	3. 対処すべき課題	10
	4. 事業等のリスク	11
	5. 経営上の重要な契約等	12
	6. 研究開発活動	12
	7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
第3	設備の状況	14
	1. 設備投資等の概要	14
	2. 主要な設備の状況	14
	3. 設備の新設、除却等の計画	14
第4	提出会社の状況	15
	1. 株式等の状況	15
	(1) 株式の総数等	15
	(2) 新株予約権等の状況	22
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
	(4) ライツプランの内容	22
	(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
	(6) 所有者別状況	22
	(7) 大株主の状況	23
	(8) 議決権の状況	24
	(9) ストックオプション制度の内容	24
	2. 自己株式の取得等の状況	24
	(1) 株主総会決議による取得の状況	24
	(2) 取締役会決議による取得の状況	24
	(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	24
	(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	24
	3. 配当政策	25
	4. 株価の推移	25
	5. 役員の状況	26
	6. コーポレート・ガバナンスの状況等	28
第5	経理の状況	33
	1. 財務諸表等	34
	(1) 財務諸表	34
	① 貸借対照表	34
	② 損益計算書	36
	③ 株主資本等変動計算書	38
	④ キャッシュ・フロー計算書	40
	⑤ 附属明細表	62
	(2) 主な資産及び負債の内容	64
	(3) その他	64
第6	提出会社の株式事務の概要	65
第7	提出会社の参考情報	66
	1. 提出会社の親会社等の情報	66
	2. その他の参考情報	66
第二部	提出会社の保証会社等の情報	67
独立監査人の監査報告書		

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第98期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 （福岡市博多区中洲5丁目4番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	12,557	11,619	—	—	—
連結経常利益	百万円	1,490	730	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,524	738	—	—	—
連結包括利益	百万円	2,103	1,753	—	—	—
連結純資産額	百万円	18,520	19,828	—	—	—
連結総資産額	百万円	515,535	539,881	—	—	—
1株当たり純資産額	円	0.72	24.50	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	19.31	6.05	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	5.49	2.24	—	—	—
自己資本比率	%	3.57	3.67	—	—	—
連結自己資本利益率	%	8.67	3.86	—	—	—
連結株価収益率	倍	6.68	16.52	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,888	16,045	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△17,990	△9,814	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△449	△444	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	36,751	42,538	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	521 (73)	512 (75)	— (—)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成25年9月13日)を適用しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 平成25年8月26日に連結子会社でありました株式会社ほうわバンクカードの清算手続きが終了し、子会社がなくなったことから、平成25年度以降については記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
経常収益	百万円	12,498	11,614	11,759	12,037	11,469
経常利益	百万円	1,534	875	1,525	1,169	1,215
当期純利益	百万円	1,564	787	1,021	876	925
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495
発行済株式総数						
普通株式	千株	59,444	59,444	59,444	59,444	59,444
優先株式		18,000	18,000	25,000	25,000	25,000
純資産額	百万円	18,367	19,821	27,311	28,274	28,034
総資産額	百万円	515,414	540,072	562,552	564,719	559,683
預金残高	百万円	480,827	501,471	508,439	514,822	515,505
貸出金残高	百万円	378,529	387,819	387,417	405,205	408,247
有価証券残高	百万円	90,384	101,703	116,267	99,135	93,980
1株当たり純資産額	円	△0.24	24.37	35.16	48.05	44.09
1株当たり配当額						
普通株式		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式		35.00	35.00	35.00	35.00	35.00
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
B種優先株式	円	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
C種優先株式		16.40	16.30	—	—	—
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
D種優先株式		—	—	0.035	12.70	12.34
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	円	19.98	6.89	10.89	7.44	8.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	5.66	2.45	2.80	2.07	2.22
自己資本比率	%	3.56	3.67	4.85	5.00	5.00
自己資本利益率	%	8.91	4.12	4.33	3.15	3.28
株価収益率	倍	6.45	14.51	8.81	12.10	9.79
配当性向	%	5.00	14.51	9.18	13.44	11.94
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	15,901	△6,947	△6,338
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	△14,808	18,045	4,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	—	6,402	△7,031	△535
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	—	—	50,033	54,100	51,872
従業員数		518	510	502	492	495
(外、平均臨時従業員数)	人	(73)	(75)	(82)	(94)	(93)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成25年9月13日)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
5. 第95期まで連結財務諸表を記載しておりますので、第95期までの営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

昭和24年12月22日	大豊殖産無尽株式会社として設立
昭和28年1月26日	相互銀行法の施行に伴い、株式会社豊和相互銀行に商号変更
昭和28年9月16日	本店を大分市大字大分555番地に移転
昭和38年7月1日	日本銀行と当座預金取引を開始
昭和49年2月12日	本店を大分市王子中町4番10号の現在地に移転
昭和52年10月17日	第1次オンラインサービス開始
昭和58年4月9日	国債窓口販売業務の開始
昭和58年8月1日	豊銀ビジネスサービス株式会社の設立（ほうわビジネスサービス株式会社へ社名変更）
昭和59年11月5日	第2次オンラインサービス開始
昭和63年6月1日	公社債のフルディーリング業務の開始
昭和63年10月1日	外国為替業務の開始
平成元年2月1日	金融機関の合併及び転換に関する法律により、株式会社豊和銀行に商号変更
平成元年9月11日	株式会社ほうわバンクカードの設立
平成2年12月12日	福岡証券取引所へ株式を新規上場
平成6年4月27日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
平成7年5月8日	第3次オンラインサービス開始
平成11年7月1日	投資信託の窓口販売開始
平成13年2月26日	インターネット・モバイルバンキングの開始
平成13年4月1日	損害保険の窓口販売開始
平成14年10月1日	生命保険の窓口販売開始
平成18年3月31日	ほうわビジネスサービス株式会社解散
平成18年8月28日	第三者割当方式によるA種優先株式60億円及びB種優先株式30億円発行
平成18年12月18日	第三者割当方式によるC種優先株式90億円発行
平成19年7月23日	株式会社セブン銀行とのATM利用提携開始
平成22年4月12日	会員制サービス「ほうわサックスサービス」取扱開始
平成24年4月2日	株式会社ローソン・ATM・ネットワークスとのATM利用提携開始
平成24年7月1日	「ほうわTKCローン」取扱開始
平成25年2月18日	ほうわでんさいネットサービス開始
平成25年4月30日	株式会社ほうわバンクカード解散
平成25年7月20日	ほうわホルトホールプラザ開設
平成26年3月3日	「ほうわビタミンローン」取扱開始
平成26年3月31日	C種優先株式90億円を取得・消却するとともに、第三者割当方式によるD種優先株式160億円発行
平成26年4月1日	「ほうわ経営改善応援ファンド」創設
平成26年12月1日	「なんでん JQ SUGOCA」取扱開始
平成27年4月24日	地方創生推進室の設置

3【事業の内容】

当行は、銀行業務を中心に、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等の金融サービスに係る事業を行っており、当行の事業の区分は銀行業の単一セグメントであります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

当行の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
495 (93)	38.3	15.0	4,468

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当行から行外への出向者を除き、行外から当行への出向者を含む。）であり、上席執行役員3名を含み、嘱託及び臨時従業員141人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、（ ）内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は豊和銀行従業員組合と称し、組合員数は334人であります。
- 労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

平成27年度の国内経済は、原油価格の下落や中国など新興国・資源国経済の減速の影響等により下振れリスクが高まり、これまでの円安基調が円高基調に転じたことも相まって、生産や輸出に弱い動きが見られます。雇用・所得環境は着実な改善が見られるなど、引き続き緩やかな景気回復基調が続いているものの、個人消費の回復に遅れがあるなど景気が下振れるリスクは高まっております。

金融環境については、日本銀行が本年1月29日に2%の物価安定目標実現のため、国内では初の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定しました。

当行の主要な営業基盤である大分県経済は、全国の動きと同様に雇用・所得環境が着実に改善する中、平成27年4月の大分駅ビルの開業を含む大分駅周辺整備事業、県立美術館の開館、JRグループ6社等との協力による“おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン”等の事業・イベント等による相乗効果もあり、個人消費等に持ち直しの動きが見られましたが、その一方で、平成27年度の地元企業の収益状況は減益が見込まれるなど、一部ではなお厳しい状況が続いております。

このような経営環境の下、当行は、平成26年3月に策定した「経営強化計画」の「地域密着型金融の徹底による地域経済の活性化、地域への貢献」という基本方針に基づき、4つの取組方針「地域への徹底支援」「現場力の強化」「顧客基盤の拡充」「収益力及び経営基盤の強化」を実践し、地域の中小企業等のお客さまに対する経営改善・事業再生及び成長発展に向けた支援を徹底するとともに、積極的かつ持続的に金融仲介機能を発揮し、より多くのお客さまに当行をご利用いただくための取組を行った結果、当事業年度の損益状況は、次のようになりました。

経常収益は、資金運用収益や国債等債券売却益の減少等により、前年度比5億67百万円減少の114億69百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費の減少等により、前年度比6億14百万円減少の102億54百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比46百万円増加の12億15百万円となり、当期純利益は同48百万円増加の9億25百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少等により、63億38百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の減少等により、46億45百万円のプラスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、5億35百万円のマイナスとなりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前年度末比22億28百万円減少し、518億72百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収益は、貸出金利回り及び有価証券利回りの低下を主因として、前年度比4億15百万円減少しました。資金調達費用は、前年度の劣後債の買入消却及び預金利回りの低下を主因として、前年度比2億82百万円減少しました。この結果、資金運用収支は前年度比1億32百万円減少しました。役務取引等収益は、証券関連業務等の手数料の増加を主因として、前年度比10百万円増加しました。役務取引等費用は、支払保証料等の増加により前年度比60百万円増加しました。この結果、役務取引等収支は49百万円減少しました。その他業務収支は、国債等債券売却益等が減少した結果前年度比36百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前事業年度	8,332	122	8,455
	当事業年度	8,218	104	8,322
うち資金運用収益	前事業年度	9,148	153	9,301
	当事業年度	8,751	127	8,878
うち資金調達費用	前事業年度	816	30	846
	当事業年度	533	23	556
役務取引等収支	前事業年度	304	3	307
	当事業年度	255	2	257
うち役務取引等収益	前事業年度	1,365	5	1,370
	当事業年度	1,377	4	1,381
うち役務取引等費用	前事業年度	1,061	2	1,063
	当事業年度	1,121	2	1,123
その他業務収支	前事業年度	518	5	523
	当事業年度	484	3	487
うちその他業務収益	前事業年度	877	5	882
	当事業年度	516	3	519
うちその他業務費用	前事業年度	359	—	359
	当事業年度	31	—	31

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

(業績説明)

資金運用については、貸出金利回りが前年度比0.09ポイント低下し、有価証券利回りが同0.15ポイント低下したことから、資金運用利回りは同0.07ポイント低下しました。

資金調達については、前年度の劣後債買入消却により社債利息が減少したことから、資金調達利回りは同0.05ポイント低下しました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	(17,732) 510,813	(30) 9,148	1.79
	当事業年度	(15,477) 508,207	(23) 8,751	1.72
うち貸出金	前事業年度	390,466	8,041	2.05
	当事業年度	402,367	7,913	1.96
うち商品有価証券	前事業年度	4	0	0.04
	当事業年度	10	0	0.29
うち有価証券	前事業年度	99,869	1,038	1.04
	当事業年度	89,140	771	0.86
うちコールローン	前事業年度	2,083	2	0.10
	当事業年度	819	0	0.10
うち預け金	前事業年度	656	35	5.35
	当事業年度	390	43	11.06
資金調達勘定	前事業年度	529,705	816	0.15
	当事業年度	526,994	533	0.10
うち預金	前事業年度	501,477	589	0.11
	当事業年度	507,335	514	0.10
うち譲渡性預金	前事業年度	5,360	4	0.07
	当事業年度	4,780	3	0.07
うちコールマネー	前事業年度	30	0	0.12
	当事業年度	27	0	0.00
うち借入金	前事業年度	17,273	17	0.10
	当事業年度	14,620	15	0.10
うち社債	前事業年度	5,324	204	3.84
	当事業年度	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国内業務部門」は当行の円建取引であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度36,597百万円、当事業年度39,084百万円）を控除して表示しております。
4. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（うち書き）であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	18,252	153	0.84
	当事業年度	15,804	127	0.80
うち有価証券	前事業年度	17,694	153	0.86
	当事業年度	15,316	127	0.83
資金調達勘定	前事業年度	(17,732)	(30)	0.16
	当事業年度	(15,477)	(23)	0.14
うち預金	前事業年度	446	0	0.02
	当事業年度	286	0	0.02

- (注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度0百万円、当事業年度0百万円）を控除して表示しております。
4. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（うち書き）であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	511,333	9,271	1.81
	当事業年度	508,534	8,856	1.74
うち貸出金	前事業年度	390,466	8,041	2.05
	当事業年度	402,367	7,913	1.96
うち商品有価証券	前事業年度	4	0	0.04
	当事業年度	10	0	0.29
うち有価証券	前事業年度	117,563	1,191	1.01
	当事業年度	104,456	898	0.86
うちコールローン	前事業年度	2,083	2	0.10
	当事業年度	819	0	0.10
うち預け金	前事業年度	764	35	4.62
	当事業年度	432	43	10.03
資金調達勘定	前事業年度	530,152	816	0.15
	当事業年度	527,280	533	0.10
うち預金	前事業年度	501,923	589	0.11
	当事業年度	507,621	514	0.10
うち譲渡性預金	前事業年度	5,360	4	0.07
	当事業年度	4,780	3	0.07
うちコールマネー	前事業年度	30	0	0.12
	当事業年度	27	0	0.00
うち借入金	前事業年度	17,273	17	0.10
	当事業年度	14,620	15	0.10
うち社債	前事業年度	5,324	204	3.84
	当事業年度	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度36,598百万円、当事業年度39,085百万円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、証券関連業務の手数料増加等により、前年度比10百万円増加し13億81百万円となりました。
 役務取引等費用は、支払保証料の増加等により前年度比60百万円増加し11億23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前事業年度	1,365	5	1,371
	当事業年度	1,377	4	1,381
うち預金・貸出業務	前事業年度	389	—	389
	当事業年度	399	—	399
うち為替業務	前事業年度	409	5	414
	当事業年度	408	4	412
うち証券関連業務	前事業年度	14	—	14
	当事業年度	34	—	34
うち代理業務	前事業年度	70	—	70
	当事業年度	69	—	69
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	6	—	6
	当事業年度	6	—	6
うち保証業務	前事業年度	24	—	24
	当事業年度	22	—	22
うち保険窓販業務	前事業年度	269	—	269
	当事業年度	259	—	259
うち投信窓販業務	前事業年度	181	—	181
	当事業年度	177	—	177
役務取引等費用	前事業年度	1,061	2	1,063
	当事業年度	1,121	2	1,123
うち為替業務	前事業年度	80	2	82
	当事業年度	81	2	83
うち保証業務	前事業年度	840	—	840
	当事業年度	906	—	906

(注) 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	514,559	262	514,822
	当事業年度	515,329	175	515,505
うち流動性預金	前事業年度	184,794	—	184,794
	当事業年度	189,999	—	189,999
うち定期性預金	前事業年度	326,717	—	326,717
	当事業年度	322,217	—	322,217
うちその他	前事業年度	3,048	262	3,310
	当事業年度	3,113	175	3,289
譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
総合計	前事業年度	514,559	262	514,822
	当事業年度	515,329	175	515,505

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	405,205	100.00	408,247	100.00
製造業	18,794	4.64	17,318	4.24
農業、林業	1,018	0.25	1,264	0.31
漁業	109	0.03	127	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	1,308	0.32	1,264	0.31
建設業	23,132	5.71	24,869	6.09
電気・ガス・熱供給・水道業	12,803	3.16	16,204	3.97
情報通信業	3,891	0.96	4,191	1.03
運輸業、郵便業	9,617	2.37	6,976	1.71
卸売業、小売業	27,412	6.77	27,081	6.63
金融業、保険業	20,276	5.00	23,635	5.79
不動産業、物品賃貸業	75,237	18.57	74,533	18.26
各種サービス業	67,380	16.63	70,673	17.31
地方公共団体	44,297	10.93	42,392	10.38
その他	99,926	24.66	97,713	23.94
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	405,205	—	408,247	—

(注) 「国内」とは、当行であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前事業年度	43,540	—	43,540
	当事業年度	33,001	—	33,001
地方債	前事業年度	4,344	—	4,344
	当事業年度	13,917	—	13,917
社債	前事業年度	23,434	—	23,434
	当事業年度	28,240	—	28,240
株式	前事業年度	4,204	—	4,204
	当事業年度	3,490	—	3,490
その他の証券	前事業年度	7,084	16,526	23,611
	当事業年度	1,938	13,391	15,330
合計	前事業年度	82,609	16,526	99,135
	当事業年度	80,588	13,391	93,980

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成27年3月31日	平成28年3月31日
1. 自己資本比率（2／3）	8.12	8.10
2. 単体における自己資本の額	281	280
3. リスク・アセットの額	3,463	3,461
4. 単体総所要自己資本額	138	138

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25	23
危険債権	98	120
要管理債権	0	2
正常債権	4,006	4,024

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

少子高齢化・人口減少は経済活動の縮小をもたらし、地域経済に与える影響は計り知れません。地域密着型金融を推進する当行にとりまして、少子高齢化・人口減少への対応は大変大きな経営課題であり、政府・地方自治体が推進する「地方創生」の取組みに銀行を挙げて参画していくことは極めて重要であると認識しております。

そのような認識のもと、地域経済の活性化に寄与するため、当行は、本部に設置済みの「地方創生推進室」が中心となって、これまで行ってきた地域産業の強化のための活動に加え、地域のお客さまに対する「創業・新事業開拓」「事業再生」「事業承継」「ビジネス・マッチング」などの支援、さらには産官学金労との連携を強化し、県や市、町が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みに積極的に協力してまいります。

一方、当行独自の取組みとして、これまで「経営改善応援ファンド」や「経営改善計画の策定支援」等を通じて、経営改善を必要とするお客さまに対する支援を積極的に行ってまいりましたが、今後はより一層の支援強化を図るため、お客さまの売上増加を支援する新たな施策に取組み、地域の活力向上と発展に貢献してまいります。

また、経営強化計画（平成25年10月～平成28年3月）の最終年度でありました平成27年度は、速報値ではありますが、「業務粗利益経費率」、「中小規模事業者等向け貸出残高比率」及び「経営改善取組み先比率」で計画を達成しましたが、「コア業務純益」及び「中小規模事業者等向け貸出残高」は計画未達成となり、収益性や地元中小企業のお客さまに対する資金供給面に課題を残す結果となりました。特に収益性については、他金融機関との競合等で貸出金利回の低下が進んでおり、今後営業体制の強化等を図り、収益の更なる増強に取り組んでまいります。

なお、長期プライムレートおよび短期プライムレートの変動に伴って金利を改定する「変動金利型貸出金」において、昭和62年1月から平成27年6月の間の利率変更時に、誤った金利を適用したことが判明し、その最終調査結果を本年3月に公表しました。お客さまや地域の皆さまはもとより株主の皆さまに多大なご迷惑やご心配をおかけいたしましたことを改めてお詫び申し上げます。

上記の課題を克服するため、今後公表予定の次期経営強化計画（平成28年4月～平成31年3月）では、お客さまの売上増加に寄与するための新施策のほか、営業力強化、事務品質向上、人材育成等に関する施策も掲げる予定にしており、役職員一丸となって「地域に貢献し、真に必要とされる銀行」の実現に向けて邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1)信用リスク

①地域依存度の特殊性

当行は地域金融機関であり、大分県を主要な営業基盤としております。したがって、地域の経済環境の変化に、大きな影響を受けます。地域経済の変動によっては、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②貸出先の特殊性

当行の貸出先は、中小・零細企業及び個人が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、当行は、ミドルリスク以上のリスクテイクをしている状況にあります。したがって、景気の低迷や雇用環境の悪化が続けば、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③業種別貸出の状況

当行は、特定業種や特定先等への与信集中を排除したリスクの分散を図っておりますが、当行の業種別の貸出割合は、建設業、不動産業、卸・小売業などの業種が他の業種に比べて高い状況にあります。また、地域には、建設・不動産業が多く、建設工事の減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業も少なくありません。企業の再生支援がうまくいかない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

④不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定に基づき、資産の健全化を進めておりますが、地域経済の順調な回復とお取引先の業況回復ならびにお取引先に対する再生支援策の実現が遅れれば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤貸倒引当金の状況

当行では、貸出金の毀損実績率に基づく貸倒予想損失により、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の増加積み増しを実施せざるを得なくなります。

(2)市場リスク

当行では、有価証券などへの投資活動を行っております。したがって、当行の業績及び財政状態は、これらの活動に伴うリスク（金利、株価及び為替の市場変動）にさらされています。たとえば、金利が上昇した場合、保有する債券の価値に悪影響を及ぼします。また、保有している株式の価格が下落した場合には減損または評価損が発生し、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)流動性リスク

当行の業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされ、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)オペレーショナルリスク

①事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務を行っておりますが、全ての業務に事務リスクが存在すると認識しており、業務の遂行に際し損失が発生する可能性があります。また、役職員による不正な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

②システムリスク

重大なシステム障害が発生した場合、あるいは悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)繰延税金資産に係るリスク

「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）に則り、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を減額することとなります。その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くこととなります。

(6)その他のリスク

①風評リスク

当行や金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②コンプライアンスリスク

当行は、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、コンプライアンスの徹底に努め業務を行っておりますが、今後の事業活動の過程で必ずしも当行の責はなくとも、当行に対し訴訟等が提起された場合には、当行の評価とともに業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤年金債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

⑦規制変更のリスク

当行は、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。このため、将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付水準は、格付機関が当行から提供された情報のほか独自に収集した情報や国内の金融システムに対する評価等も反映して付与され、常時見直しが行われます。仮に当行の格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要とする資金を市場から調達できず資金繰りが困難となる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。将来に関する事項には不確実性を内在しており、今後様々な要因によって将来生じる実際の結果とは大きく異なる可能性がありますので、ご留意願います。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当行の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、特に貸倒引当金、繰延税金資産など資産の健全性を維持向上させるための項目の会計方針や見積もりについては、厳格な基準を採用する方針であります。

(2) 経営成績の分析

当行では、平成26年3月に策定した「経営強化計画」で掲げた基本方針「地域密着型金融の徹底による地域経済の活性化、地域への貢献」を実践し、地域の中小企業等のお客さまに対する経営改善・事業再生及び成長発展に向けた支援を徹底するとともに、積極的かつ持続的に金融仲介機能を発揮することに努めた結果、当事業年度の損益状況は、次のようになりました。

経常収益は、資金運用収益や国債等債券売却益の減少等により、前年度比5億67百万円減少の114億69百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費の減少等により、前年度比6億14百万円減少の102億54百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比46百万円増加の12億15百万円となり、当期純利益は同48百万円増加の9億25百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

①貸出金残高

貸出金は、依然として設備資金や運転資金への需要が伸び悩む中、貸出金の増強に努めた結果、前年度末比30億42百万円増加し、4,082億47百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円)	当事業年度末 (百万円)	増減 (百万円)
貸出金残高	405,205	408,247	3,042
うち住宅ローン残高	95,712	91,858	△3,853

②預金残高

法人預金が堅調に推移し、前年度末比6億82百万円増加の5,155億5百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円)	当事業年度末 (百万円)	増減 (百万円)
預金残高	514,822	515,505	682
法人預金残高	157,124	159,929	2,805
個人預金残高	357,698	355,575	△2,122

③金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は前年度末比22億円増加の147億13百万円、金融再生法開示債権比率(不良債権比率)は同0.50ポイント上昇の3.52%となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,545	2,360	△185
危険債権	9,899	12,068	2,168
要管理債権	68	284	216
小計 ①	12,513	14,713	2,200
正常債権	400,664	402,413	1,749
総与信 ②	413,177	417,126	3,949
金融再生法開示債権比率 ①/②	3.02%	3.52%	0.50%

④自己資本比率

	前事業年度 (億円)	当事業年度 (億円)
1. 自己資本比率 (2 / 3)	8.12%	8.10%
2. 単体における自己資本の額	281	280
3. リスク・アセットの額	3,463	3,461
4. 単体総所要自己資本額	138	138

(4) 資本の財源及び資金の流動性の分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金等の減少等により、63億38百万円のマイナスとなりました。
投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の減少等により、46億45百万円のプラスとなりました。
財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、5億35百万円のマイナスとなりました。
この結果、現金及び現金同等物は、前年度末比22億28百万円減少し、518億72百万円となりました。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

当行では、中小企業等のお客さまを取り巻く厳しい経営環境や今般の新金融機能強化法に基づく資本の入れ換えの趣旨を踏まえ、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や成長・発展に向け、積極的な資金供給と経営支援を徹底することで、地域の活力向上と発展に貢献していくことこそが、地域金融機関としての責務であると考えております。

このような認識のもと、役職員一丸となって「地域に貢献し、真に必要とされる銀行」を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行は、金融業界における競争が業態を超えて激化するなか、地域金融機関として、営業基盤の拡充ならびに中小企業・個人への特化を進めるとともに、店舗の効率的配置と業務の合理化・省力化に重点を置いた設備投資を行っております。

セグメントごとの設備については、次のとおりであります。なお、当行は銀行業の単一セグメントであります。

当行は、総額2億12百万円の設備投資を実施しております。主な内訳は、建物1億30百万円、土地28百万円、ソフトウェアに37百万円、事務機器11百万円などであります。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成28年3月31日現在

店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	建設仮勘定	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
本店 他107ヶ店	大分県内	銀行業	店舗	43,306.24 (5,023.90)	5,918	1,333	48	177	270	7,747	470
福岡支店 他2ヶ店	福岡県内	銀行業	店舗	1,757.10	96	38	—	2	—	137	19
熊本支店	熊本県内	銀行業	店舗	433.91	32	4	—	0	—	37	6
南春日社宅 他9ヶ所	大分・福岡・熊本 県内	銀行業	社宅・厚生施設等	7,298.77	114	117	—	0	—	231	—

(注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗であります。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め92百万円であります。

3. 動産は、事務機器107百万円、A T M 1百万円、その他71百万円であります。

4. 当行の店舗外現金自動設備70か所は、上記に含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	360,000,000
A種優先株式	6,000,000
B種優先株式	3,000,000
D種優先株式	16,000,000
計	330,000,000

(注)「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致しておりません。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,444,900	59,444,900	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注) 3～5
A種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場	(注) 3～6
B種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注) 3～5、7、9
D種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等)	16,000,000	16,000,000	非上場	(注) 1～5、8、9
計	84,444,900	84,444,900	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) D種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付与される。D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
 - (2) D種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたD種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
 - (3) 上記の取得価額は、90.5円を下限とする。
 - (4) D種優先株式には、当行が、平成36年3月31日以降、一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
3. 単元株式数は1,000株であります。
4. A種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。普通株式、B種優先株式及びD種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
5. A種優先株式、B種優先株式及びD種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしております。
6. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本A種優先株式の払込金額に3.50%（平成19年3月31日に終了する事業年度にかかる期末の剰余金の配当の場合は、年率3.50%に基づき払込期日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）を乗じた額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) A種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 種類株主総会
法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (8) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (9) 取得条項
当行は、当行取締役会が定める日（ただし、平成29年4月1日以降の日に限る。）をもってA種優先株式の全部又は一部を取得することができ、これと引換えに、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付するものとする。当行がA種優先株式の一部を取得する場合は、取得するA種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。
- (10) 譲渡制限
A種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
7. B種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) B種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%（平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) 非累積条項
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) B種優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額（平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
B種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権
① 取得請求権
B種優先株主は、下記②に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「B種取得請求期間」という。）中、当行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記③及び④に定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
- ② B種取得請求期間
平成21年7月1日から平成41年9月30日までとする。
- ③ 取得と引換えに交付すべき普通株式数
B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式数
＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額の総額÷B種取得価額
取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。
- ④ 当初B種取得価額
当初B種取得価額は、平成21年6月30日（以下「B種取得価額決定日」という。）における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円（ただし、下記⑤の調整を受ける。）（以下「下限当初B種取得価額」という。）を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。
普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記⑤に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記⑤に準じて調整される。また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式1株当たり純資産額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
普通株式1株当たり純資産額＝(A－B)÷(C－D)
上記の算式におけるA、B、C及びDは、それぞれ以下を意味する。

- A：B種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額
- B：B種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式（B種優先株式を含む。）の払込金額の総額
- C：B種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数
- D：B種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条に従い、連結の範囲に含まれる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株式数
- ⑤ B種取得価額の調整
- B種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式（以下「B種取得価額調整式」という。）によりB種取得価額を調整するものとする。
- $$\text{調整後B種取得価額} = \text{調整前B種取得価額} \times \{ (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + (\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額} \div 1 \text{株当りの時価}) \} \div \{ (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数} \}$$
- (イ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記（ハ）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記（ニ）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）
- 調整後B種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- (ロ) 株式の分割の場合
- 調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のB種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「（既発行普通株式数－自己株式数）」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。
- (ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
- 調整後B種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本（ハ）において「価額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ハ）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約権）の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。
- (ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は、当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
- 調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本（ニ）において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ニ）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。
- (ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合
- 調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

- (ヘ) B種取得価額調整式における「1株当たり払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
 - (b) 上記(ロ)の場合 0円
 - (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
 - (d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額
 - (e) 上記(ホ)の場合 0円
- (ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後B種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なB種取得価額に変更される。
- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (c) B種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後B種取得価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) B種取得価額調整式における「時価」とは、調整後B種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本⑤に準じて調整される。
- (ヌ) B種取得価額調整式で使用する「調整前B種取得価額」とは、調整後B種取得価額を適用する日の前日において有効なB種取得価額とする。
- (ル) B種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数－自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後B種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ) 調整後B種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ) B種取得価額調整式により算出された調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満の場合は、B種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、B種取得価額調整式中の調整前B種取得価額に代えて調整前B種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (9) 取得条項
- 当行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当行がD種優先株式を8. (10) ①に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。
8. D種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) D種優先配当金
- 当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「D種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「D種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して(5)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) D種優先配当率
- ① 平成26年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当率
- D種優先配当率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)
- 上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、D種優先株式の発行決議日をD種優先配当率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(その算出の結果が8%を超える場合には、8%とする。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成26年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。
- ② 平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当率
- D種優先配当率＝日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95%
- なお、平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「D種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、D種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、D種優先配当年率は8%とする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (5) D種優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (6) 残余財産の分配
 - ① 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。
 - ② 非参加条項
D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。
 - ③ 経過D種優先配当金相当額
D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (7) 議決権
D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
- (8) 普通株式を対価とする取得請求権
 - ① 取得請求権
D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、D種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。
 - ② 取得を請求することのできる期間
平成26年4月1日から平成41年3月31日まで（以下「D種取得請求期間」という。）とする。
 - ③ 取得と引換えに交付すべき財産
当行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑥に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
 - ④ 当初取得価額
取得価額は、当初、D種取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（証券会社制法人福岡証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、D種取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が90.5円（以下「下限D種取得価額」という。）を下回る場合は、取得価額は下限D種取得価額とする。
 - ⑤ 取得価額の修正
D種取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される（以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限D種取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限D種取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑥に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。
 - ⑥ 取得価額の調整
(イ) D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限D種取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「D種取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後D種取得価額」という。）。D種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc}
& & & & & \text{交付普通} & 1 \text{株当たり} \\
& & & & & \text{株式数} & \text{の} \\
& & & & & & \text{払込金額} \\
& & & \text{既発行} & + & & \\
& & & \text{普通株式数} & & & \\
& & & & & \times & \\
& & & & & \text{時 価} & \\
\text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時 価}} \\
\text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & &
\end{array}$$

- (i) D種取得価額調整式に使用する時価（下記(ハ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑥において同じ。））その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）
調整後D種取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割をする場合
調整後D種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) D種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記(ニ)に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記(ハ)(vi)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後D種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額がD種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後D種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）がD種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後D種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかるD種取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後D種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限D種取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限D種取得価額を当該調整後の下限D種取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えにD種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後D種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後D種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記(ホ)に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後D種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなしてD種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- (ロ) 上記(イ)(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限D種取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限D種取得価額を含む。）に変更される。

- (ハ) (i) D種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後D種取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後D種取得価額は、本⑥に準じて調整する。
- (ii) D種取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後D種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) D種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記(i) (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後D種取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記(i)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記(i) (iv) (b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(i) (iv) (b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記(i) (iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。(iv) D種取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記(i) (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記(i) (ii)及び(vi)の場合には0円、上記(i) (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。
- (ニ) 上記(i) (iii)ないし(v)及び上記(ハ) (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (ホ) 上記(i) (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後D種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ) (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- (ヘ) 上記(i) (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(i) (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後D種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (ト) D種取得価額調整式により算出された上記(i)第2文を適用する前の調整後D種取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後D種取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、D種取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。
- ⑦合理的な措置
上記④ないし⑥に定める取得価額（(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑦において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑧取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑨取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑧に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
- (9) 金銭を対価とする取得条項
- ①金銭を対価とする取得条項
当行は、平成36年3月31日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限D種取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- ②取得と引換えに交付すべき財産
当行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(6)③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。
- (10) 普通株式を対価とする取得条項
- ①普通株式を対価とする取得条項
当行は、D種取得請求期間の末日までに当行に取得されていないD種優先株式の全てをD種取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
- ②一斉取得価額
一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限D種取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限D種取得価額とする。
- (11) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- ①分割又は併合
当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(12) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのB種優先株式及びD種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	第98期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年3月31日 (注1)	—	77,444	△8,000	4,495	△1,000	350
平成26年3月31日 (注2)	△9,000	68,444	—	4,495	—	350
平成26年3月31日 (注3)	16,000	84,444	8,000	12,495	8,000	8,350

(注) 1. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

2. 自己株式(C種優先株式9,000千株)の消却

3. 有償 第三者割当(D種優先株式) 発行株数 16,000千株 発行価格 1,000円 資本組入額 500円
割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	31	7	667	2	—	1,893	2,600	—
所有株式数 (単元)	—	28,002	47	15,755	105	—	14,844	58,753	691,900
所有株式数の 割合(%)	—	47.66	0.07	26.81	0.17	—	25.26	100.00	—

(注) 1. 自己株式421,513株は「個人その他」に421単元、「単元未満株式の状況」に513株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、10単元含まれております。

②A種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）	—	10	—	266	—	1	407	684
所有株式数（単元）	—	960	—	3,269	—	3	1,768	6,000
所有株式数の割合（％）	—	16.00	—	54.48	—	0.05	29.46	100.00

③B種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1
所有株式数（単元）	—	3,000	—	—	—	—	—	3,000
所有株式数の割合（％）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00

④D種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1
所有株式数（単元）	—	16,000	—	—	—	—	—	16,000
所有株式数の割合（％）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00

（7）【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	16,000	18.94
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	4,514	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	3.99
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,623	3.10
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,488	2.94
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,992	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,868	2.21
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,433	1.69
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,364	1.61
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,301	1.54
計	—	36,960	43.76

（注）上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	5.78
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号	2,623	4.49
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,488	4.26
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,992	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,868	3.20
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,464	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,333	2.28
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,314	2.25
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,251	2.14
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,243	2.13
計	—	18,951	32.48

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000 B種優先株式 3,000,000 D種優先株式 16,000,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己株式) 普通株式 421,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 58,332,000	普通株式 58,332	同上
単元未満株式	普通株式 691,900	—	同上
発行済株式総数	84,444,900	—	—
総株主の議決権	—	58,332	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	421,000	—	421,000	0.70
計	—	421,000	—	421,000	0.70

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	16,827	1,434,912
当期間における取得自己株式	668	50,107

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	499	39,421	—	—
保有自己株式数	421,513	—	422,181	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、経営の健全性維持の観点から、収益力の強化を図る中で、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていくことを基本方針としております。また、国の資本参加を仰いでいる中において、財務基盤の安定化を図る観点から、配当以外の利益の社外流出については、引き続き抑制することといたしております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式は1株当たり1円の配当、A優先株式は1株当たり35円の配当、B種優先株式は1株当たり8円の配当、D種優先株式は1株当たり12円34銭の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務基盤の充実に活用し、地元の中小企業・個人事業主・個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を適切に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成28年6月29日 定時株主総会決議	普通株式 59	普通株式 1.00
	A種優先株式 210	A種優先株式 35.00
	B種優先株式 24	B種優先株式 8.00
	D種優先株式 197	D種優先株式 12.34

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高（円）	129	124	130	98	92
最低（円）	86	83	92	87	49

（注） 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高（円）	86	85	84	82	80	82
最低（円）	80	81	80	76	49	71

（注） 最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性11名 女性0名 （役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 (代表取締役)	総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）	権藤 淳	昭和27年 4 月 30 日生	平成21年 5 月 当行入行 平成21年 6 月 代表取締役専務 平成24年 6 月 代表取締役頭取（現職）	(注) 3	普通株式34
取締役専務 (代表取締役)	融資部（統括）、コンプライアンス統括部、証券国際部担当	高橋 信裕	昭和30年 4 月 28 日生	平成26年 6 月 当行入行 平成26年 6 月 代表取締役専務（現職）	(注) 3	普通株式14
常務取締役	総合企画部、人事部担当	牧野 郡二	昭和34年 2 月 14 日生	昭和56年 4 月 当行入行 平成18年 6 月 経営管理部長 平成21年 7 月 執行役員経営管理部長 平成22年 6 月 取締役 平成27年 6 月 常務取締役（現職）	(注) 3	普通株式23
取締役	監査部、融資部担当	工藤 俊二郎	昭和36年2月25日生	昭和60年 4 月 当行入行 平成18年10月 審査部長 平成21年10月 本店営業部長兼本店営業部法人営業室長 平成22年 6 月 執行役員本店営業部長兼本店営業部法人営業室長 平成24年 4 月 執行役員監査部長 平成26年 6 月 取締役（現職）	(注) 3	普通株式12
取締役	事務統括部長	渡部 悌史	昭和34年3月22日生	昭和59年 4 月 当行入行 平成18年 6 月 人事部長 平成21年 4 月 別府支店長 平成22年 4 月 監査部副部長 平成22年 6 月 監査部長 平成24年 4 月 事務統括部長 平成24年 6 月 執行役員事務統括部長 平成27年 6 月 取締役（現職）	(注) 3	普通株式18
取締役	営業統括部担当、お客さま支援部長	都留 裕文	昭和35年1月21日生	昭和57年 4 月 当行入行 平成24年 4 月 営業統括部長兼ローンブラザ長 平成26年 6 月 執行役員営業統括部長 平成26年11月 執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長 平成27年 4 月 執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 平成27年 6 月 上席執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 平成28年 1 月 上席執行役員営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長 平成28年 6 月 取締役（現職）	(注) 3	普通株式11
取締役		山口 毅彦	昭和16年 7 月 19 日生	昭和45年 9 月 司法試験合格 平成14年 1 月 長崎地方・家庭裁判所佐世保支部長判事 平成16年 4 月 福岡大学法科大学院教授 平成16年10月 福岡県弁護士会へ弁護士登録 平成19年 6 月 当行取締役（現職） 平成24年 4 月 長崎県弁護士会へ登録換山口法律事務所開設（現職）	(注) 3	普通株式 9
取締役		赤松 健一郎	昭和24年5月27日生	昭和50年 4 月 三和酒類株式会社入社 昭和60年 9 月 同社取締役 昭和62年 8 月 同社代表取締役営業部長 平成元年 9 月 同社代表取締役常務 平成 9 年10月 同署代表取締役専務 平成15年10月 同社代表取締役副社長 平成17年10月 同社代表取締役社長 平成18年10月 当行「経営評価委員会」委員委嘱 平成21年10月 同社代表取締役会長（現職） 平成28年 6 月 当行取締役（現職）	(注) 3	—
常勤監査役		佐藤 俊明	昭和35年 2 月 8 日生	昭和57年 4 月 当行入行 平成18年10月 コンプライアンス統括部長 平成22年 6 月 経営管理部長 平成24年 6 月 執行役員経営管理部長 平成26年 6 月 常勤監査役（現職）	(注) 4	普通株式19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		阿部 恒之	昭和31年 9月23日生	平成25年 4月 大分県土木建築部審議監(総務企画担当) 平成26年 4月 大分県会計管理局会計管理者兼局長 平成28年 6月 当行常勤監査役(現職)	(注) 4	—
監査役		梶野 弘道	昭和22年1月30日生	平成14年 7月 九州財務局大分財務事務所長 平成15年 7月 北陸財務局管財部長 平成16年 7月 熊本信用金庫資産査定室長 平成18年 6月 熊本信用金庫常勤理事 平成22年 6月 熊本県信用組合常勤監事 平成28年 6月 当行監査役(現職)	(注) 4	—
計						普通株式140

- (注) 1. 取締役山口毅彦、取締役赤松健一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役阿部恒之、監査役梶野弘道は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成28年 6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成28年 6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当行は取締役山口毅彦、取締役赤松健一郎、常勤監査役阿部恒之及び監査役梶野弘道を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考)

当行では、意思決定の迅速化を目的として上席執行役員制度を導入しております。

役名	職名	氏名
上席執行役員	お客さま支援部担当部長	佐藤 公亮
上席執行役員	証券国際部長	朝倉 洋一郎

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①企業統治の体制の概要等

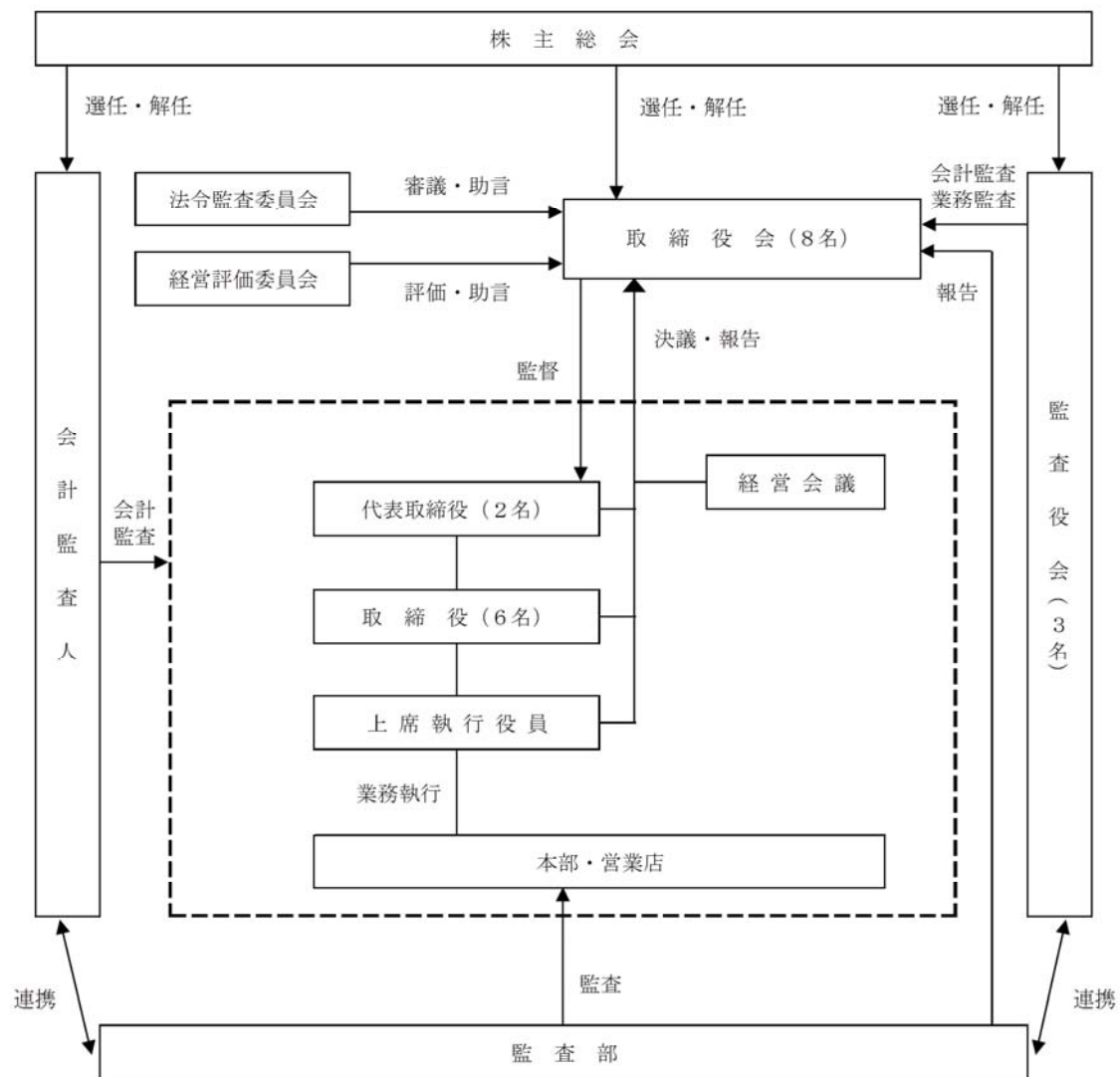
当行は、監査役制度を採用しております。「監査役会」は常勤監査役2名、非常勤監査役1名（うち社外監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役1名）で構成しております。また、監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置しております。

「取締役会」については、牽制機能の強化を図るため、平成28年6月より社外取締役が2名選任されております。また、経営の迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役8名体制（うち社外取締役2名）としております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年にしております。

さらに、経営管理体制の強化を図る観点から、外部の有識者で構成する第三者機関として、当行における法令等遵守態勢の実効性や推進・管理状況等を審議・助言する「法令監査委員会」と、取締役会に対して当行の経営戦略及び方針に対する客観的評価・助言を行う「経営評価委員会」を設置しております。

なお、当行と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当行が上記体制を採用する理由は、(1) 当行は意思決定の迅速性を重視していること、(2) 監査役会については社外監査役が半数を超えているほか、常勤の社外監査役もあり、牽制機能が高いこと、が挙げられます。



②内部統制システムの整備の状況

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当行における法令等遵守に係る理念を「企業倫理」として、また、法令等遵守に係る基本方針や役職員の行動指針を「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンスの行動指針」として制定しております。
- ・取締役会は、企業倫理等に則った業務運営を実現させるため、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定しております。

- ・法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する重要な事項の審議機関として「コンプライアンス協議会」、法令等遵守に関する情報等を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、各部店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者として配置しております。さらに、当行における法令等遵守態勢の実効性や推進・管理状況等を審議・助言する第三者機関として、外部の有識者で構成する「法令監査委員会」を設置しております。
- ・法令等違反の疑義がある行為等を知った場合に、通常の職制を通じた報告制度と別に、コンプライアンス統括部署や法律事務所等の外部窓口へ直接相談・通報を行うことができる「ホットライン制度」を制定しております。
- ・「反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、それに基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を遮断し、その不当な要求には毅然とした態度で対応しております。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況に関する監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。
- B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種議事録・決裁文書等、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報については、取締役会で制定した「文書の保存及び廃棄処分取扱規程」に基づき、適正に保存・管理しております。
- C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分類し、取締役会で制定した「リスク管理の基本方針」に基づき把握・管理しております。
 - ・リスク管理に関する統括部署として、総合企画部リスク管理グループを設置するほか、信用リスクは信用リスク部会、市場リスクは市場リスク部会、流動性リスクは流動性リスク部会、事務リスク・システムリスクはオペレーショナルリスク部会が管理し、各リスク部会の管理状況やリスク状況について、ALM／リスク管理協議会にて報告・検討しております。
 - ・災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、業務継続計画（BCP）を定め、適切な危機管理対応がとれる体制としております。
 - ・内部監査部門は各部署毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会及び経営会議について、その機能を適切に発揮させるため、その具体的な運営や付議事項等を定めた「取締役会規程」、「経営会議規程」を制定しております。また、行内の指揮・命令系統や責任と権限の明確化を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定しております。
 - ・取締役会で決議すべき議案については、経営会議に付議するものとし、可能な限りALM／リスク管理協議会、コンプライアンス協議会で検討を行い、取締役会に付議しております。
- E. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項
 - ・監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置しております。
- F. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・上記の使用人の人事異動及び人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとしております。使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め、何人も干渉できないものとしております。
- G. 監査役とその職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の業務が円滑に行えるよう努めるものとしております。
- H. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等について取締役及び使用人から報告を受けております。
 - ・監査役は取締役会・経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧することができま
- I. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・「ホットライン制度」のほか、監査役への報告を理由として何人も不利益な取扱いを受けてはならず、報告した者に対する不利益な取扱いが判明した場合、不利益な取扱いを行った者を問責の対象とします。
- J. 監査役
- K. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は会計監査人及び内部監査部門と監査上の問題点や業務における改善要請・課題を定期的に意見交換し、効率的かつ適正な監査の実施に努めております。

③リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、各種リスクをその特性に応じて適切に管理し、健全性の向上と収益力の強化を目指しております。リスク管理体制の充実を図るため、ALM／リスク管理協議会にて各リスクの把握・リスクコントロールを行うほか、各リスクカテゴリー毎に信用リスク部会・市場リスク部会・流動性リスク部会・オペレーショナルリスク部会を設置し、各リスク部会からのリスク管理上の問題点、今後の取組み等はリスク管理協議会が集約し、取締役会へ報告する体制としております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、10名体制で内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。また、監査部は、総合企画部と連携し、定期的開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行い、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

監査役監査は、非常勤監査役1名を含む3名体制（うち独立性の高い社外監査役2名）であり、その他に監査役会室に補助使用人2名が配属されております。常勤監査役のうち1名は企画部門の長を務めた経験を有し、財務・会計に関する知見を有しております。常勤監査役は取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、必要に応じて意見を述べております。また、内部統制においては、定期的開催する内部統制会議に参加し、定期的に報告を受けるなど、情報及び意見の交換を行い、組織的な連携を確保しております。

当行は、内部統制を推進・統括する「内部統制会議」を設置しております。同会議には、監査部及び監査役が参加しており、内部統制について、情報及び意見の交換を行い、組織的な連携を図っております。

監査部及び監査役は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図るとともに、内部統制システムの整備を実施しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役2名、社外監査役2名が選任されており、意思決定における牽制機能が十分発揮されるだけの社外取締役及び社外監査役を確保していると判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性を有しており、企業統治における社外取締役及び社外監査役の機能及び役割については、意思決定における牽制機能及び社外からの視点を経営に反映させることであると考えております。なお、当行は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役を含めて、監査役、監査部及び会計監査人は連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図るとともに、内部統制システムの整備を実施しております。

⑥ 役員の報酬等の内容

当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。役員の報酬については、限度額を株主総会で決定し、各取締役の報酬額は取締役会で、各監査役の報酬額は監査役会でそれぞれ決定しております。なお、限度額は、取締役84百万円、監査役24百万円としております。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）	基本報酬（百万円）
取締役（社外取締役を除く）	8	73	73
監査役（社外監査役を除く）	1	8	8
社外役員	3	13	13

⑦ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 52銘柄
貸借対照表計上額の合計額 3,017百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の19銘柄は次のとおりであります。
（特定投資株式）

銘柄	株式数（千株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社西日本シティ銀行	1,056	368	協力関係の維持・強化
株式会社福岡中央銀行	1,141	365	同上
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	449	278	同上
株式会社高知銀行	1,474	255	同上
株式会社愛媛銀行	996	239	同上
株式会社宮崎太陽銀行	1,170	222	同上
株式会社南日本銀行	1,248	210	同上
株式会社じもとホールディングス	687	154	同上
株式会社関西アーバン銀行	122	152	同上
株式会社トマト銀行	736	147	同上
株式会社第三銀行	649	122	同上
株式会社栃木銀行	179	110	同上
株式会社愛知銀行	11	68	同上
株式会社東和銀行	645	63	同上
株式会社九州リースサービス	150	61	取引関係の維持・強化
株式会社福島銀行	592	52	協力関係の維持・強化
東京海上ホールディングス株式会社	10	45	取引関係の維持・強化
株式会社筑波銀行	108	42	協力関係の維持・強化
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	5	18	取引関係の維持・強化

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

(当事業年度)
 貸借対照表計上額の大きい順の15銘柄は次のとおりであります。
 (特定投資株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社福岡中央銀行	1,141	434	協力関係の維持・強化
株式会社愛媛銀行	996	232	同上
株式会社西日本シティ銀行	1,056	210	同上
株式会社宮崎太陽銀行	1,170	207	同上
株式会社南日本銀行	1,248	195	同上
株式会社高知銀行	1,474	170	同上
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	449	165	同上
株式会社トマト銀行	736	107	同上
株式会社第三銀行	649	97	同上
株式会社栃木銀行	179	76	同上
株式会社九州リースサービス	150	65	取引関係の維持・強化
株式会社東和銀行	645	56	協力関係の維持・強化
株式会社愛知銀行	11	52	同上
東京海上ホールディングス株式会社	10	38	取引関係の維持・強化
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	5	15	同上

(みなし保有株式)
 該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	334	5	61	114

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	472	9	228	△56

ニ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
 該当事項はありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)
株式会社関西アーバン銀行	122	135
株式会社筑波銀行	108	32
株式会社福島銀行	—	—
株式会社じもとホールディングス	—	—

⑧会計監査の状況

当行は、会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しております。なお、新日本有限責任監査法人及び指定有限責任社員・業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 森 行一

指定有限責任社員・業務執行社員 山田 修

指定有限責任社員・業務執行社員 川口 輝朗

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 11名

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

⑨取締役の定数

当行の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑩取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑬中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

⑭優先株式に関する事項

A種優先株式及びB種優先株式については議決権を有しておりません。また、D種優先株式については平成28年3月31日現在議決権を有しておりませんが、場合によっては議決権を有する場合があります。議決権を有する場合、その議決権の内容は普通株式と同一です。D種優先株式が議決権を有する場合については「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 （1）株式の総数等」に記載のとおりであります。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
50	2	49	3

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前事業年度及び当事業年度）

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、アドバイザリー業務及び研修業務に対する報酬であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
3. 当行は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、外部団体が主催する研修・セミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	54,854	52,271
現金	7,218	8,634
預け金	※6 47,635	※6 43,636
有価証券	※6 99,135	※6 93,980
国債	43,540	33,001
地方債	4,344	13,917
社債	※11 23,434	※11 28,240
株式	4,204	3,490
その他の証券	23,611	15,330
貸出金	※1,※2,※3,※4 405,205	※1,※2,※3,※4 408,247
割引手形	※5 3,695	※5 3,290
手形貸付	22,277	18,625
証書貸付	358,300	363,886
当座貸越	※7 20,931	※7 22,444
外国為替	403	286
外国他店預け	403	286
その他資産	1,370	1,522
未決済為替貸	56	60
前払費用	13	21
未収収益	486	492
金融派生商品	0	1
株式交付費	35	17
その他の資産	※6 777	※6 928
有形固定資産	※9,※10 8,171	※9,※10 8,171
建物	1,514	1,493
土地	※8 6,201	※8 6,161
リース資産	225	270
建設仮勘定	-	48
その他の有形固定資産	229	197
無形固定資産	183	155
ソフトウェア	182	155
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	341	624
繰延税金資産	841	691
支払承諾見返	623	792
貸倒引当金	△6,410	△7,061
資産の部合計	564,719	559,683

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	※6 514,822	※6 515,505
当座預金	6,065	5,633
普通預金	177,482	182,735
貯蓄預金	897	944
通知預金	349	685
定期預金	321,496	316,998
定期積金	5,220	5,218
その他の預金	3,310	3,289
借入金	※6 17,424	※6 11,970
借入金	17,424	11,970
その他負債	2,420	2,222
未決済為替借	113	122
未払法人税等	53	63
未払費用	1,175	963
前受収益	380	349
給付補填備金	1	1
金融派生商品	2	1
リース債務	238	288
資産除去債務	215	219
その他の負債	237	212
賞与引当金	140	145
睡眠預金払戻損失引当金	92	151
再評価に係る繰延税金負債	※8 921	※8 861
支払承諾	623	792
負債の部合計	536,445	531,649
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	8,350	8,350
資本準備金	8,350	8,350
利益剰余金	4,843	5,303
利益準備金	416	515
その他利益剰余金	4,426	4,787
繰越利益剰余金	4,426	4,787
自己株式	△86	△87
株主資本合計	25,603	26,061
その他有価証券評価差額金	895	182
土地再評価差額金	※8 1,775	※8 1,790
評価・換算差額等合計	2,670	1,972
純資産の部合計	28,274	28,034
負債及び純資産の部合計	564,719	559,683

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	12,037	11,469
資金運用収益	9,271	8,856
貸出金利息	8,041	7,913
有価証券利息配当金	1,191	898
コールローン利息	2	0
預け金利息	35	43
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,371	1,381
受入為替手数料	414	412
その他の役務収益	956	969
その他業務収益	883	519
外国為替売買益	5	3
商品有価証券売買益	0	-
国債等債券売却益	745	378
金融派生商品収益	4	2
その他の業務収益	126	135
その他経常収益	511	711
償却債権取立益	189	111
株式等売却益	61	228
その他の経常収益	260	371
経常費用	10,868	10,254
資金調達費用	816	533
預金利息	589	514
譲渡性預金利息	4	3
コールマネー利息	0	0
借用金利息	17	15
社債利息	204	-
役務取引等費用	1,063	1,123
支払為替手数料	82	83
その他の役務費用	980	1,040
その他業務費用	359	31
商品有価証券売買損	-	0
国債等債券売却損	4	13
株式交付費償却	18	18
社債発行費償却	23	-
その他の業務費用	312	-
営業経費	※1 6,022	※1 5,801
その他経常費用	2,606	2,763
貸倒引当金繰入額	1,337	1,147
貸出金償却	1,123	1,384
株式等償却	1	-
その他の経常費用	※2 143	※2 231
経常利益	1,169	1,215

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益	27	104
固定資産処分益	6	0
資産除去債務戻入益	21	-
受取和解金	-	104
特別損失	76	63
固定資産処分損	2	8
減損損失	56	54
社債償還損	16	-
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益	1,121	1,256
法人税、住民税及び事業税	83	73
法人税等調整額	161	257
法人税等合計	244	331
当期純利益	876	925

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	12,495	8,350	8,350	358	3,808	4,166	△83	24,929
当期変動額								
剰余金の配当				58	△352	△293		△293
当期純利益					876	876		876
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分					△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩					94	94		94
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	58	618	677	△3	674
当期末残高	12,495	8,350	8,350	416	4,426	4,843	△86	25,603

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	607	1,774	2,382	27,311
当期変動額				
剰余金の配当				△293
当期純利益				876
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				94
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	288	0	288	288
当期変動額合計	288	0	288	962
当期末残高	895	1,775	2,670	28,274

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	12, 495	8, 350	8, 350	416	4, 426	4, 843	△86	25, 603
当期変動額								
剰余金の配当				99	△595	△496		△496
当期純利益					925	925		925
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分					△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩					30	30		30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	99	360	459	△1	458
当期末残高	12, 495	8, 350	8, 350	515	4, 787	5, 303	△87	26, 061

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	895	1,775	2,670	28,274
当期変動額				
剰余金の配当				△496
当期純利益				925
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△713	14	△698	△698
当期変動額合計	△713	14	△698	△240
当期末残高	182	1,790	1,972	28,034

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,121	1,256
減価償却費	347	282
減損損失	56	55
貸倒引当金の増減(△)	213	650
賞与引当金の増減額(△は減少)	8	5
前払年金費用の増減額(△は増加)	△204	△283
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△47	58
資金運用収益	△9,271	△8,856
資金調達費用	816	533
有価証券関係損益(△)	△786	△569
有形固定資産処分損益(△は益)	△3	8
貸出金の純増(△)減	△17,787	△3,042
預金の純増減(△)	6,382	682
借入金の純増減(△)	2,363	△5,454
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	546	355
外国為替(資産)の純増(△)減	109	117
資金運用による収入	9,341	8,888
資金調達による支出	△869	△727
その他	875	△260
小計	△6,788	△6,298
法人税等の還付額	0	54
法人税等の支払額	△159	△94
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,947	△6,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△54,122	△65,197
有価証券の売却による収入	38,846	27,060
有価証券の償還による収入	33,332	42,989
有形固定資産の取得による支出	△53	△174
無形固定資産の取得による支出	△83	△37
有形固定資産の売却による収入	125	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,045	4,645
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△6,700	-
リース債務の返済による支出	△35	△38
配当金の支払額	△292	△495
自己株式の取得による支出	△3	△1
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,031	△535
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,066	△2,228
現金及び現金同等物の期首残高	50,033	54,100
現金及び現金同等物の期末残高	※1 54,100	※1 51,872

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：34年～50年

その他：4年～20年

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,756百万円（前事業年度末は13,014百万円）であります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております

8. ヘッジ会計の方法

・金利リスクヘッジ

一部の金融負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（未適用の会計基準等）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
破綻先債権額	401百万円	505百万円
延滞債権額	11,972百万円	13,856百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
貸出条件緩和債権額	68百万円	284百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
合計額	12,442百万円	14,646百万円

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年 2 月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
	3,695百万円	3,290百万円

※6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	23,167百万円	20,138百万円
担保資産に対応する債務		
預金	597 "	648 "
借入金	16,933 "	11,500 "
計	17,530 "	12,148 "

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	10,620百万円	10,421百万円
預け金	59百万円	59百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
保証金	481百万円	481百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	19,713百万円	20,899百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	19,164百万円	20,569百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	2,864百万円	2,930百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	6,335百万円	6,286百万円

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	520百万円	520百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	6,991百万円	7,745百万円

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	10百万円	9百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・手当	2,422百万円	2,456百万円
減価償却費	304百万円	263百万円
退職給付費用	119百万円	46百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸出金利息過徴収返還額等	一百万円	124百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	116百万円	96百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普 通 株 式	59,444	—	—	59,444	
A 種 優 先 株 式	6,000	—	—	6,000	
B 種 優 先 株 式	3,000	—	—	3,000	
D 種 優 先 株 式	16,000	—	—	16,000	
合 計	84,444	—	—	84,444	
自己株式					
普 通 株 式	370	35	0	405	(注) 1、2
合 計	370	35	0	405	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	59	1	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	A種優先株式	210	35	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	B種優先株式	24	8	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	D種優先株式	0	0.035	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	59	その他利益剰余金	1	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	A種優先株式	210	その他利益剰余金	35	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	B種優先株式	24	その他利益剰余金	8	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	D種優先株式	203	その他利益剰余金	12.7	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普 通 株 式	59,444	—	—	59,444	
A 種 優 先 株 式	6,000	—	—	6,000	
B 種 優 先 株 式	3,000	—	—	3,000	
D 種 優 先 株 式	16,000	—	—	16,000	
合 計	84,444	—	—	84,444	
自己株式					
普 通 株 式	405	16	0	421	(注) 1、2
合 計	405	16	0	421	

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加16千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	59	1	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	A種優先株式	210	35	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	B種優先株式	24	8	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	D種優先株式	203	12.7	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	59	その他利益剰余金	1	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	A種優先株式	210	その他利益剰余金	35	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	B種優先株式	24	その他利益剰余金	8	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	D種優先株式	197	その他利益剰余金	12.3	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
現金預け金勘定	54,854百万円	52,271百万円
定期預け金	△59 "	△59 "
その他預け金	△694 "	△339 "
現金及び現金同等物	54,100 "	51,872 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

A T M、パソコン

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行は資産及び負債の総合的管理(ALM:Asset Liability Management)を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行が保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、その他投資目的で保有しており、トレーディング目的では保有しておりません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

②金融負債

当行が保有する主な金融負債は、預金のほか、借入金を含んでおります。

預金は、国内の事業者及び個人の預金であります。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。

③デリバティブ取引

当行は、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っております。

上記以外に株式、債券及び為替関連のデリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて総合企画部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規定・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

①信用リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、融資部が主管となって与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い、信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など与信管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、融資部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし与信運営上のガバナンスを確保しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理は重要であると考えております。

当行が保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあるため、それらリスクを適時適切に計測し管理しております。

「市場リスク管理規程」「統合的リスク管理細則」「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

(ii)為替リスクの管理

当行は積極的な外貨資産への投資を行っておりませんが、一部運用商品に含まれる為替リスクについては、他の市場リスクと合わせて一定の限度内に収まるよう管理しております。

(iii)デリバティブ取引に係るリスク管理

当行は、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っており、権限規程及び取引限度額を定めてリスクを管理しております。

③流動性リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクを重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

(4) 市場リスク管理に係る定量的情報

① トレーディング勘定の金融商品

当行は、トレーディング勘定の金融商品を保有しておりません。

② トレーディング勘定以外の金融商品

当行の保有する金融商品の市場リスクについては、自己資本を勘案して策定した統合的リスク管理方針に基づいて、VaR(Value at Risk)を用いた統合リスク管理を実施することにより管理しております。

具体的には、市場金利やTOPIX等を指標として金融商品のVaRを計測し、自己資本を勘案して設定したリスクリミットを超過しないよう管理しております。

また、VaRについては金利の変動による金利リスクと市場価格の変動による価格変動リスクに区分して認識しております。

当行の保有する金融商品のうち、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「現金預け金」、「貸出金」、「預金」、「借入金」であります。

これらの算定については、分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日(但し主たる資産・負債の観測期間))を採用しており、平成28年3月31日現在では、1,370百万円(前事業年度末は1,491百万円)となっております。(市場金利がマイナスであった場合は、マイナスの値をゼロまたは極小値に置き換えてVaRを算出しております。)

また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式、投資信託、債券であります。

これらの算定については、金利リスクと同様に分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日)を採用しており、平成28年3月31日現在では、2,002百万円(前事業年度末は1,419百万円)となっております。

従って、市場リスク全体では3,372百万円(前事業年度末は2,910百万円)となっております。

なお、VaRは、過去の市場相場の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であることから、市場環境が過去と大きく異なり変動する場合のリスクを捕捉できない可能性があり、従って実際の損失額がVaRを上回る場合もあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。
前事業年度(平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	54,854	54,854	—
(2) 有価証券	98,180	98,180	—
(3) 貸出金	405,205		
貸倒引当金(*1)	△6,391		
	398,813	401,131	2,317
資産計	551,848	554,166	2,317
(1) 預金	514,822	515,535	712
(2) 借入金	17,424	17,424	—
負債計	532,246	532,959	712
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	52,271	52,271	—
(2) 有価証券	92,986	92,986	—
(3) 貸出金	408,247		
貸倒引当金(*1)	△7,009		
	401,237	404,115	2,877
資産計	546,495	549,372	2,877
(1) 預金	515,505	516,145	640
(2) 借入金	11,970	11,970	—
負債計	527,475	528,115	640
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のものの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金は、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 借入金

借入金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
①非上場株式(*1) (*2)	889	892
②組合出資金(*3)	65	101
合 計	954	993

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。当事業年度において、非上場株式について減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度 (平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,635	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの	24,091	24,324	15,658	5,982	24,175	—
貸出金 (*)	201,385	49,385	52,289	28,372	28,922	11,637
合 計	273,112	73,709	67,947	34,355	53,097	11,637

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,374百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの20,859百万円は含めておりません。

当事業年度 (平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	43,636	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの	15,954	22,570	25,124	3,773	22,792	—
貸出金 (*)	196,032	52,505	47,856	26,102	29,041	20,003
合 計	255,624	75,076	72,980	29,876	51,834	20,003

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,361百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの22,354百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度 (平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	389,303	90,074	35,418	12	12	1
借入金	17,094	239	90	—	—	—
合 計	406,397	90,314	35,509	12	12	1

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度 (平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	387,071	83,161	45,248	13	8	1
借入金	11,660	228	81	—	—	—
合 計	398,732	83,390	45,330	13	8	1

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券
前事業年度(平成27年3月31日)及び当事業年度(平成28年3月31日)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
前事業年度(平成27年3月31日)及び当事業年度(平成28年3月31日)
該当事項はありません。

3. その他有価証券
前事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,859	1,075	784
	債券	66,970	66,266	704
	国債	43,540	43,114	425
	地方債	4,344	4,308	36
	社債	19,085	18,843	242
	その他	21,418	21,191	226
	小計	90,248	88,532	1,715
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,456	1,766	△310
	債券	4,349	4,444	△95
	社債	4,349	4,444	△95
	その他	2,127	2,287	△160
	小計	7,932	8,498	△565
合計		98,180	97,031	1,149

当事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,109	903	206
	債券	67,255	66,273	981
	国債	33,001	32,593	408
	地方債	9,646	9,505	141
	社債	24,607	24,175	431
	その他	10,886	10,778	107
	小計	79,251	77,956	1,295
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,488	1,952	△464
	債券	7,904	7,975	△71
	地方債	4,270	4,284	△14
	社債	3,633	3,690	△57
	その他	4,342	4,787	△444
	小計	13,734	14,715	△980
合計		92,986	92,671	314

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	89	61	—
債券	33,222	745	—
国債	9,402	298	—
地方債	6,354	143	—
社債	17,466	302	—
合計	33,311	806	—

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	378	228	—
債券	15,117	333	1
国債	8,794	252	—
地方債	902	14	—
社債	5,420	66	1
その他	3,345	45	6
合計	18,841	607	7

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前事業年度及び当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(平成27年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,149
その他有価証券	1,149
(+) 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△254
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	895
その他有価証券評価差額金	895

当事業年度(平成28年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	314
その他有価証券	314
(+) 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△132
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	182
その他有価証券評価差額金	182

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建 買建	21 31	— —	△0 0	△0 0
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建 買建	31 31	— —	1 △1	1 △1
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金	1,126	1,126	(注) 2
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該預金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給することとしております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,433	2,446
会計方針の変更に伴う累積的影響額	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,433	2,446
勤務費用	118	116
利息費用	21	21
数理計算上の差異の発生額	11	32
退職給付の支払額	△138	△140
退職給付債務の期末残高	2,446	2,476

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	2,554	3,025
期待運用収益	51	60
数理計算上の差異の発生額	234	△212
事業主からの拠出額	324	329
退職給付の支払額	△138	△140
年金資産の期末残高	3,025	3,063

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,446	2,476
年金資産	△3,025	△3,063
	△579	△586
非積立型制度の退職給付債務	—	—
未積立退職給付債務	△579	△586
未認識過去勤務費用	—	—
未認識数理計算上の差異	237	△38
会計基準変更時差異	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△341	△624
前払年金費用	△341	△624
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△341	△624

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	118	116
利息費用	21	21
期待運用収益	△51	△60
数理計算上の差異の費用処理額	△62	△30
過去勤務費用の費用処理額	△0	—
会計基準変更時差異の費用処理額	93	—
確定給付制度に係る退職給付費用	119	46

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般勘定	44.88%	48.87%
株式	34.24%	11.81%
債券	18.40%	30.87%
その他	2.48%	8.45%
合計	100.00%	100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.865%	0.865%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	1.5%	1.6%

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,300百万円	2,053百万円
貸倒引当金	5,504	5,032
減価償却超過額	143	136
有価証券償却否認	608	537
その他	668	703
繰延税金資産小計	9,225	8,464
評価性引当額	△8,009	△7,441
繰延税金資産合計	1,216	1,023
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	254	132
前払年金費用	109	190
資産除去債務	10	8
繰延税金負債合計	374	331
繰延税金資産の純額	841百万円	691百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.37%	32.82%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.76	1.04
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.33	△0.50
住民税均等割等	1.17	1.05
評価性引当額の増減	△30.73	△15.18
税率変更等による期末繰延税金資産の減額修正	12.81	4.82
その他	3.78	2.31
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.83%	26.36%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.82%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45%となります。この税率変更により、繰延税金資産は27百万円減少し、その他有価証券評価差額金は7百万円増加し、法人税等調整額は34百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は45百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされますが、これに伴う影響はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

- イ 当該資産除去債務の概要
 当行の営業店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。
 また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましても資産除去債務を計上しております。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
 使用見込期間を取得から主に47年と見積もり、割引率は主に1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	234百万円	215百万円
時の経過による調整額	3百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	一百万円
資産除去債務の戻入額	22百万円	一百万円
期末残高	215百万円	219百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,321	2,000	1,715	12,037

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,159	1,507	1,802	11,469

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	48円05銭	44円09銭
1株当たり当期純利益金額	7円44銭	8円37銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2円07銭	2円22銭

- (注) 1. 1株当たり純資産額の計算方法
純資産額から優先株式の発行金額25,000百万円及び優先株式配当額431百万円(前事業年度437百万円)を控除しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	876	925
普通株主に帰属しない金額	百万円	437	431
(うち優先株式配当額)	百万円	(437)	(431)
普通株式に係る当期純利益	百万円	439	493
普通株式の期中平均株式数	千株	59,057	59,030
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	227	221
(うち優先株式配当額)	百万円	(227)	(221)
普通株式増加数	千株	262,509	262,509
(うち優先株式)	千株	(262,509)	(262,509)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,098	82	72	6,107	4,614	97	1,493
土地	6,201 [2,696]	28	68 [61]	6,161 [2,634]	—	—	6,161
リース資産	271	82	—	354	83	37	270
建設仮勘定	—	48	—	48	—	—	48
その他の有形固定資産	1,936	127 [56]	276 [39] (44)	1,786 [16]	1,588	63	197
有形固定資産計	14,507 [2,696]	369 [56]	417 [101] (44)	14,458 [2,651]	6,286	199	8,171
無形固定資産							
ソフトウェア	990	37	—	1,027	872	64	155
その他の無形固定資産	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	990	37	—	1,027	872	64	155

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. []内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額[内書き]であります。当該増加額欄は土地からその他の有形固定資産への振替による増加であり、当該減少額欄は前記の振替、減損損失の計上及び売却による減少であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	17,424	11,970	0.10	—
借入金	17,424	11,970	0.10	平成28年4月～平成32年10月
リース債務	238	288	—	—
リース債務	238	288	—	平成28年4月～平成36年2月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。
3. 借入金及びリース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	11,660	133	95	57	24
リース債務 (百万円)	51	50	50	41	41

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「リース債務」勘定の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6,410	7,061	497	5,913	7,061
一般貸倒引当金	2,548	2,444	—	2,548	2,444
個別貸倒引当金	3,862	4,616	497	3,364	4,616
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	140	145	140	—	145
睡眠預金払戻損失引当金	92	151	38	54	151
計	6,644	7,358	676	5,967	7,358

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・主として洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	53	124	114	0	63
未払法人税等	7	29	26	—	10
未払事業税等	45	94	87	0	52

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成28年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金43,238百万円その他であります。

その他の証券 外国証券13,391百万円その他であります。

未収収益 貸出金利息303百万円、有価証券利息100百万円その他であります。

その他の資産 保証金481百万円、仮払金271百万円（代位弁済金、不渡異議申立提供金等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金 別段預金3,052百万円その他であります。

未払費用 預金利息730百万円その他であります。

前受収益 貸出金利息307百万円その他であります。

その他の負債 未払金131百万円、代理店借35百万円その他であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益（百万円）	2,575	5,844	8,375	11,469
税引前四半期（当期）純利益金額（百万円）	194	568	609	1,256
四半期（当期）純利益金額（百万円）	109	346	306	925
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	1.86	5.88	5.20	8.37

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（△は1株当たり四半期純損失金額）（円）	1.86	4.02	△0.68	3.17

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第97期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第96期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

事業年度（第97期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

第98期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出。

第98期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月27日関東財務局長に提出。

第98期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第97期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出。

第97期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出。

第97期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

第98期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

平成27年7月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月29日

株式会社豊和銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 行一	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 修	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 輝朗	印
--------------------	-------	-------	---

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社豊和銀行が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取権藤淳は、当行の第98期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取権藤淳は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当行の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、営業店及び本部を対象として、当行の事業目的に大きく関わる勘定科目である「預金、貸出金及び有価証券」の3勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記事項はありません。

5 【特記事項】

特記事項はありません。